

平成17年度

各会計予算審査特別委員会会議録

1. 日 時 平成17年 3月16日
開会 10時00分 閉会 16時54分
2. 場 所 幕別町役場 5階会議室
3. 出席者
 - ① 委員 (20名)

1 豊島善江	2 中橋友子	4 牧野茂敏	5 前川敏春	6 助川順一
7 堀川貴庸	8 乾 邦広	9 小田良一	10 前川雅志	11 杉山晴夫
12 佐々木芳男	13 古川 稔	14 坂本 偉	15 芳滝 仁	16 中野敏勝
17 永井繁樹	18 伊東昭雄	19 千葉幹雄	20 大野和政	21 瀬瀬太郎
 - ② 委員長 野原恵子
 - ③ 説明員

町 長 岡田和夫	助 役 西尾 治	収 入 役 小野茂義
教 育 長 沢田治夫	総務部長 新屋敷清志	企画室長 金子隆司
民生部長 石原尉敬	経済部長 中村忠行	建設部長 三井 巖
教育部長 藤内和三	札内支所長 瀬瀬良征	総務課長 菅 好弘
企画参事 羽磨知成	町民課長 熊谷直則	税務課長 久保雅昭
保健福祉センター所長 佐藤昌親	農林課長 増子一馬	商工観光課長 本保 武
土木課長 田中光夫	土地改良課長 角田和彦	施設課長 小野典昭
水道課長 前川満博	都市計画課長 高橋政雄	糠内出張所長 横山義嗣
会計課長 堂前芳昭	車両センター所長 橋本孝男	経済部参事 古川耕一
学校教育課長 飛田 栄	生涯学習課長 長谷 繁	図書館館長 平野利夫
給食センター所長 加藤光人	監査事務局長 森 広幸	農業委員会事務局長 長屋忠弘

ほか、関係課長及び係長
 - ④ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 高橋平明	課長 平田正一	係長 澤部紀博
---------	---------	---------
4. 審査事件 平成17年度幕別町一般会計ほか8会計予算審査
5. 審査結果 一般会計質疑
6. 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長

議 事 の 経 過

(平成17年3月16日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（野原恵子） ただいまより、予算特別委員会を開会いたします。

開催に入る前に、委員長といたしまして一言お願いを申し上げたいと思います。

不肖、私が予算特別委員会の委員長の重任を果たすことになりました。

つきましては、審査の重要性をご理解いただきまして、与えられました職責を全ういたしたいと思っておりますので、委員会運営につきましては皆さんの特段のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、審査の進め方についてご確認させていただきます。

まず、一般会計の歳出1款、議会費より。13款、予備費まで、1款ごとに区切り、審査いたしてまいりたいと思います。

その後、歳入の審査に入りまして、それが終わりましたから、歳入・歳出の総括的な質問をお受けしたいと思います。

なお、質疑に当たっては、必ずページ数と目・節を言ってから、発言をお願いいたします。

また、関連する質疑については、第一発言者が発言を終わったのち、「関連」と言って挙手をお願いいたします。

次に、特別会計及び事業会計につきましては、各会計ごとに、審査してまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

なお、答弁に立たれます説明員の方におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案第1号、平成17年度幕別町一般会計予算から、議案第9号、平成17年度幕別町水道事業会計予算までの9議案を一括議題といたします。

最初に、議案第1号、平成17年度幕別町一般会計予算の審査に入らせていただきます。

それでは、予算積算基礎並びに歳出1款、議会費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） はじめに、お手元に配布いたしております予算積算基礎に基づきまして、平成17年度の予算概要について、ご説明申し上げます。

予算積算基礎の1ページをご覧いただきたいと思います。

平成17年度会計別予算額総括表になりますが、一般会計のほか7特別会計と1事業会計の合わせて9会計からなるものであります。

合計欄にありますように、平成17年度当初予算額は、224億6,489万6,000円となりまして、平成16年度当初予算額と比較いたしますと2.4%の増となっております。

なお、予算編成に当たりましては、各会計にわたりまして、一般消耗品費及び旅費については、原則5%の減額、そのほか、職員の住居手当及び通勤手当の見直しなど、人件費や物件費の見直しを行いまして、経常経費の抑制に努めたところであります。

それでは、各会計別に前年度と比較した増減内訳等について、ご説明いたします。

はじめに、一般会計であります。127億902万4,000円で、前年度当初予算と比較いたしまして、3.6%の増であります。詳細につきましては、後ほど、2ページ、3ページの款別予算額の中で申し上げたいと思いますが、主な要因としましては、合併関連の電算システム導入に係る経費の増などによるものでありまして、これが7億2,000万円ほどありますことから、これを除きますと、実質2.3%の減となっております。

次に、国民健康保険特別会計は、23億6,000万6,000円で、前年度比0.1%の減、前年度とほぼ同規模

となっております。

次に、老人保健特別会計は、26億4,150万3,000円で、前年度とほぼ同規模であります。

次に、介護保険特別会計は、11億8,422万6,000円で、5.1%の増となっておりますが、主に、介護サービス給付費の増などによるものであります。

次に、簡易水道特別会計は、2億3,059万円で、101.6%の増であります。幕別簡水の施設整備工事に係る増が主なものであります。

次に、公共下水道特別会計は、16億5,173万4,000円で、20.5%の減であります。主な要因は、北栄地区区画整理事業関連工事、道道幕別大樹線立体交差事業関連工事など、建設事業費の減などによるものであります。

次に、公共用地取得特別会計は、2,111万9,000円で、前年度より1,720万円の増となっております。前年度までは起債償還利子分のみでありましたけれども、本年度から起債償還元金分の償還がはじまりますことから増となっております。

次に、個別排水処理特別会計は、1億6,020万6,000円で、4.0%の増であります。要因は維持管理費及び公債費の増によるものであります。

次に、水道事業会計は、15億648万8,000円で、前年度比較では26.7%の増であります。

下の表の再掲にありますように、このうち3条予算である収益的支出につきましては7.4%の減となっておりますが、資産減耗費の減及び消費税の減が主なものであります。

また、4条予算である資本的支出につきましては、当初費66.4%の増となっております。十勝中部広域水道事業団の受水に伴う施設整備費の増が主なものであります。

続きまして、2ページ、3ページの平成17年度一般会計歳入歳出款別予算額について、ご説明申し上げます。

はじめに、2ページの歳入について、主なものを申し上げます。

1 款の町税につきましては、前年度比4.3%の増で計上しております。

税目ごとの予算額につきましては、次のページ、3ページの下の表に載っておりますので、ご覧いただきたいと思いますが、まず、1 項の町民税につきましては、前年度に比較しまして、5.9%の増で計上しております。

給与所得の伸びが見込めないものの、農業所得の増が見込まれることが増の主な要因であります。

2 項の固定資産税につきましては、住宅の新築による増などから、3.5%の増で見込んでおります。

3 項の軽自動車税につきましては、保有台数の増加から、4.4%の増。

4 項の町たばこ税は喫煙率は低下しているものの、一昨年の税率改正によりまして、税率増がありまして、その影響もありまして、0.4%の増。

5 項の入湯税は、過去の利用客の実績見込み等から判断して、4.2%の減。

6 項の特別土地保有税は、前年度から新たな課税を行わなくなりましたことから、増減はありません。

以上、合計しまして、4.3%の増となっております。

2 ページにお戻りいただきたいと思いますが、2 款の地方譲与税につきましては、三位一体の改革による税源委譲分であります所得譲与税が4,500万円ほど増となる見込みによりまして、13.8%の増。

3 款利子割交付金は、利子所得の減などによりまして、25.0%の減、4 款の配当割交付金から10 款の地方特例交付金までは、過去の交付実績や今後の社会経済情勢等を勘案の上、見込んでおりますが、5 款の株式等譲渡所得割交付金の減を除きまして、前年同額で見込んでおります。

11 款の地方交付税であります。前年度比2.4%の減で計上しております。これは三位一体の改革によりまして、国において、地方交付税の総額について前年度並みを確保されるとされたものの、前年度の交付実績等を精査しまして、減額計上をいたしましたものであります。

なお、このうち、普通交付税分でありますけれども、前年度の交付実績額と比較しまして、3.5%の減、普通交付税分は3.5%の減で計上いたしましたところであります。

13款の分担金及び負担金は、5.9%の減であります。主に土地改良事業分担金及び道路橋梁事業負担金の減によるものであります。

14款の使用料及び手数料であります。12.4%の増であります。主な要因は、ごみ処理手数料の増によるものであります。

15款の国庫支出金であります。45.1%の増となっておりますが、地域インターネット整備基盤整備事業、道路橋梁整備事業に係る補助金の増などによるものであります。

16款の道支出金は、22.1%の増となっております。主に農業生産総合対策事業に係る農業費補助金の増などによるものであります。

17款の財産収入は、18.9%の増であります。これは主に公社貸付牛譲渡代の増によるものであります。

続きまして、飛びまして、19款の繰入金は、9.3%の減でありまして、これは財政調整基金及び減債基金の繰入金の減によるものであります。

21款の諸収入であります。20.3%の減であります。畜産基盤再編総合整備事業及び札内南大通、札内9号南通街路事業に係る受託事業収入が減となったことによるものであります。

22款の町債は、16.1%の増となりますが、合併関連の地域インターネット事業、それから電算統合システム構築に係る記載の増のほか、水道の第3次拡張事業、土地改良事業に係る起債の増が主なものとなっております。

次に、歳出であります。3ページをご覧くださいと思いますが、歳出の合計欄を見ていただきますと、前年度当初比較で、3.6%の増となっております。主なものにつきましてご説明申し上げますが、1款の議会費につきましては前年度比1.4%の増であります。道内研修に係る費用弁償の増が主なものであります。

2款の総務費につきましては、金額で7億464万1,000円の増、率では161.9%の増となっております。これは主に合併関連で電算システム導入に係る経費の増などによるものであります。

3款の民生費につきましては、2.6%の増であります。児童手当の増のほか、障害者支援費の増などが主なものであります。

4款の衛生費につきましては、20.7%の増であります。おもに水道事業の3次拡張に伴う出資金の増などによるものであります。

5款の労働費につきましては、1.2%の減であります。前年度とほぼ同様の事業内容となっております。

6款の農林業費につきましては、3.7%の増であります。農業生産総合対策事業で、J A札内の馬鈴薯貯蔵庫に係る補助金の増のほか、糠内農道整備事業及び三河畑総事業計画樹立に係る増などが主なものであります。

7款の商工費につきましては、3.8%の減であります。工業団地取得資金貸付金の減などによるものであります。

8款の土木費につきましては、6.3%の増となっております。札内駅南北線及び札内鉄道南沿線交通安全施設整備事業のほか、公園整備事業の増などによりまして増となっております。

9款の消防費につきましては、8.9%の減でありますけれども、昨年、訓練棟の移設経費が終了したことから減となっておりますほか、人件費の減などによるものであります。

10款の教育費につきましては、4.8%の減であります。これは埋蔵文化財調査の減などが主なものとなっております。

11款の公債費につきましては、13.7%の減であります。前年度は平成7年度と8年度に借り入れしました減税補てん債の一括償還がありましたけれども、本年度はこの部分の償還がなくなったため、減となっております。

12款の職員費につきましては、3.9%の減であります。住居手当及び通勤手当の減のほか、退職者の不補充などによる減となっております。

13款の予備費は前年と同額であります。

次に、4ページをご覧くださいと思います。

4ページには、ただいま申し上げました歳出予算を、性質別に区分したものであります。

まず、1の件費につきましては3.3%の減であります。先ほど申し上げました歳出同様、住居手当・通勤手当の減のほか、職員退職者の不補充によるものであります。

2の扶助費につきましては7.7%の増となっておりますが、民生費の方で説明しましたが、児童手当及び障害者支援費の増が主なものであります。

3の公債費につきましては13.7%の減であります。これも先ほど申し上げましたが、平成7年度・8年度に借入れしました減税補てん債の一括償還が終了したため減となっております。

4の物件費につきましては1.5%の減となりますが、消耗品費、旅費などの経常的な経費について、削減に努めたところであります。

飛びまして、6の補助費につきましては、9.9%の減でありますけれども、これは東十勝消防事務組合分担金の減とか、敬老祝金の減などが主な要因となっております。

7の投資及び出資金につきましては、262.6%の増であります。これは主に水道事業会計出資金の増によるものであります。

10の繰出金につきましては、8.6%の増であります。主に公共下水道特別会計及び公共用地取得特別会計などへの繰出金の増によるものであります。

12の投資的経費につきましては、37.6%の増であります。このうち、補助事業につきましては、91.9%の増であります。幕別札内線防衛施設周辺整備事業及び街路受託事業につきましては減となっておりますが、そのほか、地域イントラネット整備事業の増だとか、札内駅南北線交通安全施設整備事業の増などによるものが増の要因であります。

また、単独事業につきましては、8.0%の増であります。道路整備事業等につきましては減となっておりますけれども、電算統合システム構築事業の増が主な要因であります。

次に、積算基礎の5ページ以降についてでありますけれども、歳入の説明などのほか、歳出についての具体的な積算基準等を示しておりますので、ご参照いただければと思います。

なお、説明については省略をさせていただきたいと思います。

以上で、予算積算基礎の概要説明を終わります。

引き続きまして、別冊の一般会計予算書の1ページの方をご覧くださいと思います。

一般会計予算書の1ページになりますが、最初の1ページに、平成17年度における幕別町の一般会計予算に係る各種の定めが掲載されております。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億902万4,000円と定めるものであります。

同条の第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしまして、次の2ページから6ページまで、それぞれ定めるものであります。

第2条は、地方債について定めるものであります。詳細については後ほど説明させていただきます。

次の第3条では、一時借入金の借入の最高額を、本年度も昨年度と同様に30億円と定めるものであります。

それでは、次に7ページをお開きいただきたいと思います。

7ページ、第2表地方債であります。

本年度は、一番上の地域イントラネット基盤整備事業から、一番下の臨時財政対策まで、合計33事業18億1,870万円を限度額として地方債を起すものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、この表に記載しているということです。

続きまして、歳出予算1款議会費の説明に入らせていただきます。

59ページをお開きいただきたいと思います。

59ページ、歳出、議会費であります。

なお、予算積算基礎の説明の際にも申し上げましたが、歳出におきましては、1款議会費をはじめ、各款にわたりまして、原則として一般消耗品費及び旅費については5%の減額、そのほか人件費や物件費の節減など、経常経費の抑制に努めておりますことを申し上げ、ご理解をいただきたいと思っております。

それでは、議会費の説明をさせていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度予算額9,872万3,000円、本目は議員報酬ほか各種議会運営に係る経費であります。前年度比較140万4,000円の増となっておりますが、9節の旅費で道内研修に係る費用弁償分が増となっております。

60ページ、10節の交際費以下議会運営に係る各種経費となっております。

以上で、予算の概要の説明及び1款議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、予算積算基礎並びに1款議会費、合わせて質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 質疑がないようでございますので、予算積算基礎並びに1款議会費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、2款総務費に入らせていただきます。

2款総務費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） 2款総務費につきまして、ご説明申し上げます。

62ページをご覧くださいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、4,475万4,000円であります。

4節の共済費、7節賃金は事務補助及び宿日直業務に係る経費。9節旅費は前年度10万円の減額。次の63ページになりますが、11節需用費は、法令等追録代、事務用消耗品のほか、庁舎に係る光熱水費が主なものであります。12節役務費は、郵便料・電話料などであります。64ページ、13節委託料は、顧問弁護士委託料、広報配送委託料及び訴訟代理に係る委託料などあります。14節使用料及び賃借料は、細節2の複写機借上料、細節6給与人事管理システム借上料などが主なものとなっております。

次の65ページになりますが、2目広報広聴費、983万円、11節需用費の毎月発行いたします広報に係る印刷製本費が主なものであります。14節の広報誌編集システムの借上料につきましては、印刷経費の節減を図るため借上げるものであります。

次に、3目財政管理費、65万円。次のページの66ページの11節需用費の予算書の印刷製本費が主なものとなっております。

4目会計管理費、138万2,000円。本目は出納室に係る費用で、7節の臨時職員の賃金及び11節需用費の決算書の印刷製本費が主なものであります。

67ページ、5目一般財産管理費、4,234万円。本目は役場庁舎及び幕別中央会館、札内中央会館等の管理費用となっております。11節需用費は、幕別中央会館及び旧みどり資源公団の施設に係る光熱水費など。13節委託料は、役場庁舎の管理委託料など。次の68ページ、15節庁舎照明器具の改修工事は、省エネを推進するための費用ということになっております。28節繰出金につきましては、公共用地取得特別会計への繰出金で、札内9号南通用地取得事業の起債元金の償還が始まりますことから、1,720万円の増ということになっております。

6目近隣センター管理費、6,218万3,000円。本目は、40カ所の近隣センターと5カ所のコミセンの管理運営に係る費用であります。70ページの15節工事請負費であります。近隣センターの水洗化工事は、相川南近隣センターを予定しております。次の近隣センター解体工事は、旭町近隣センターの解体工事であります。

7目庁用車両管理費、1,068万円。本目は福祉バス2台、集中管理車両20台、車両センター管理車4

台など合計28台の車両維持管理費用であります。

71ページ、8目町営バス運行費、643万9,000円。本目は幕別駒島間の町営バス運行に係る費用で、13節の町営バス運行委託料が主なものであります。

72ページ、9目町有林管理費、467万9,000円。本目は町有林の管理費用であります。15節町有林整備工事は、本年度、除間伐を25.8ヘクタール、下草刈りを10.9ヘクタールを実施いたします。

10目の町有林造成費につきましては、2,313万6,000円であります。本目は町有林の造成に係る費用で、15節の町有林皆伐工事は、皆伐10.36ヘクタール、町有林造成工事は樹ごしらえを14.76ヘクタール及び植栽を9.71ヘクタールを実施いたします。

73ページになりますが、11目企画費、1,333万2,000円。本目は主にコミュニティ事業及び広域行政に係るものであります。13節委託料の地域新エネルギービジョン策定委託料は、NEDOからの100%補助を受けて策定をする予定となっております。

74ページ、19節、細節12NPO国際パークゴルフ協会交付金は、前年度まで補助金として150万円を支給していましたが、本年度見直しを行いまして、交付金として50万円を支給するものであります。

12目支所出張所費、411万7,000円。本目は札内支所及び糠内・駒島各出張所に係る費用で、7節賃金の各出張所に係る臨時職員の賃金のほか、事務用経費が主なものであります。

75ページ、13目職員厚生費、775万7,000円。本目は職員の福利厚生及び研修に係るものであります。9節旅費は研修に係る旅費であります。多くの職員が研修を受けられる体制とするなど、研修機会の拡大を図ってまいります。12節役務費は、人間ドッグが186人となっております。次の76ページの健康診断になりますが、健康診断としましては、延べ286人分を計上しております。職員の健康に配慮していきたいと思っております。次に、13節委託料は、専門的研修としまして、講師の派遣を委託をしまして行うとともに、受講機会の拡大を図ります。

次の14目公平委員会費につきましては、4万7,000円ですが、本目は、公平委員会開催に係る経費であります。

15目交通防災費、6,432万6,000円。本目は交通安全対策、防犯対策及び災害対策などに係る費用であります。1節報酬は交通安全指導員24名分の報酬が主なものであります。77ページ、7節の賃金は、交通安全推進委員1名の設置費用であります。11節需用費は、細節4交通安全啓発関係消耗品費のほか、細節7の防災対策消耗品費及び細節21の防犯灯の電気料、細節45防犯灯修繕料が主なものとなっております。78ページ、13節委託料の細節5環境調査分析委託料につきましては、例年同様、大気汚染、河川水質、騒音、ダイオキシンなどの調査を行うものであります。15節工事請負費では、防犯灯新設30灯、機具更新50灯分であります。19節の細節5につきましては、生活安全推進協議会へ補助をするものであります。

79ページ、16目諸費、1,992万3,000円。前年度比2,307万円の減となっておりますけれども、減の理由としましては、新たに目を設けまして、公区長報酬だと公区運営関係経費などを82ページにあります19目協働のまちづくり支援費として組換えしたことに伴いまして、減となっております。

なお、本目の諸費につきましては、1節報酬の各種委員会開催に係る報酬、これにつきましては、本年度は、特別職給料及び報酬審議会の開催費用を計上しております。19節は細節3の十勝町村会負担金だとか、80ページ細節12の幕別町・忠類村合併協議会など、他の科目に属さない各種負担金補助金などを支出するものであります。24節の投資及び出資金は、地域振興公社への出資金として、本年度10区画部分の計上であります。

17目基金管理費、345万7,000円。本目は各種基金から生じる利息あるいは寄付金等をそれぞれ基金へ積み立てるものであります。

81ページ、18目電算管理費、2,289万7,000円、本目は電算管理及び処理業務に係るものであります。

82ページ、19目協働のまちづくり支援費は、2,873万6,000円となっております。先ほど、16目諸費で説明しましたとおり、本目を新設いたしまして、公区長報酬や公区運営関係経費などをこの目に組換えするとともに、次の83ページが一番上の細節4協働のまちづくり支援事業交付金を昨年度から

やっておりますけど、拡大して交付するものであります。

20目電算統合システム整備事業費、7億2,488万4,000円。本目も新設となっておりますけれども、合併関連で公共施設間を結ぶ地域イントラ基盤整備事業及び電算統合システム構築事業のほか、北海道と北海道内の市町村が共同で開発する北海道電子自治体プラットホーム事業などの費用であります。

84ページ、近隣センター建設事業費は廃目となっております。

2項の徴税費、1目税務総務費、206万4,000円。1節の固定資産評価審査委員会委員報酬のほか、附加事務等に係る臨時職員の賃金、事務用経費が主なものであります。

85ページ、2目賦課徴収費、1,770万3,000円。本目は賦課徴収に係る費用であります。13節委託料の細節8公売不動産鑑定等委託料は、差し押さえ物件の公売を行う予定であります。細節9は3年の一度の路線価設定に係る費用となります。

86ページ、3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費、472万8,000円。本目は戸籍及び住民登録事務に係る費用であります。13節委託料の住基ネットワークシステム関係費用、87ページ、14節の複写機借上料及び住基ネットワークシステム機器借上料に係る費用が主なものであります。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、31万7,000円。本目は選挙管理委員会開催に係る費用であります。

88ページ、2目農業委員会選挙費、104万7,000円。本目は平成17年7月執行予定の農業委員選挙に係る費用となっております。

次に、89ページ、次の参議院議員選挙費につきましては廃目となっておりますが、5項統計調査費、1目統計調査費、1,578万6,000円で、前年比1,280万2,000円の増になりますが、本目は各種統計調査に係る費用で、本年度は国勢調査の年となりますことから増となっております。

90ページ、6項監査員費、1目監査員費、256万3,000円。次ページの91ページになりますが、1節の監査員報酬のほか、監査業務に係る経費であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

質疑ありませんか。

芳滝委員。

○15番（芳滝仁） 3点ほどお伺いをしたいと思います。

ページ数は70ページ、6目近隣センター管理費、19節近隣センター運営交付金についてであります。

これは運営委員会の方に交付をされているお金で、その中で地域の方々で運営管理をしていただきたいということで交付をされているお金だと心得ております。

その中から管理人の賃金が支払われていると確認をしているわけでありまして、戸数によりその交付金の増減があることは存じ上げておまして、その中で、運営委員会の方で決定されて、その管理人の賃金を支払われているようでありまして、そのことにつきまして、パーセンテージだとかそういうことを提示されているのか。

近くの方で、うちは幾ら貰っているというような話で、全体的な話が見えなく、うちは少ないだとか多いだという話が聞こえるわけでありまして、それは運営委員会に任されてある世界でありますから、私どもが申し上げることではないのでありますけれども、何かその辺で筋の通るひとつの説明みたいなものがあればなど、こう思って質問させていただきます。あと、仕事の内容につきましてでありますけれども、一部ではセンターの駐車場の除雪までされていて大変だったというふうな話があって、その辺の管理人の仕事の内容につきまして、ある程度意思統一をされているのかどうか、その辺もひとつお伺いをしたいと思います。

二つ目であります、ページ数76ページ、15目交通防災費、1節の報酬のところでありまして、交通安全指導員の報酬につきまして、前年も前々年も27名であったと思っております。それが24名に減員をされています。

どういう理由で減員をされたのか、また、どこが減員されているのかということをお聞きしたいと思います。

あと、ページ数83ページ、19目協働のまちづくり支援費、19節協働のまちづくり支援事業交付金についてであります、一つだけお伺いをしたいと思います。

私のところにいただきました資料の中に、最後のところに防災支援という形で示されておりまして、大変非常に私は良い支援事業だというふうに評価をしているわけですが、その防災計画の策定というその計画書の策定に係る経費が3分の2補助をしますよということで、限度額が7万円ですか、されてあります。そのところで、おそらくこの防災計画と申しますのは、防災マップのようなものでやるのでしょうか。これは全公区的全戸に配布すると、こうなっておりますから、その避難所だとか道路だとか、あと携帯用品だとか、いろんな防災のためのそういうその防災マップのようなものであるのでしょうか。その辺をちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（菅好弘） まず、1点目の近隣センター運営交付金についてなのですが、私どもの方としましては、管理人の賃金ということで支出をしているわけではなくて、近隣センターの運営に関する全体の経費ということで積算しております。

積算の中身といたしましては、均等割、それからその利用する地域の戸数割、それから利用回数等による特別な部分での加算というような三つの視点から運営交付金を出している状態です。

今、ご質問ありましたように、管理人の賃金等については、町全体の運営委員会というのがありまして、その中でも、運営委員長さんからも、最近、非常に管理人賃金というお話もあるのですが、これについては、私たちは、先ほど申しましたように、運営全体にかかわる経費という見方をして出させていただいているという説明の中で、その地域によって特殊事情が発生して、管理人さんの賃金を考える場合は、その地域の運営委員会の中でご検討いただきたいということをお願いしているところでございます。

除雪につきましては、特別な要素、例えば、そこで葬儀が行われるとか、そのようなことで緊急的に対応する場合は、町の方で行う場合もあるのですが、現実的には管理人さんの仕事という位置付けではなくて、運営委員会の中で対応をお願いをしたいという考え方でお願いをしているところでございますので、ご理解をいただければと思います。

○委員長（野原恵子） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 交通安全指導員の件でございますけれども、昨年から2名の減ということになります。二人の方が退職されて、その中で配置状況等を見直しをしております。

それで、今回につきましては、幕別小学校校下1名、それと札内北小学校校下1名というようなことで、教育委員会、また、学校と協議いたしまして、配置換えだとか、その中の減ということで進めさせていただいたところでございます。

○委員長（野原恵子） 企画室参事。

○企画参事（羽磨知成） 防災計画の内容についてであります、イメージとしては、防災マップというよりももっと総合的な内容になるかと思えます。

例えば、地震・火災の起きた際の安否確認の方法をどうするか、地震が起きた際のまず一時的な集合場所をどこにするか、また、最悪の事態を想定した場合の炊き出しの方法をどうするか、そういう総合的な内容になるかと思えます。

○委員長（野原恵子） 芳滝委員。

○15番（芳滝仁） 近隣センターの管理人のことなのですが、大体20万円の交付金がきていたら大体18万円だとかというふうな形で賃金が支払われております。23万円のところは20万円だとか、そういう形で賃金が支払われておりまして、それは運営委員会の中で決定されているわけですが、その辺のひとつのある程度のパーセンテージみたいなものを話し合いの中でされたらどうかというふうな、これはそこまで指導するのがいいのか悪いのかわかりませんが、ちょっと不

公平感、わけがわからないで不公平感のようなものがあって、そういうちょっと雑音と申しますか、聞こえてきておりますので、その辺の対応について、どうなのかなということをやっと申し上げたいと思ったわけであります。

協働のまちづくりのことなのでありますけれども、いい形だと思っておりますが、実は有珠山の近くの自治体のところに仕事に行ったときに、大変いい話を聞かせていただきまして、こういう総合的な計画書が各戸に配られてあって、それも公区別に大まかでできてはいるけれども、公区別な形の避難所であるとか、炊き出しだとかという形ができてはいるという。決して一人で逃げないようにだとか。訓練の中で私は誰と一緒に逃げる、どの道を通って逃げるというふうな形で、計画書が出て、年に1編訓練をしていると。そして、噴火がありまして、その通り住民が対応をして、年配の方が一人も怪我することなく避難できたということで、非常に自治体が住民から評価を受けたということをお聞かせいただいております。

そういう意味で、私はいい計画だと思っておりますが、そういうことで、この補助率が3分の2なのでありますけれども、これにつきまして、ちょっと疑問と申しますか、公区は大変お金がなくて、その中で運営しております、支援事業自体は私は評価するのでありますけれども、本当に公区でお金を出してやれて、できるのは一つか二つかというふうな状態であろうかと思っております。

この防災のことにつきましては、本当に計画としては、公区で比較してもらって検討してもらいたいけれども、その辺についての印刷経費だとかそういうことにつきまして、全額補助をしていくということでない、公区でやれるところはマップが配られるけれども、やれないところは配られないということになったときに、何か起こったときに、ある公区がうまく避難することができたけれども、ある公区はうまく避難ができなかったということがあったときに、ちょっと不公平が生じるのではないかという、この事業を検討された公区の方から話がありまして、なるほどなところだと思っております。

その辺の、それを一応協力はしていただくわけでありますから、そして、それに基づいてこのいわゆる訓練につきましては、その3分の2でも2分の1でも補助をして訓練をしてもらうという形でやっていくことが、防災につきましては公区の人がやりやすい形になるのではないかと。そしてそのところで公平を保つことができるのではないかとというふうな、そういうその思いがするわけでありますけれども、どうぞございますでしょうか。

○委員長（野原恵子） 委員、前半は答弁必要ですか。

○15番（芳滝仁） パーセンテージと申しますか、そういう基準。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（菅好弘） 管理人賃金を町の交付金の中でどれぐらいに占める割合にするのかというパーセンテージについては、先ほども申し上げましたように、交付金自体が管理人賃金という位置付けの中で出していないという部分もありますので、なかなかこの辺は難しいのかなと。確か、平成9年に参考資料としてお聞きしたという経緯があります。その中で運営交付金のほとんどが管理人賃金に使われているという実態は理解しているところなのでありますけれども、そういう趣旨で私たちも考えております。

ただ、地域の実情というのは、そういったところにあるというのはわかりますので、運営委員会、年の1回なのでありますけれども、開かれますので、その中で地域のお話なども良く聞いて、今後の参考にさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（野原恵子） 企画室参事。

○企画参事（羽磨知成） 防災計画の補助率の関係であります、一応、協働のまちづくりの精神といえますか、根本をなすものは、行政と住民との協働ということで、そこでのひとつの役割分担ということで3分の2の補助とさせていただきます。

ただ、この検討委員会の中でこの程度がよいだろうという結論でありましたので、今、忠類との合併におきまして、公区の運営費の見直しも行っているところであります。

今のところその運営費の方は増額の方に向かうのではないかというような方向でありますので、そうした中でそういう費用も使うことも考えていただいて、ぜひ、計画の策定をしていただきたいと思います。

なお、まだこの協働のまちづくり事業については、これが完成、決定ということではありません。どんどんこれから拡大・変化もしていきますので、そういう検討委員会の中での検討も、今、おっしゃったようなことも検討させていただきたいと思っております。

○委員長（野原恵子） 豊島委員。

○1番（豊島善江） 今の関連なのですが、1点目は交通安全指導員のことです。

今の答弁の中で、26人から24人に減らしたということでしたが、前年度の予算書では27人ということで組まれていました。私はこういうふうにも組まれてきたということは、やはり必要だったから組まれてきたのだなと思っていたのですが、今のお話を聞きますと、2名が退職をして、それで2名減らしたということでしたが、退職をしたから補充をしなかったのか、必要がなかったのかということになると思うのですが、私は逆に、今、住宅の張り付きが広がってしまっていて、住宅の数も増えています。そして、併せてたくさんの犯罪が全国的に広がっているということでいえば、これは減らすどころかきちんと増やしていくという町の姿勢が大事だと思うのですが、その辺の理由をもう一度明確にお願いしたいと思います。

それから、ページ82ページ、これも関連なのですが、協働のまちづくり支援事業のまちづくり支援費なのですが、今、防災の話しが出されました。私はこのまちづくり支援事業、これは完成でないということでありましたけども、900万円の予算が組まれています、これのおおまかな中身を示していただきたいと思います。

それから、完成ではないけども、早めて実施したという除排雪に関してですね。これの実績と色々な出てきた問題点なんかもありましたら、ぜひお願いをしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 交通安全指導員でありますけども、16年度の予算につきましては、27名ということでございましたけども、15年度で1名減となっております。それにつきましても予算書の作成後に退職したというようなことで、26名で16年度はスタートしております。

17年度につきましても2名退職されるということで、2名をそのまま補充しないということをいたしますけれども、交通安全指導員につきましては、対象が小学校1、2年の児童を対象にして張り付けをしているところがございますけども、今回、幕別小学校につきましては、須田商店の前、この方が辞められるということになりまして、野崎商店の前でも1名張り付けております。そのところは、児童等があまりいないというようなこともございまして、配置換えというようなことをさせていただきました。

また、北小の方につきましても、児童の減少も1、2年は見られるというようなことで、ここも減とさせていただいたところがございます。減ということ補充しないということでさせていただいたところがございます。

この交通安全指導員につきましては、今、町の方も交通指導員だけでいいのかと、いろんな中身の職も検討しておりまして、これからどういうことでやっていくのかということでも含めた中で、検討したいと思っております。

今、防犯関係もいろんな不審者等も出てきておりますので、これらの防犯も含めた中でやっていくような方向でいきたいと思っております。

○委員長（野原恵子） 企画室参事。

○企画参事（羽磨知成） 予算900万円の内訳でございますが、公区案内板整備と公区内地域サイン整備で大体100万円ぐらいを見込んでおります。

公区コミュニティ支援事業、いわゆる公区内の盆踊り等の各種事業に対する支援、これにつきましては150万円、公区的环境美化支援、ごみネットの設置とか公園等の管理で300万円、公区助け合い活

動支援、雪かき支援、雪の堆積場の確保、地域内の除排雪、地域内排雪等で280万円、公区防災活動支援で86万円、これを積算の基礎としております。

それと、今年度実施の状況であります、現在まで挙がっていますが、雪かき支援が2件、雪堆積場の確保が2件、地域内排雪が1件、計5件であります。

この中で、何か問題点があったかどうかということではありますが、特に地域内排雪の関係なのですが、非常に手続きといえますか、道路占用許可なんか、警察署への手続きが必要になります。これに関しましては、1カ所やったときにわかったわけなのですけども、たまたまその前に、更別村の方で事故がありまして、それから法律通りに申請を出してくれということになりましたので、この点については大分公区の方でもご苦労なさいました。当然、私たちどももサポートはいたしました。

それと、排雪の関係でもう1点申し上げますと、交差点だけの排雪はどうなのだろうか。道路全部でなくて、交差点が非常に見にくいのだと。その部分だけの排雪はどうなのだろうかというようなご意見をいただきましたが、今のところそれは要綱の中に入っていないので、今後、検討させていただくというようなことになっております。

○委員長（野原恵子） 豊島委員。

○1番（豊島善江） 交通安全指導員のことなのですが、今、いろいろな交通安全指導員だけでいいのかということも含めて検討しているということでありました。

私は、検討している途中ですよ。この途中の段階でなぜ交通安全指導員を減らしていくのか。これは非常に乱暴なやり方ではないかなというふうに思うのですよね。

北小の方では、今、2カ所とも減少をしているというようなことでしたけども、私は子ども自体は減少はしていないと思うのですよね。そこを通っていた子どもが、多くがほかの道路を通るようになったとかいう原因がない限り、私はこの大きく減少しているというのが、どうもちょっと理由が納得できないのですけども、その辺はどうなのでしょう。

それから、この住宅が結構張り付いていて、新しい団地ができていの中で、本当に危険な道路はどこかとか、それから父母や何かはどういう声を持っているかということなんかも十分聞く体制を持たなければいけないと思います。

それから、もう一つは、この指導員の方たちが、交通安全指導員なんだけど、ほかの交通だけではなく、防犯の非常に大きな役割を果たしているのだということも、これはほかの地域の実態なんかでも出てきていますし、札内、幕別でも最近不審者がすごく多くなってきているのですよね。これは夏にかけてますます増えてくるのではないかなと思いますし、実際に被害に遭いそうになって逃げたということも出てきていますからね、これはこういう方向で減らしていくのではなくて、ぜひ、良い方向で検討もしていただきたいし、良い方向で拡充もしていただきたいと思うのですが、その辺もう一度お願いします。

○委員長（野原恵子） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 今回、補充しなかったといえますのは、先ほど申しましたけども、やはり1、2年生を対象として配置している部分でございます。それで、全体の配置の中を見直した中で、その部分では今のところ必要がないだろうということで減員したところでございます。全体としては必要ないということではなくて、たまたま今回はそこに立っていた部分につきましては、子どもが交通指導員減らしても問題がないというような判断をさせていただいたところでございます。

それで、防犯の関係につきましては、今、教育委員会ともいろいろ調整等もしておりまして、確かに交通安全から防犯の方も必要だろうというようなことになってございます。

また、確かに危険ということもございまして、道路の交差点全部に配置するのかということになりますと、なかなかそういうことになりませんし、信号ののところの状況についてもどうなのか。本当に必要なのかという部分もございまして。

今、交通指導員等に調査をしまして、子どもさんについては交通指導員に聞いて渡っていいのかいということでも渡る子どももいると。逆に配置していることが本当にいいのかどうかという部分

もありますので、これら含めた中で、今言ったのは信号機のところですよ。ですから、そういうものを含めた中で、これからいろいろ防犯の関係もからめて検討していきたいと思っております。

○委員長（野原恵子） 豊島委員。

○1番（豊島善江） 今、地域の危険箇所のマップなんかもつくるということで、この間答弁ありましたけども、そういうことも含めながら、町内全体のやはりここにきちんと立っていた方が必要だという場所は、さまざまな関係の皆さんからもきちんと意見を集約しながら、決して後退しない形でやっていただけたらと思うのですね。

特に、今、1、2年対象と言われましたけども、交通の問題だとか犯罪の問題というのは低学年だけということではないのですよね。特に犯罪に遭ったりする場合は、5年生、6年生でもそういう場面に遭いますし、そういう点では限定をしないで、前進的に考えていただければと思います。

○委員長（野原恵子） 豊島委員、答弁はいいですか。

そのほかに。

審査の途中なのですけれども、この際、11時15分まで休憩をいたします。

10:58 休憩

11:15 再開

○委員長（野原恵子） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

堀川委員。

○7番（堀川貴庸） 関連して質問させていただきます。

先ほどの82ページ、19目協働のまちづくり支援費の19節協働のまちづくりの支援事業交付金の中の公区の助け合い活動に係る支援について、もう少し質問させていただきます。

この支援事業は、主に除排雪に関しての支援事業だと思っています。

雪かき支援、それから雪堆積場の確保、それから地域内の排雪については、それぞれ実績があるように企画室参事の方から説明をいただきましたが、地域内の除雪機械の導入について、実績がなかったように思います。問い合わせだけでもこれはまずあったのかなかったのか。まず、示していただきたいと思います。

○委員長（野原恵子） 企画室参事。

○企画参事（羽磨知成） 正式な問い合わせはございません。

○委員長（野原恵子） 堀川委員。

○7番（堀川貴庸） 問い合わせもないとなると、これはどういったところに原因があると、今のところ分析していますか。

○委員長（野原恵子） 企画室参事。

○企画参事（羽磨知成） 出前講座等で公区长さん方と、出前講座の場では、やはり一つには高額であるということ。大体50万円ぐらいの機械でないと、その能力を発揮できないと。となると、2分の1ですから25万円の補助で、公区の持ち出しが25万円になると。それで10年間は使っていただきたいというような方向ですので、まずその25万円の捻出ができないということがあろうかと思っています。

それと次に、管理の問題です。その機械をどこに置くのか。そして誰が使うのか。その問題も指摘はされております。

同様な制度を帯広市の方でも持っておりますが、やはり帯広市の方でもそういうことがネックになっているのか、今のところはそういう申請がないというようなことであります。

○委員長（野原恵子） 堀川委員。

○7番（堀川貴庸） これは公区の街路の中でもやはり細い道もやはりあって、見通しの悪いところもあると思います。それで、この除雪機械の導入については、もう少し使いやすいような形で検討に入ったらどうかというふうにも思います。今回、除雪機械ということだけなのですけれども、もう少

し幅広く考えて、融雪機または融雪装置なようなものも、この支援事業の中に考えてはどうかと、そんなふうに思うのですけれどもいかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 企画室参事。

○企画参事（羽磨知成） 先ほど申し上げましたように、やっぱり25万円という公区の負担がありますので、年度途中のことでしたので、公区の方でも対応しきれなかったのかなという感は確かにあります。ですから、今年3月、4月にも公区の総会が各地で開かれると思いますが、その中では一つの話題になってくるのかなと。そこで出てくることを期待はいたしているところであります。

次に、融雪機とか融雪装置の件なのでありますが、融雪機については、私は何件かその融雪機を設置している場所を見てはいるのですが、固定して使う分には確かに有効なのかなという考えはあります。ただ、移動するとなると、小型トラックに足場をかけて積んだり、また、かなり重いものですから、移動するのも大変だというような感がありますので、この融雪機のことについてはもう少し検討させていただきたいと思っております。

○委員長（野原恵子） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 豊島委員の関連でお伺いをしたいと思います。

先ほど、属に言うそのみどりのおばさんの削減の話であります、一つは、本町地区、具体的に言えば、幕大線の野崎さんのところの前のあそこを削るというのでしょうか、行わないようにするというお話しでした。その説明の中で、小学校の低学年、1年、2年、3年ぐらいなののでしょうか。いなくなったのか少なくなったのかちょっとわかりませんが、ただ、非常に私、あそこ近くなものですから見ているのですけども、道道ということもございまして、大型車両が頻繁に速度もそれほど落とさないうで通行する場所であります。

そして、あそこは小学生に限っていうと減ってくるとかいろいろなことがあるのかと思っておりますけども、そこに幼稚園がありまして、当然、幼稚園の子どもが、もちろん車で送ってくる人もいるでしょうけども、当然、これから暖かくなってくると徒歩で幼稚園に向かう子どもも見受けられるわけですけども、その辺のその調査というのでしょうか、あそこを横断してくる幼稚園生がどのぐらいいるのかというような調査も行った上で、そういう結論を出したのかどうか、お伺いしたい。

それと、協働のまちづくりでありますけども、非常に私は制度としてはいい制度だろうというふうに思っています。評価はしています。ただ、その事業自体、これはあくまでも公区、一つの公区であろうと複数の公区であろうといいということですから、そこはいいのですけれども、ずっと見渡していますと、必ずしも公区という単位ではなくて、いろんな団体というのでしょうか、会をつくっていることをやっていることもあるのです。

それで、私なりに調べたのですけども、要綱の中に、その他町長が認めるものという1項があるのです。それは小さく書いてあるのですけども。私はそういった意味で、原則公区はいいのですけども、そのほかのそういった実績のある団体ですとか、そこは精査はしなければいけないと思っておりますけども、そういったことを認めるのであれば、この事業を目的を達成させるという意味では、公区に限らないで、特に町長が認めるものが該当するということであれば、もう少し町民に対して、その辺の周知をすべきでないかというふうに思うのですけども、いかがでしょうか。

それと、委員長、ついてですからもう1点、これは関連ではありませんけども、お許しいただければついでにやってしまいたいのですけど、どうでしょうか。

よろしいですか。

○委員長（野原恵子） はい。

○19番（千葉幹雄） それでは、お許しをいただきましたので、職員の方の、これは総務費、厚生費に入るのか企画費に入るのかちょっとわかりませんが、職員の方のネームプレートのことなのですけども、これは職員の服務規程の中に、つけなければならないということで、ほとんどつけていますね。そこはいいと思っておりますけども、ただ、庁舎内をずっと見渡しますと、自分で手製のものをついたり、そしてこれは1階の町民課でつけているものなのですが、私は非常にいいものだと思って見

ています。写真を入れて、幕別町民生部町民課何々係、そして役職も入って、主任とか係長とか。そして写真を入れて大きくわかるように、フルネームで。こういうことは私は非常にいいことだと思うのですが、自分でつくっている人もいる、役所で決めたものもある、あるいは課で決めたものもある。そういった意味で統一性が非常にとれていなくて、町民から見たときに、どうなっているのかなというような、そういう疑問が私は出てくるのだらうと思うのですが、その辺はいかが考えられているのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 幕小関係の交通指導員でございますけども、野崎さんの前でございます。ここには幕別小学校下の子どもは、今7名ほど通学で通っております。その中で小学校の1、2年生についてはゼロという結果になってございます。

それと、幼稚園の関係の調査でございますけども、これらについてはちょっと調査はしてございません。といいますのは、幼稚園の子どもの通園につきましては、保育所も同じでございますけども、父母が責任をもって玄関まで送迎するというのが基本となっておりますので、これらについては調査していないところでございます。

○委員長（野原恵子） 企画室参事。

○企画参事（羽磨知成） 協働のまちづくりの実施主体の関係でありますけども、協働のパートナーとしてはやはり今申し上げましたような行政区のほかにも企業だとか、また、地域内を横断的に構成される目的をもった団体等が多々あるかと思えます。

ただ、私どもの今回、協働のまちづくりの事業の展開にあたっては、その第1段階として、いわゆる地縁的な組織である公区をまず対象とさせていただいたところでありまして。

今、千葉委員のおっしゃるとおり、そのパートナーとしては、その目的をもった団体、または企業とかも、対象には、視野には入っておりますが、そのまだ具体的な動きというか、私どもの動きの方はまだ検討している段階でありますので、その目的達成のために、そのパートナーとして町と協働の役割が果たせるものであれば、その団体とも協議させていただきまして、拡大していく方向で検討してまいりたいと考えております。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（菅好弘） 職員のネームプレートの関係でございますけども、確かにご指摘のように、私たちの職場の中でも一部そういった新しい形のものに導入をしているところもございます。

管内的に見ましても、そういった大きなものに変えていくという流れもありまして、今、合併いたします忠類もそういったものを使われているところがあります。

そのようなことで、私どもも見直しというよりも、検討しなければならないという課題については理解をしておりますので、職員の中でいろいろ意見を交わしながら、できるだけネームにつきましては住民に理解をしていただける、住民にわかっているものというのが前提にありますので、研究していきたいというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 協働のまちづくりの関係ですけども、そういったことも視野に入れていきたいということでもあります。そして、なおかつさっき言ったように、要綱にその限りではないということも謳っているわけですね。

ですから、その辺は積極的に、原則的には公区でいいのですよ、それはそれでいいのですが、その他、ここは難しいところでしょうけど、やみくもに広げるといふわけにはいきませんが、少なくとも何年もやってきている実績のあるところとか、そういう公共性、誰が見てもそういうものだという点についてはその限りではありませんよということ、何かの機会に私は周知すべきだというふうに思います。

広げていきたいということはわかりましたけども、そういうその町民に対してのそういう考え方、お知らせいただきたい。

それと、ネームの話ですけども、私は非常に、それぞれの判断だとか課の判断で、これ1階でやっているのですよね。私聞いたのです、何でやっているのって。いいことなのですよ。私たちは窓口業務で、町民の人が来るからという、まさしくその通りだと思うのです。

ただ、これは窓口業務だけのことではなくて、1階から4階、5階まで同じなのです、環境はね。ですから、そういった意味では、本当にこれがいいということをお認めるのであれば、私は早くやるべきだと思う。忠類と合併するとかしないとかということではなくて、民間でしたら、いいということだったらすぐやりますよ。明日からとは言いませんけどもね。

だからそういった意味で、忠類と合併は一つの機会になりますけども、でも、いいことであれば1年待たないで、私はよりよい、町民に見てわかるものと言ったって限界がありますから。簡単にできますことは。だからそういった意味で、1日も早く、本当にいいことであれば対応すべきだと。何か問題があってしないというのであれば、それはそれでいいけども。いいということであれば早く進めるべきだと思いますけど、どうでしょうか。

○委員長（野原恵子） 室長。

○企画室長（金子隆司） 協働のまちづくりの関係でありますけれども、今、参事がお答えしましたように、パートナーとしての概念は持っております。しかしながら、最初に地域ありきだろうと。そして、そのことが浸透していった、NPOあるいは公共的団体、それらに拡大していくことが本来の協働のまちづくりにつながっていくだろうと、そういうイメージは持っております。

ただ、積極的に宣伝をしていくかという段階には、まだ至っていないような感じもいたします。

それらの団体とも構成メンバーを変えながら検討していくことになるのだろうというふうに思っておりますけども、中長期的な視点は千葉委員さんのおっしゃるような方向は持っております。積極的にと言われるところが非常に問題でありますけれども、これも住民検討会議など相談いたしまして、早期に結論を出しながら、必要のあるものについては、基盤づくりというのは大事なのですけども、その基盤ができていくかどうか、住民に浸透しているか。そして次の段階に進めることがどうだろうかというようなことも含めまして、検討をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（菅好弘） ネームプレートにつきましては、そういう形の中で、前向きに取り組んでいきたいというふうに思っています。

○委員長（野原恵子） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 協働のまちづくりですけども、ちょっと室長の答弁で半歩後退したかなというような気がするのですけども、これ、具体的に、ここで言うのはどうかと思いますけども、例えば、名前は伏せますけども、今は本町の大通りですとか、それから駅前通りですとか、糠内通りの一部ですとか、冬の間イルミネーションを点けたりいろいろしていますよね。そういう団体ありますよね。私はこういった団体、当然それは公区とは関係ありませんよ。

そういう気持ちのある方が集まって、そして自分たちでやっているわけですけども、それはある意味では、これは地域コミュニティ支援になるのか、美化の支援になるのかわかりませんが、私はこういう、それももう何年もやっているわけです、10年近くやっていると思うのですよね。だから、こういったそれはやっているその団体がなかなか該当しないということであれば、やっぱりこれはちょっとやろうとしていることはわかるのですけども、本当に協働のまちづくりということが達成されていくのかなというような気がするのですけども、その辺どうでしょうか。

○委員長（野原恵子） 企画室長。

○企画室長（金子隆司） おっしゃることは十分わかります。

基本的には基盤整備といいますか、住民の意識醸成というのが大事だということがなければ、まず次の段階に進まないだろうと。いろんな例があります。例えば、ボランティア団体が除雪をしたり等々あります。これはそれぞれの団体の設置といいますか、意識というものもありますので、なかなか行政がメニューを決めて、それを与えるような形ではなくて、いろんな声があろうかと思います。

そのことは、これからも多めに検討していこうという姿勢でありますので、今言ったようなことも含めて、どの程度、どういう時期がという、それから団体のその意思というものの整合性もやっぱり考えながら、十分に検討していく必要があるのだろうと。といいますのは、検討する仕組みとしては、行政区長さんをはじめとする検討会議だけしかありませんので、これはやはり一方の視点になってはいけないということだろうと思います。

したがって、次の段階に進める場合においては、今、千葉委員さんがおっしゃったようなことも含めて、構成メンバーも考えながら、再構築していくというようなことも出てくるのではないかと。

ただ、要綱の基本には、町長が必要と認めればという項目がございますが、それがどの程度の範囲までかという整理がまだできておりません。そういうことですから、多くの人たちにもまた意見を聞きながら、構築できる場面があれば、それらの具体的な事例も含めて、住民検討会議プラスアルファというような形で検討していかなければならない。

そんなふうに思っております。

○委員長（野原恵子） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 大体わかりました。

ただ、誤解のないように私も申し上げたいと思うのですが、学校や何かでボランティアで除雪、独居老人や何かやっていますよね。私も「うーん」と思ったのですが、これはまた違った問題だと思うのです。それも該当すれとかということは、私は今の段階では、学校としては教育的な見地だとかいろんなことから社会活動の一環としてそういうことを子どもたちにやらせるという、そういう目的があってやっているのだろうと思いますから、そこも該当させるということは言いませんけども、今言ったような団体みたいに、本当に、何と言うのでしょうか、仕事が終わってから夜遅く寒い中一生懸命やっているのを見ると、なにがしかのこういう制度があるのであれば、私はそこら辺は理解してやった方がいいのかなというふうに理解すべきだと、行政側にですね。そういうことで申し上げたまでです。

○委員長（野原恵子） 答弁必要ですか。

中野委員。

○16番（中野敏勝） 73ページの11目企画費というところの細節は1と13にありますけれども、地域新エネルギービジョン策定、この部分でちょっとお伺いいたしますけれども。

去年だっと思っておりますけれども、地域エネルギー推進リーダーの要請というのが、募集されておりましたけれども、この応募はどのぐらいあったのか伺いたいというふうにおもいます。

それと、役場に入って1階ですけれども、ロビーのところに電気の消費量や使用料などの表示が出る省エネナビというのが設置されました。これについての、役場の職員は当然全部が知っていて、それを承知して意識啓発に取り組んでいるものと思っておりますけれども、この成果というか、また、あそこへ来て、住民が来て、見て、これ何だというようなことで、質問や何かすると、どこかで説明してくれる人がいるのかなというふうな気がするだけでも、こういうようなことをちょっと聞いてみたいというふうに思います。

それと、公用車なのですけれども、たくさんの公用車があるわけですけれども、ハイブリッドカー、これを1台ですけれども導入されていますよね。その使った部分の効果というか、こういうデータ、そういうものはしっかりとって、次の資料にしようとしているのかどうかを伺いたいと思います。

○委員長（野原恵子） 企画室参事。

○企画参事（羽磨知成） 省エネ普及の推進員の関係ですが、応募は2名ございました。講習が札幌でございましたので、枠がありまして、幕別町からは1名に参加枠が与えられまして、現在1名が認定されているところであります。

次に、省エネナビの関係なのですが、昨年11月に設置いたしましたので、このことにつきましては、広報等でも周知しているところでもあります。ただ、昨年のデータがまだ入っていませんので、今年入ったデータが来年の比較と、利用されることとなります。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（菅好弘） 公用車の関係でございますけれども、ハイブリッド車につきましては、17年度で導入を予定しているというところでございますので、ご理解をいただければと思います。

○委員長（野原恵子） 企画室参事。

○企画参事（羽磨知成） 答弁漏れがございました。

説明員の関係でございます。一応あそこに説明書は置いてはありますが、なかなか手にとって読みづらいかと思います。3階の企画室まで来ていただくようなこととなります。そういうことでご理解いただきたいと思います。

○16番（中野敏勝） 今、省エネの推進リーダー、これ1名が行かれたということですが、この活用などは行われているのでしょうか。また、この人に対する報酬とか、そういうのがあるのでしょうか。

それと、ハイブリッドカーについては、実際に入っていますよね、1台。これは福祉センターかどこか、健康センターかな、そちらの方で使われているのではないかと思います。入っておりますよね。そんなことで、データをやっぱりきちっととって、そして省エネにこれだけの効果があるというものを出していくことによって、これからの大きな更新・入れ替え、こういうものにつながっていくのではないかというふうに思います。

○委員長（野原恵子） 企画室参事。

○企画参事（羽磨知成） 省エネ推進普及員の活用ですが、新年度におきまして、幕別町の専門員として委嘱いたしまして、4回程度の出前講座とかサークル等への講師として派遣することで考えております。報酬につきましても、専門員ですので条例に定められた金額を予算計上しております。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（菅好弘） 大変失礼いたしました。保健福祉センターの方に1台、プリウスという公用車が入っております。これにつきましては、効果、今、お聞きしたことにつきましても、保健福祉センターの方から確認いたしまして、後ほどお答えさせていただきたいというふうに思いますけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（野原恵子） ほかに。

永井委員。

○17番（永井繁樹） まず、65ページの2目広報広聴費の14節、この細節にかかわりまして、これを数年前から取り入れているのだと思うのですが、実際にこのシステムを取り入れて、どの程度の導入効果があったのか、具体的に数字で表せるものでしたら表していただきたい。

それと、これにかかわって、いろいろな印刷物が発行されておりますが、そういったこういうシステムにかかわった、似たような導入をされて、庁舎全般の経費というのはどの程度削減をしているのか。押えられていれば、1年間にわたって、行財政の中でどういう効果が出ているかわかれば、ここで説明をしていただきたいと思います。

それと、74ページの11目企画費にかかわって、19節の細節12ですけれども、昨年、私、これにつきまして質問させていただきました。助役の方からの答弁もございまして、検討を前向きにするということで、150万円だったのです、去年。

私の理解は、昨年度の財政内容からいって、この交付金というのはもう廃止してもいいだろうという内容でありましたから、当然ゼロという数字を期待しておったのですが、今回、あえて50万円と出てきましたので、ここに至った理由ですね。これは聞いておられた議員さんもそういう認識だと私は思うのですが、あえてここで50万円と出てきたその理由がちよっと私自身では理解できないのです。これについての経緯を含めての説明をお願いしたいです。

それから、83ページ、これは新規予算で電算統合システム整備事業費という20目のことですが、この節の13節から18節にかかわって、これは新規事業で地域イントラネット基盤整備事業から数事業がありますけれども、先ほどの説明では、この中身については一切触れていませんから、合併に

かかわるこういったITの整備事業にかかわって、今回、この整備事業の中身について、詳しくこの機会に説明をいただきたい。

それと、今回のこの基盤整備自体が一通り終えた場合、これですべて網羅できるのか。さらには2次事業、3次事業というものが組み立てられていくのか。その辺の方向性も併せて教えてください。

もう1点、例えば、これをやったことによって、どういう事業内容でどういう効果があるのか。もちろん本庁舎、総合支所との兼ね合いもあるでしょうし、公共施設の兼ね合いもありますが、対住民との効果はどの程度別にあるのか。当然、具体的に計画はされていると思いますので、この機会にやはりわかりやすく、合併を迎えて、こういった事業はどの程度自治体として効果があるという説得力がないとわっぴり私たちも理解できないものですから、その辺をお願いしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 企画室参事。

○企画参事（羽磨知成） 最初の広報広聴費、広報編集システム借上げの効果についてであります。

この編集システムを導入することによりまして、1ページ辺りの単価が、15年と比べまして44銭減額になりました。それで、年額で見ますと、16年度の決算見込みが843万円程度でございます。これを編集システムの導入前でいいますと1,030万円程度になりますので、その差額でありますところの大体190万円程度が節減といえますか、効果があったところであります。

次、パークゴルフ協会への負担金の関係であります。確かに、委員ご指摘のとおりでございました。それで、これまで300万円、平成12年度から300万円を補助いたしまして、平成16年度は150万円の補助をいたしました。この補助金の額につきまして、国際協会とも協議させていただきました。国際協会としても町の財政状況についてはご理解をいただいているところであります。

ただ、パークゴルフ発祥の地としての責任は、行政として果たすべきものもあるだろうと。その普及振興の面については、国際パークゴルフ協会の方に、今は全面的に実施していただいているところでもあります。

昨年までここは補助金ということでありました。いわゆる補助金ということになりますと、支援とか援助とかいう意味合いが強くて、財政基盤が弱いものに支援するというような形でございましたが、今回は交付金とさせていただきます。

いわゆる業務の委託とか、いわゆる義務的な負担に対する現金給付というような捉え方をいたしまして、その積算にあたってはどのぐらいがいいのだろうか。例えば、300万円補助していたときには、その臨時職員の人件費とか、それまでパークゴルフ振興係がありまして、2名なり3名なり配置をしておりましたが、それを廃止して、普及振興を国際協会に委託したというような感じなのですが、当初300万円だったものをゼロにするというのもやはり国際協会とのつながり、町の果たすべき役割を持つべきだという考え方で、当初、国際大会を町主導で開催いたしまして、現在も幕別町で国際大会が開催されておりますが、現在、ほぼ100万円程度が国際協会の持ち出しとなっております。この大会に対してですね。本来はその分は、当初は町が負担していたものを、今は国際協会が負担していただいていると。それを一応積算の基礎といたしまして、その半分程度を予算の範囲内として交付するというような考え方です。

○委員長（野原恵子） 企画室副主幹。

○企画室副主幹（妹尾真） ご質問いただきました地域イントラネット事業の方につきまして、説明させていただきます。

まず一つ、今回建設いたしました予算の中には、電算統合するための経費ということと、それから地域イントラネットの経費ということで、二つございます。

まず、一つ目につきましては、合併に伴いまして、従来使っていた機械では行えない事務事業が増えました。といいますのは、現在の新しい町村と旧の町村とそれぞれ合わせまして、各種統計等を出さなければいけないということがございますので、それに伴った能力をもったソフトを備えたものを入れるということでございます。

もう一つ、地域イントラネット整備の内容でございます。

この内容につきましては、インターネット技術等を使いまして、住民の皆様方に行政の持っている情報を双方向で伝えていくことを主眼としていることとさせていただきます。

どのような情報をお伝えできるかということで、現在もホームページ等で行政の内容を伝えていますが、それに加えまして、例えば、施設の予約ということで、各種コミセンですとか体育館ですとか、というようなものの利用状況をインターネット側に公開いたしまして、それに対してまして、住民の皆様方が、インターネットで予約をしますと、それから、図書館の蔵書の情報をインターネットから検索できるようにいたしまして、それに対して、住民の皆様が予約をすると、申す込みをするというようなことをすることを目的としているものとさせていただきます。

それ以外に、介護や健康の情報に対してのお互いの、双方向で質問を受けたものに対して回答していくというようなことをすることを手段としております。

事業の内容といたしましては、忠類村も含めまして、幕別町内の部分で起きました44施設、忠類村の中の部分につきまして、9施設につきまして、光ケーブル等の高速回線で接続いたします。そのものを使いまして、各施設の情報を住民に発信していくこととなります。

それと、1次、2次ということとさせていただきますけれども、ここの今回設置する施設整備の中で、ほぼ公共施設の部分、学校等も含めてなのでございますけれども、ほぼ網羅できるというふうを考えておりますので、行政発信の部分につきましては、これで終わりになるのかなということとさせていただきます。

対住民に対しての効果につきましては、従来におきましては、直接、電話もしくは相対でしか情報発信等ができなかった分につきまして、インターネットを使うことによりまして、24時間情報を発信することができると。それから、インターネットのメール等を使っていただくことによりまして、電子申請の方法をもちろつかいようなことで、24時間サービスを受けて、それに対して、回答につきましては自動的にできるものについては機械で行いますが、職員が出てきた後で、それに対しての回答なり事務処理を進めるというようなことで、即時性を持った形のサービスを進められるということに対してのメリットがあると考えているところです。

○委員長（野原恵子） 永井委員。

○17番（永井繁樹） まず答弁漏れの方から追加説明ください。

広報誌にかかわって、広報誌以外、全庁にかかわる印刷物のそういったソフト導入ですとか、例えば、今まで通常の印刷校正を出しているものを、自前でやったりするというかという効果をねらってやられていると思うのですが、その年間の効果というのは、大体数字を押えてられるのかどうか。これは大事なことなので。

今はたまたま広報誌で出ていますけど、全体ではどうかということですね。

それと、続いて質問を続けますけれども、NPO国際パークゴルフ協会交付金。私も少し前段でちょっと理解、ちょっと勘違いしていましたが、要するに補助金から交付金に変えたということで、前年の補助金については1回ゼロにしたという理解をさせていただきますね。

それで、今回の交付金というのは、国際大会等の町の負担として意味合いを含めた交付金50万円は、事業が続く限りはこの50万円は継続するということですね。

この問題は、この50万円が、100万円相当の経費がかかるというのが説明の中にもありましたが、この50万円というもっていき方が、今後どうなるのかというのは、財政状況によっても企画内容によっても変わっていくということで、あくまでこれは変動していくという押さえでよろしいかどうかですね。

それと、最後の電算とイントラネットにかかわってですが、ほぼこれ行政にかかわる部分は基盤整備は完了するという中で、対住民のことについてお聞きしますが、情報を収集する段階のレベル的なものはわかりましたが、得に公共施設については、対住民の情報を出したとしても、無料で使えるところ、有料で使えるところはもちろんあるのですね。問題はこのシステムの1番今欠点は、決裁業務ができないのですよ。できませんね。ということは、情報を掴んで申し込んでも、結局は決裁は本人がいかななかったらできないというシステムなのです。ということは、非常にITのこれは欠点なのです。

けど、今のレベルでは。

その辺に対する対応をやはり考えていかないと、基盤として導入はしていても、実際それを利用することによって、不都合がまた発生するという事は、今の例にもあるように、ほかにもあると思います。

それらについて、内部検討をどのようにされて対策を考えていくのか。要するに、道のこういったものに乗っかっていくのは、当然時期的に当たり前ですが、私はもちろんいいと思うのですが、そのITを導入がするための施策では、やはり欠点が丸出しになってくるのですね。そういったものを今後の対策に向けて、十分な検討委員会を設置されて、やれるつもりでおられると思いますが、現況でどういうふうを考えておられるか、伺います。

○委員長（野原恵子） 企画室参事。

○企画参事（羽磨知成） 答弁漏れがございました。申しわけございません。

広報編集システムの他業務への活用についてであります。16年度7月から導入いたしまして、今のところ他業務への活用は行っておりません。ご指摘のとおり、十分活用できるものだと思っております。ただ、広報の編集ソフトを使える機械が2台しかございませんので、その広報の編集の合間をぬってやるというようなことになろうかと思っておりますが、内部の方でそういう場合があった場合には、使えるような時間調整も行いながらやっていきたいと思っております。

○委員長（野原恵子） 副主幹。

○企画室副主幹（妹尾真） ただいま、追加で質問されました決裁業務のことでございます。

要するにお金を支払う関係が整理できていないうちはうまく進まないということだと思っておりますが、現在、進めようとしておりますこの中のHAAPの部分、全道で統一で行う部分の電子申請の中身でございますが、決裁基盤につきましても、クレジットカードの番号を入力するとか、別な方法、いろいろございますが、必要なお金を払う基盤につきましても、同時に開発をして、そういうようなものを含めまして、お金を徴収しながら申込みを受けるとかいうようなこともできる仕組みとなっておりますので、その部分ではできるかと思っております。

それと、施設の利用料でございますが、施設の利用に関しましては、間違いなく利用に来たときに、ご本人がいらっしゃるわけですから、その部分の、通常の、今、想定されている施設利用料の納付につきましても、そのときにお支払いいただければというふうを考えておりますので、十分にそういうようなことも含めて、活用は図っていただけるものであると考えております。

○委員長（野原恵子） 助役。

○助役（西尾治） ご指摘でございますように、私、去年答弁させていただきました。補助金についてはそういう方向で整備をさせていただいたということではありますが、先ほど、参事の方から説明しましたように、過去からパークゴルフの国際大会については、町が主催でやっていたと。協会の方にうちの職員を派遣する中で、主催を協会の方に振り替えて、経費の方についても一定程度補助ので、その部分を負担をさせていただいていたという経過もございます。

それらを含めまして、例えば、視察等の対応についても協会に肩代わりをしていただくというような観点から、今、先ほど言いましたように、50万円という額で交付させていただこうということを、17年度から決めさせていただきました。

ご指摘は将来ともこれが継続していくのかということでございますけれども、当然のことながら、負担割合については大体2分の1程度ということを中心に考えてございます。事業のありようによっては、額を増額するという考えはもってございませんけれども、減額していくことも視野には入っておりますし、中長期のことを考えれば、最終的にはそれら財政状況等を含めて、協会とは十分相談をさせていただいて、極力私どもとしても、それらの役割分担については、スムーズに協会さんに引き継いでいただければというふうには考えてございます。

○委員長（野原恵子） 今、関連の質疑があったのですが、審査の途中ですけれども、この際、13時まで休憩をいたします。

○委員長（野原恵子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 関連してお尋ねをいたします。

83ページの電算統合システムの事業についてであります。今年の一般会計の予算の中で、多くが減額になる中で、7億2,000万円という新しい予算が組まれて、特別ウエイトが大きいというふうに思っていて、この効果についてなどをお尋ねしたいと思っておりました。

先ほど、永井委員の質問の中で、一番大事な、住民がどんなメリットを受けるかという点でお答えがありましたので、その点は理解できたところなのですが、もう少し確認をさせていただきたいところがありまして、まずは伺います。

住民サービスの点で、各種公共施設の予約、また、決裁まで可能だということでありました。その説明のところ、介護情報と、これらについても提供するのだということもありました。これは具体的にはどんなふうに提供されて、そして住民がどういう形で介護についても公共施設などあるわけですから、そういうことが他の施設と同じように、いろんな点での具体的な利用につなげていくことができるのかどうか。そういうことまで考えてやっていらっしゃるのかどうか伺いたいと思います。

それと、この事業は合併関連で国の予算措置が伴ったものだというふうに思います。予算の方の内訳を見ながら見ているのですが、相当イントラネットの方のウエイトもかなり大きな金額になっていくのだろうというふうに思います。これは何というのですか、町の投資というのは、それがいろんな形で直接の制度が整備されることによって住民が受ける利益と、それから仕事ができるというような両方のメリットあるかと思うのですが、この事業は、その特殊な内容からいきまして、なかなか地元の人たちが事業そのもので、工事そのものでメリットを受けるということは少ないのではないかと、このように思うのですが、これから契約に至っていかれると思うのですが、どんなふうに考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

それから、膨大な事業でありますから、今後、一旦設置をすると、その後に維持管理等についてもかなり予算を必要としてくるのかどうか。毎年毎年これからどうなっていくのかということですね。

それと、もう一つは、13節の委託料のところ、7、北海道電子自治体プラットフォーム開発委託料というふうにあります。これは今回のイントラネットの中で、地域住民に利便性を与えるということとはまた別に、北海道の電子自治体、これは総務省で2000年からスタートした電子自治体の一貫の事業として、開発を委託されて研究を進められていくのかどうか。そういう内容のものであるのかどうか。そして、もしそうであるならば、今、北海道のどのぐらいの自治体がこれに向かっていこうとしているのか。その辺もお尋ねしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 企画室副主幹。

○企画室副主幹（妹尾真） 質問にお答えいたします。

まず最初に、介護保険情報適用はどのような形でしていくのかという部分でございます。

ここにつきましては、ほかの行政情報と同様でございますが、介護や健康に対しての情報、どのような施策があるのかとか、それから、質問にもありましたように、どのような施設がどういうふうに使えるかというようなことを提供していくことと、それから、今の町の掲示板でもやっておりますが、このようなものときにはどこへ行ったらいいでしょうかというような質問に対しまして、回答をしていくということの形で、双方向で情報を提供していくという意味で、一つの例といたしまして介護保険情報を挙げましたが、その他の情報分野につきましても、同様に広く情報提供をしていきたいと考えているところでございます。

続きまして、契約の方法ということでございますが、事業の特殊性の中で、ほとんどのものが光ケ

ケーブルを、光ファイバー等のものを使いまして、直接、例えば、施設の間でありますとか、それから忠類村に向けましてだとかというものを、直接設置する関係がございますので、そのような資材を設置する費用になってございます。

特殊性から考えまして、対象となり業者につきましては、これから検討を進めてまいります、専門性をもった業者に、全体的な施行計画含めまして、発注する形になるかと思います、詳細につきましては、今後、詰めていくこととなります。

維持管理の費用でございますが、具体的に通信をする場合に、NTTさん側に払う場合と、直接設置する場合との比較検討した結果、直接設置の方が維持費が安いという判断のもとでやっておりますが、それによりまして、設置した線の巡視でありますとか、設備の維持管理費等のものがありまして、それにつきましてもそれなりの経費、具体的には詳細が固まっていますので、積み上がってございませぬが、100万円単位と、もっと上の単位でかかってきますが、得られる利便性から考えまして、十分に効果があるものと考えまして、事業の実施を検討してまいったところでございます。

最後に、プラットホームでございますが、この部分につきましては、北海道が中心となりまして、団体等立ち上げてございます。

現在の協議会の参加で北海道の中で141団体でございます。

その中で、今回、委託しております部分につきましてHAAPプラットホーム、それから電子申請等のプログラムシステムを開発する費用の委託でございますが、それに対しまして、支出を予定している団体は、現在で138団体が支出を予定しているということで、北海道全体で取り組んでいくということでございます。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今のプラットホーム事業なのですが、全道の141自治体が加入されているということでもありますけれども、電子自治体の構想は、一つは都道府県単位で情報を交換しあうということで、北海道は北海道というような形がありましたよね。それがまず第1段階の広域情報提供といいますか、ネットワークシステムの中でやっていくということが一つでありましたよね。

それと同時に、そういうものが完備していくと、次は、総務省で出された中身ですけども、それが政府電子自治体という形で統合していくというような流れの中で事業があるというふうに押えてきたのですけれども、今回のこの事業はやはりそういう流れの中の一つとして、取り組まれていらっしゃるのでしょうか。それを再度教えて下さい。

それと、今までも情報提供は幕別町のホームページでかなり広く取り組んでこられたと思うのですけれども、今度合併になることによって、当然、施設も増えてきますでしょうし、それぞれの内容については、まだまだ住民の方が知らない、これから理解していくということがほとんどだと思いますので、そういう点で、予約とそれから情報提供、また、質問も受けて双方向というふうに区別されてやられるのですが、その予約というのは、先ほど言われました各種コミセンですとか体育館ですとか図書館などに限定されたものになりますよね。

そういう一般的に、当然そうだと思うのですが、住民の方が役所に足を運んでなかなか大変だというような、例えば、介護であるとか年金であるとか、いろんなことがあるのですが、なかなかそういうものの対応というのは、人を通さないと難しいという面があると思うのですよね。だから、その辺はどんなふうに触られているのか、全く、先ほどおっしゃられたところで大体限定されていくのか伺います。

当然、それから工事の方の仕事は、光ファイバーケーブルを使ってということでもありますから、電算システムの方と当然工事費が分かれますと思いますので、こちらだけでは2億円なのかどのぐらいなのかちょっと見えませんが、特殊性からいって、今後詰められるということでもあります、私は管内でも難しいような仕事なのではないかというふうに思うのですけれども、その辺の大まかな区分、管内業者ぐらいもかかわってやれるような仕事なのかどうか。そういう、少しでも、7億円の投資の少しでも幕別の業者にも生きるというふうにつながる道はないのかというふうに思いまして、大

ざっぱな区分でもいいですから教えてください。

それと、北海道の、最初に戻りますが、電子自治体のプラットフォームの関係で、もし政府の自治体構想の流れの中でいけば、当然そういう開発と合わせてセキュリティの問題も出てくるかと思いますが、それも同時に取り組まれているのかも教えてください。

○委員長（野原恵子） 企画室副主幹。

○企画室副主幹（妹尾真） お答えいたします。

まず、HAAPの中身でございますが、政府の電子自治体の主眼としておりますところは、すべての国民の方が、電子的なインターネット等を使って、いろんな情報を共有できるような体制を整えていくというようなことの中で、例えば、情報基盤をつくっていくとか、自治体もそういうようなことで提供する環境を整えるということが主眼であるというふうに認識でございますが、その中で、今回、HAAPの部分につきましては、北海道全体で、例えば、独自のものを個々に民間会社から自治体が調達すると経費が過大になるということのを避けることを目的といたしまして、共同開発をしていきたいということが主眼となっているところでございます。

その目的に対してまして、道内の市町村と北海道が一体となりまして、共同でつくっていきましようというものの中でございまして、その中でどのようなものをつくっていくかということで、一番今回出てくるものが、電子申請ということで、いろんな申請内容がございまして、例えば、引っ越しをするときに、住民票を異動するだとか、それから水道の関係の届け出をするだとか、いろんな関連するものの情報を一つにまとめて、出向かなくてもできるようにするというようなことを主眼としてつくっているものでございます。

情報の提供の範囲でございますけれども、今言った電子申請の流れの中から出てきまして、極端なことを言いますと、本人の確認ができて、申請したい内容さえはっきりわかれば、すべてのものは電子申請で可能になるということでございますので、ご質問の中にありましたように、直接相對してお話を聞かなければいけないというような、細かくしなければいけないもの以外のものにつきましては、将来的にはすべてのものを、庁舎に来なくてもインターネットからでもできるように取り組んでいくということを目指してつくっているものでございます。

ですから、いろんなものの中で、これもできないか、あれもできないかというものに対して、一つずつ着実に積み上げていくということを想定しております。

続きまして、管内業者で行えるかどうか、工事の区分でございますが、工事の性質といたしましては、先ほど言いました光ファイバー等を設置するという部分が、全体の事業費の約半分ほど、残りの半分につきましては、サーバーとかコンピュータ等を使いまして、情報をインターネットに発信するための機材でありますとか、それから、建物の中におきますルーター等の電子機器を入れるということになってございます。その部分の中で、工事を実際に施工する部分はどのような業者かということになりますと、現在でも十勝管内でもNTTさん等の発注で、光ファイバー等がどんどんと施工されている部分がございます。札幌の一部でも光ファイバーが提供されているというような実態にございまして、十勝管内にいらっしゃる業者さん、本社なのか支店なのかちょっとあれですけども、実際に施工実績がございますので、そのような業者さん方が施工することになると思いますが、そういうような全体的に施工管理ができることに対しての発注を検討しているところでございますので、おっしゃられました管内、その他地元の部分につきましては、さらに発注部局と検討を進めながらいくことになろうかと考えております。

セキュリティ対策の部分でございますが、このことにつきましては、現在でも個人情報を扱っている住民情報の大切な情報は扱っているという観点から、例えば、職員個々がパソコンに対しての入力を使う権限、その他諸々につきましても、与えられたパスワードとIDを使いまして、他の者が使えないような管理をしておりますし、これからも同じように、新しく入れるシステムにおきましては、職員が誰の情報をいつどのような形で覗いたかというような履歴も残していくような形で、大事な情報が安易に外に漏れるようなことのないような考え方を持ったシステムを選定対象として選んできてい

るところでございます。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） この北海道の電子自治体の具体的な中身の、今、研究の具体的なものとして、電子申請などを、引越しのことを例に挙げられていましたけれども、言われましたけれども。

今、住基ネットでそういった全国どこにいても住民票がとれるとか、そういう事業が展開されていますよね。それが北海道独自でさらに別に電子申請を取り組むというふうになる意味合いといいますか、その辺は、私は繰り返す言うのですが、そういう国の事業の流れの中の、あれは確か2000年にスタートして、都道府県が2001年、そして全国が2003年までにそういうネットワークシステム情報が都道府県段階にまずは集中する、それからそれが国の段階に集中するという、そういう構想で進んでいるのだということがあるものですから、それで、その流れなのかどうか。そこはなかなかお答えいただかないものだから、流れなのかどうか。流れなのですか。

○委員長（野原恵子） 企画室副主幹。

○企画室副主幹（妹尾真） 住基ネットの部分につきましては、直接の担当ではございませんが、流れといたしましては、住民の情報を一元ということでございますが、これは住民の情報に係るものを、全国一律に扱っていききたいということでございますが、ただ、その中で実現される、例えて言いますと、公的個人認証のシステム等という部分につきましては、ここの部分ができて初めて、先ほどの質問の中で答えましたけれども、電子申請をきちんとどなたが申請したかをはっきりわからせる部分でありますとか、それから、例えば、決裁基盤を確立するだとかということに対して、不可欠なものということで、国の方で推進してきたものでございますが、今回、HAAPで参加している部分につきましては、その次の段階の住民皆さんが電子申請等の方法を使って、役場に赴かなくてもそういう手続き等ができることのためにやっていますので、直接的には関連はございません。

流れといたしましては、e-Japan構想全体の中で、国の求められている電子自治体とか電子社会にいくために必要な施策としてつくられているものです。

○委員長（野原恵子） ほかに。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 78ページの15目交通防災費の15工事請負費、防犯灯整備工事。

今年の予算につきましては、昨年度、それからその前年度と同じように、新設が30灯、それから機器の更新が50灯ということで計上されております。

それで、この事業にかかわりましては、毎年担当部局の方で各町内会に対しまして、設置要請などを調査されて、その上に基づいて事業を進めてこられていると思うのですよね。今年この事業を実施することによって、その要請に対してどのぐらい達成率がどのぐらいに達するのかということを、まず伺いたいと思います。

さらに、新しい団地が造成されてきているのですけれども、そこになかなか新しい団地が優先になると、新設が他のところでは難しい状況もあるやに聞いております。

その辺の対応についてもお考えがあったら示してください。

○委員長（野原恵子） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 達成率というお話してございますけれども、町内の防犯灯ですね、何千灯にするとかそういうことは、今、計画上はございません。

とりあえず新設につきましては30灯、機具更新につきましては50灯と、そういう予算の範囲の中で決定していきたいと思っております。

また、新規の造成関係でございますけれども、これは宅地造成等の中身においても、これらの予算の中で実施する予定をしておりますので、それぞれ希望を見まして、調査しながら、どこに設置するか検討していくということになりますけれども、ただ、区画整理だとか新規の住宅増設される場合に、町の方に相談に来られます。そのときには、こういうところに、主に電柱でございますけれども、そこに防犯灯を設置していただきたいというようなことで要請しております。ですから、あくまでも予算の

範囲の中で設置していくということになります。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） お尋ねしたのは、予算の範囲でやられるのは十分わかります。予算外ではできないと思います。

それで、町内に希望をとっていますよね。ここここ暗いからつけてくださいという希望が各町内から挙がっていると思うのです。町内では、そうやって希望を挙げるのだけど、なかなか新しい団地もできていくし、簡単に全部改善されるの難しいのだという声をたくさん聞きます。

それで、そういう町内から挙がっている要望に対して、今年は30と50ですが、どのぐらい達成するのか、まだまだどのぐらい残っているのか、そこをまず伺いたいと思います。

○委員長（野原恵子） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 今年でございますけども、要望は162、要望ございます。

その中で実施できたのは75ということでございます。

ただ、公区で要望があっても、なかなかこちらの方で公区と一緒に調査をして、その中で本当に必要なものにつきましては設置、また、重複といいますか、ある程度かぶっている部分につきましては取って、また他のところに設置すると、そういうようなことでやっております。

ですから、かなり半分、四十何パーセントの達成率になりますけども、これらにつきましても、今年ある程度できるように努力したいと思っております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そこで、確かに町内の人たちが言ってこられることが100%そのまま設置することにつながらないというのは、そういう状況もあるのかなとは思いますが、例えば、今、北栄町で新団地ができておりますよね。今、文京町にもできています。

そんなふうにして、新しい団地ができていくと、当然そこにも防犯灯は設置されていきますよね。新しいところは、優先ではないのしょうけれども、それなりの最初に体制を整えて、形を整えて団地としてスタートされていくと思うのですよね。

そうしますと、今年も30、去年も30、その前も30だったのですけれども、新設。同じような数字で設置の予算組まれると、新団地が造成される場合には、そちらの方に大部分が優先されて、残りのところが少なくなってしまうのではないかと。そうすると、それ以外の、今、162件の要望があるということですが、なかなかそれに到達しないのではないかとこのように思うのですよね。

ですから、政策的に、団地造成なんかされているときには、こういった予算についてはもうちょっと検討をして、均等に全体に、交通安全のためにも、今、さらに犯罪なんかも多いですから、そういう防止も含めて、検討がいるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 今、文京町、北栄で宅地造成開発しておりますが、開発されたからといって、全部そこに住宅が張り付くということではないわけでございまして、その辺の張り付けの状況を見ながら設置はしていくということになりますけども、ただ、文京地区については、造成の中で、業者の方である程度防犯灯を設置されているというようなことがございますので、あとは残りは北栄のところの問題になってくると思いますけども、今、申しましたように、住宅の張り付きの状況を見まして、設置していきたいなと思っております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 新しいところでそういうふうに設置も必要なのですよね。だから、そういう団地造成しているときなんかは、もっと柔軟性をもって、他のところの部分の予算を設置灯数を増やすとか、そういう考えをもって取り組まない、なかなか全体にはいかないのではないですかということなのですが、どうですか。

○委員長（野原恵子） 助役。

○助役（西尾治） 開発行為上の問題でいうと非常に難しい問題ございまして、道路の舗装だとかいろ

んな面では業者の負担によってやらなければならないと。ただ、残念なことに、その街路灯、防犯灯の類については、開発基準の中でどうしても設置すれということになっていないものですから、一部町の負担でやる場合もございます。

ただ、暁ですとか春日ですとか青葉ですとか、ああいうところの防犯灯はすべて事業者、開発者が全部事業者の負担で設置をいただいておりますので、開発と同時に防犯灯が設置される場所については、すべて開発者の負担でやっていただけるというような状況です。

ですから、開発の状況によって、今、中橋委員言われるように、すべて業者負担でやってもらえる場合とそうでない場合があるものから、いついつに状況は私どもとしても掴めきれないところがあるのですが、できる限り私どもとしては、宅地開発に合わせて、業者のご負担の中で設置をいただくというようなことをお願いはしていきたいとは思っておりますが、できない場合も当然ございますので、それは先ほど課長が言いましたように、それは住宅の張り付き状況を見ながら、年次計画の中でやっていかなければならないというふうには考えております。

それと、11年度当初から一定程度そういうことの解消を図るべく、一時期灯数を増やした年次、3年度ぐらいそういう方法でやっておりますので、これは十分地元の意向調査する中で、今、おっしゃられるとおり、真に住民の方が不安に思ったり危ないような思いをされないようなことが必要な場面については、今後の実施計画の中で十分灯数の関係についても協議をさせていただければなというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） 次、前川委員。

○10番（前川雅志） 75ページ、13目、9節の細節3特別旅費について、お伺いしたいと思います。

特別旅費の中での海外研修について、お伺いしたいのですが、確か15年度はSARSだとかテロだとかの影響によりまして、凍結したということでありましたが、16年度はどうだったかということと、今年度はどのように考えているのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（菅好弘） 15年度につきましては、決算のときにもお話ししましたように、凍結ということで対応しまして、16年も同じように凍結ということで対応しております。

17年度につきましては、引き続き凍結という、予算上ではそういう形になっておりまして、SARSまたは同時テロ、社会情勢が非常に不安であるという部分と、もう一つはやはり財政的な部分も含めまして、17年度も凍結していきたいという考えではあります。

○委員長（野原恵子） 前川委員。

○10番（前川雅志） わかりました。今年は凍結ということで、その危険性があるところに無理して行ってこいということもなかなか申しにくいのかなということもありますので、それは了解はしましたが、そういう世界的な情勢を見ながら、海外などの先進的な事例を含めて、職員の方々が勉強してくるということは非常に大事なことでないかと私は考えますし、また、そういったところを学んでくることによって、町の行政に反映させていただければ、多少経費がかかっても、今後の町財政に対する負担が減ることになるかもしれないということで、積極的に、今後、学んでいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（菅好弘） 海外研修が設けられた趣旨というのが、今、前川委員さんがお話しいただいたような経緯でございます。

ただいま、社会の流れとしては、インターネット等で海外のいろんな状況も掴めると。そのような流れもありますし、そういったことも含めながら、今、財政的なことも含めまして、いろんな角度から海外研修の必要性については、その都度、検討させていただきたいというふうに思います。

○委員長（野原恵子） ほかに、質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） それでは、先ほどの中野委員の質問に対して総務課長の方からお願いいたします。

す。

○総務課長（菅好弘） 中野委員のご質問の中で、答弁漏れがありまして大変失礼いたしました。

保健福祉センターの方に配置しておりますプリウスというハイブリッドカーでございますけども、これは1999年、今から6年ほど前に配置をしたものでございます。

15年度1年間のトータルで申し上げますと、走行キロが1万1,346、これに対しまして、ガソリンの使用料が655リットルということになりまして、1リットル当たりの走行キロが17.32キロということになります。

この車の排気量と併せまして、他の車と比較いたしますと、カローラ等がありますけれども、この車がリッター当たり12.15キロということになります。ですから、プリウスの方が、どちらかと申しますと5キロぐらい燃費がいいというような計算になりまして、これが環境問題等も含めまして、前向きに検討していきたいというふうには思っております。

○委員長（野原恵子） 中野委員。

○16番（中野敏勝） はい、わかりました。リッターにつき5キロ以上の効果が出ているわけですが、車自体が1999年、ちょっと以前の車のようではございますけれども、もっと今の車は伸びてきているのが現状なわけなのです。今後、古いものを更新しながらやっていくというようなことなわけですが、その点計画もされていると思っておりますけれども、すべてのものをそうするわけでないと思っておりますけれども、今後の計画をちょっと聞いていきたいなというふうに思います。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（菅好弘） 確かに、今、ご意見いただきましたように、最近の車のカタログ等を見ましても、リッター当たり30キロとか、そのようなことが出ております。これが北海道のような寒冷地だとか、そういったところでも同じような効果がでるのかというのはちょっとわかりませんが、普通の車よりかは燃費が非常によろしいというようなことが言われております。

そういった意味で、17年度におきまして、1台更新に当たりまして、導入をしたいという考え方であります。そういった意味で、その効果なども見ながら、今後、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（野原恵子） ほかに質疑がないようですので、2款総務費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、3款民生費に入らせていただきます。

3款民生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（石原尉敏） 民生費のご説明をさせていただきます。

92ページであります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。本年度予算額5億4,034万4,000円であります。本目は、民生委員53名、同委員推薦委員会12名等の報酬及び費用弁償のほか、社会福祉協議会、授産施設ひまわりの家の運営費、障害者支援費並びに国保会計繰出金などが主なものでございます。

93ページをお開きください。

13節委託料は、精神障害者のホームヘルプサービスの事業であります。障害者デイサービス事業であります。19節の細節5は、社会福祉協議会の運営費及び福祉団体を支援するものであります。細節6は授産施設ひまわりの家の運営費を補助するものであります。

94ページであります。

細節10は、今年度から新規事業で重度身体障害者の運転免許取得に係る経費を助成するものであります。20節扶助費、細節3は、重度身体障害者のベッド、便器等を購入するものであります。細節4は、障害者施設支援に要する経費であります。細節9は、腎臓機能に障害を持ち人工透析を受けるための交通費を助成するものであります。28節は国保特別会計に繰り出すものであります。

95ページをお開きください。

2目福祉医療費、本年度予算額9,201万1,000円であります。本目は、重度心身障害者及びひとり親家庭等の方々に対する医療費扶助費及びその事務に要する経費を計上してあります。対象者は、重度心身障害者349名で、前年度に比較しまして95名の減、ひとり親家庭等が538名で22名の増であります。

3目社会福祉施設費、本年度予算額286万4,000円であります。本目は、千住生活館の管理に要する経費であります。

96ページであります。

4目国民年金事務費、本年度予算額291万円であります。これは嘱託職員を配置し、資格異動及び免除申請等の事務を行うものであります。

97ページでございます。

5目老人福祉費、今年度予算額4億6,729万8,000円であります。本目は、高齢者の方々の生活支援や介護予防に関する事業、また、敬老会・老人クラブ・健康増進センター等の生きがい事業など、高齢者福祉に関する経費を計上してあります。

現在、本町の高齢者の状況であります。3月1日現在、高齢者人口は、本町の人口は2万5,631人です。高齢者の比率であります。20.94%で、昨年より0.73%上昇しているのが現状であります。8節、細節3敬老祝金は、今定例会に条例改正をご提案させていただいております。80歳の方に1万5,000円、87歳の方に2万円、100歳の方に5万円を支給するものであります。

98ページであります。

11節、細節50敬老会の賄いについては、本年度は対象者の年齢を77歳以上といたしまして、ご案内を差し上げ、場所におきましては従来どおり、札内スポーツセンターにおいて実施を予定しているところあります。

99ページであります。

13節高齢者訪問給食サービス、外出支援サービス、生きがい活動支援通所事業などに要する経費を計上したものであります。

なお、これらの事業は、国の介護予防、地域支え合い事業の補助採択を受け、実施をしておりますが、このたび、緊急通報体制整備事業、外出支援サービス事業、ふとん洗濯乾燥サービス事業、軽度生活援助事業の4事業が、国の三位一体の改革に伴う税源移譲により一般財源化となる見込みであります。

100ページであります。

19節、細節3は、老人クラブ連合会補助金で、前年と同様の内容で補助するものでございます。20節、細節2は、老人保護措置費が自宅での生活が困難な方が入所される養護老人ホームの入所に係る措置費であります。なお、老人保護措置費につきましては、国・道の補助金を受けて実施をしておりますが、同じく国の三位一体の改革に伴う税源委譲により一般財源化となる見込みでございます。細節3低所得者等訪問介護利用料扶助は、訪問介護に係る利料負担を6%に軽減するもので、ここでは軽減された4%を補助するものであります。細節4、社会福祉法人介護サービス減免費扶助は、本町では平成13年から実施している軽減措置であります。細節5低所得者等訪問介護であります。これは平成13年7月から町単独事業として補助創設したものであります。

28節の二つの特別会計の繰出金であります。

6目、老人医療費、本年度予算額981万9,000円あります。本目は、北海道医療給付事業にかかわる65歳以上の老人世帯に対する医療扶助と、その事業費を計上してあります。対象者は115名で、前年度当初に比較いたしまして37名の増であります。

101ページをお開きください。

7目老人福祉センター管理費、本年度予算額620万6,000円あります。平成15年度より、入浴に関しては土曜日も開放し、ご利用いただいているところであります。

なお、15年の実績であります。3万7,596名の方が利用されておまして、本年度は、約3万9,000人を超える数字が利用される見込みというところでございます。

102ページであります。

8目保健福祉センター管理費、本年度予算額2,070万円であります。本目は、同センターの管理に要する費用であります。

104ページをお開きください。

9目南幕別老人交流館管理費、今年度予算額243万6,000円であります。本目は、同交流館の管理に用する費用であります。

105ページをお開きください。

10目介護支援費、今年度予算額736万8,000円であります。本目は、介護に関する相談窓口に要する経費であります。13節は、地域型介護支援センターとして、幕別地区は社会福祉協議会に、札内地区は特養の方に委託しているものでございます。

106ページであります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度予算額1億4,233万8,000円あります。本目は、児童福祉に要する経費であります。20節、細節1は、児童延べ2万1,270人分の児童手当であります。

107ページをお開きください。

2目児童医療費、本年度予算額6,113万9,000円あります。本目は就学前の乳幼児に対する医療扶助とその事務費を計上してありますが、前年度当初予算と比較いたしますと、1,068万円、21.2%の増であります。これは北海道医療給付事業の改正を受けまして、平成16年10月から助成対象期間を、従来の6歳未満までから就学前までに拡大し、加えて、3歳以上の通院も入院と同様に助成対象に加えましたことから、前年度当初予算を大きく増額となったものであります。平成16年12月末現在の対象者数は、対象期間の拡大によりまして、1,534名で、前年に比較いたしまして159名の増でございます。

3目常設保育諸費、本年度予算額1億4,610万8,000円あります。本目は、常設保育所5カ所の管理運営に要する経費であります。

110ページをお開きください。

4目へき地保育所、本年度予算額3,502万3,000円あります。本目は、へき地保育所5カ所の管理運営に要する費用であります。今年度条例改正もさせていただいたわけではあります。提案させていただいておりますが、本年度より、新和へき地保育所が閉所となることとなります。

112ページをお開きください。

5目肢体不自由児通園訓練施設費、本年度予算額485万4,000円あります。本目は、愛育園の管理運営に要する費用であります。

113ページをお開きください。

13節、細節8訓練士派遣委託料は、前年同様、帯広の医療法人により、作業療養士、理学療養士を毎週派遣指導をいただくものであります。

114ページであります。

6目幼児ことばの教室、本年度予算額36万3,000円あります。本目は、ことばの発達の遅れや情緒障害児に対する回復訓練を行うための経費であります。

115ページをお開きください。

7目児童館費、本年度予算額1,453万6,000円あります。本目は、札内南、札内北、幕別南3館の管理に要する経費であります。

平成14年度からは、学校週五日制の完全実施になされたことによる家庭生活するうえでの一助となるべき対策として、土曜日にも指導員を配置し開館することにいたしております。

116ページであります。

8日子育て支援センター費、本年度予算額40万5,000円あります。同センターは平成13年10月より開設いたしております。乳幼児期の子育てをしている家庭に対し、児童の健全育成の支援に要する費用であります。

3項災害救助費、1目災害救助費、本年度予算額555万円あります。本目は、災害見舞いに要する

費用であります。

以上で、民生費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

質疑ありませんか。

豊島委員。

○1番（豊島善江） 93ページ、1目社会福祉総務費の13節委託料なのですが、5番目と6番目、精神障害者ホームヘルプサービス事業委託料と、6番目の障害者デイサービス事業委託料なのですが、これが平成16年と比べますと、359万円から249万円ということで、110万円の減になっているのですよね。これの要因は何なのかということ、まずお聞きしたいと思います。

それから、同じく1目社会福祉総務費の20節の扶助費。生活困窮世帯扶助というところなのですが、これは前の決算や予算でもお聞きしているのですが、これがどのように事業を行っているのかということに対しては、これまで民生委員の方が対象世帯を訪問して確認をして決めているということでありました。

具体的な基準だとかが明確にされていないというふうな、私、認識なのですが、その辺で具体的な基準が明確になっているのかどうか。また、そういうことから、本当はすごく大変なのに貰えていないような人はいないのかどうか。その辺のことをお聞きしたいと思います。

それから、97ページの5目老人福祉費の中の8節報償費になりますが、2番目ですね、平成16年までは、長寿記念品ということではなくて、米寿の記念品ということで、47万3,000円が使われていました。しかし、今回、こういう形で米寿記念品がなくなりまして、長寿記念品という形でかなり減額されているのですよね。その辺の理由と、どういうふう考えているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、もう一つなのですが、13節の委託料、99ページなのですが、これの6の高齢者食の自立支援サービス委託料なのですが、ちょうど平成16年の6月から1食が400円になるということと、遠いところの方の200円加算ということが決まって、改正されました。これによって、この自立支援サービスの給食サービスを受ける人がどのように、そのことによって少なくなっているかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） まず、93ページ委託料でございます。

精神障害者のホームヘルプサービス、あるいは障害者のデイサービスということで、昨年に比べて金額が減ってきているということでございます。

実態といたしましては、まず、精神障害者の方につきましては、例年、とりあえず予算はつけるのですけれども、現実として利用されている方がいない。ただ、そういう場合についても常に用意しておかねければならないということでもあります。

併せまして、障害者デイサービス、これにつきましては、支援費以外という利用でありますので、ここに計上させていただいておりますけれども、現実には社協さんとか、あるいは特養さんで身体障害者の方がお世話になっているという事情になります。

これにつきましては、例年、決算ベースで大体これくらいあればもういいだろうということの中で予算計上させていただいておりますけれども、万が一、新たな方が出てきまして、どうしても予算が足りなくなるという、もしそういう場合が生じましたら、それは補正ということになりますけれども、ここずっと長年の中では、この中では大丈夫かなというふうに思っているところであります。

それから、生活困窮世帯の関係につきましては、去年もご質問いただきました。これにつきましては、きちっとした基準といたしまして、設けているのかという話でございますが、これは要綱に基づきまして、生活保護には該当しないけれども、非常に生活に困窮している方と、これがきちっとしているのか、きちっとしていないかというところのことを言っていらっしゃるのかというふうに思

いますけれども、就学援助のように、生保世帯の何倍までというようなことは設けておりませんけれども、いずれにいたしましても、例年、民生委員さんのこの要綱の中で、その地域の中を実態を把握してもらおう中で、そういう方、生活保護に陥らないように、あるいは生活保護に十分該当するのであればということの話の中で、こういう活動の中の一環として、こういう現実にお米券を配っているところではありますが、そういう状況にあります。この方式については、民生委員さんの意見の中でも、この方法でよろしいのではないのでしょうかという意見もいただいているところでございます。

それから、老人の長寿記念品についてでございますけれども、去年は米寿ということでありました。

これが、今年度は100歳の方、長寿ということでございますので、予算上は今現在4人というふうに押えてございます。ですから、平成16年実績でいいますと、86人の方がいらっしゃいましたので、100歳になったということで、86人から4人に減った、82人分減ったということで予算が減ったということになってございます。

それから、高齢者の給食サービスの関係でございます。

これにつきましては、今も遠隔地で利用されている方につきましては、例年と同じように二人の方いらっしゃいます。それについては変わりございません。なお、毎週日曜日を休みにしたということでございますので、平成15年度ですと3万7,836食の1年間の食事を提供した実績でございますけれども、今年度については、日曜日が休みだということも影響いたしまして、多分、3万1,300食前後ぐらいになるのかなというふうに思っております。

ただ、お一人1日どのぐらい利用しているのだと。平均利用日数で逆算いたしますと、平成15年度が0.57食でありましたけれども、今年度は多分0.76ぐらいまでいくのではないかとということで、日数は減るのですけれども、利用回数は逆に1日当たりの回数は増えていると、そういうような状況になるようにしております。

○委員長（野原恵子） 豊島委員。

○1番（豊島善江） 1点目は実績に合わせたということでした。

2番目の生活困窮世帯のことなのですが、民生委員さんが判断をしているということで、例えば、民生委員さんと接点がなければ、これは貰えないというふうになりますよね。その辺のことは、民生委員さんが、私は活動してないとはいいませんけれども、十分に応えて、いろいろ地域を歩かれていると思うのですが、しかし、町民の中には、そういう自分の大変なところがなかなか知られたいとか、そういうのもあって、なかなか接点を持っていないような人もいらっしゃると思うのですが、これはあくまで申請のこういう制度でないから、民生委員さんが判断をして必要というふうにならないと、やはり適用になりませんよね。その辺のところの改善は、私は必要ではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、長寿記念品、米寿記念品がなくなりまして長寿記念品になったということで、敬老祝金の見直しをしたというのは、これは条例の中で審議はされているのですが、この米寿記念品というのがなくなるという、それはどういう理由からなのでしょうか。これももう一度お答えいただきたいと思います。

そんなところですね。

○委員長（野原恵子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） まず、生活困窮世帯のことでございます。

もちろん、生活保護に該当いたしますと、ケースワーカーさんとの対応の中で、ある意味ではその方の生活支援あるいは自立支援というようなことで、後押しがあるというふうに思っております。

ですから、生活保護に陥らないということが、ある意味では非常に大事な面でもありましようし、ですから、その辺のボーダーラインのところを民生委員さんが地域の方々のそれに該当されると思われる方々を支援する、あるいは相談するということが非常にそのボーダーラインの方を救うという面では非常に大切かと思っております。

ですから、そのようなことの観点からも、この生活困窮世帯の扶助、生活保護ではないけれども、

その方々の相談にのるためにも、こういうような接点をつくるということは非常に有意義などいまいしょうか、大事なことというふうに思っております。

なお、長寿あるいは米寿記念品の関係でございますけれども、これにつきましては、敬老祝金と同様に、やはり非常にたくさんの方が該当することになってきて、財政的に非常に厳しい面もあるというようなことの中で、この辺も基本的には同じような考えの中で見直させていただければというふうに考えてございます。

○委員長（野原恵子） 豊島委員。

○1番（豊島善江） 1点だけお聞きしたいのですが、私も生活保護のボーダーラインというか、生活保護にならないで頑張っているという、そういう人たちを助けていくというか、そういう意味では非常に大事だと思うのですよね。だから、そのところで、今の町のやり方だと、そういう制度になかなか、その民生委員さんとの関係だとか、それからその制度に乗れない人が出ているのではないかとと思うのですが、その辺はないですか。

例えば、申請も認めて、民生委員さんとともに判断をするだとか、そういう方法はとれないのでしょうか。という意味で接点をもっていくというか。あくまで民生委員さんにお任せしてしまうのではなくて。そういう方法も私はとれると思うのですけれども。

○委員長（野原恵子） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 今の21万円、金額的には。これは、実は民生委員の方というのは地域とのかかわりというか、こういういろんなかかわり、一番末端の方々を承知していただく。そういう立場だというふうに、我々も理解し、お願いをしているところであります。

それと、民生委員さんがその地域の実態、やっぱり把握をしていただく。例えば、何歳以上の家を歩いたりとか、いろんなことをやっていたりしている経緯があります。ただ、そういう実態の中で、民生委員の方が一つの判断をもってやること自体を拾われていない、拾われている話の中でお話しすると非常に難しいのかなと、私、思っております。

例えば、こういう制度の中でかかわりをもってお邪魔して、頑張っているねという中で、例えば、一生懸命頑張っている姿を見て、ご苦労さまという言い方はないですけども、そういう姿を見て、民生委員の方が何かの一助になるなという判断ができたときに、そういうものの姿が現われるのでないだろうか。ただ、杓子定規に、例えば、一律何円以上ありますからと言ったら、これ、生活保護の基準を明確に全部洗うのですかということと同じようなことまでしないと、本当に正しい基準を設けて何々という話にはなかなか得ないのでないだろうか。

ただ、表面の、例えば、所得だけを見てやりますかと。そしたら、タンス預金の人もありますよという話にもなるのかなということもありますし、微妙な解釈しかないのではないのかなと。

そして、高額なものをお送りするとか、お届けするというだけでもないということもご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（野原恵子） ほかに、質疑ありますか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 審査の途中でございますが、この際、14時15分まで休憩をいたします。

14:00 休憩

14:15 再開

○委員長（野原恵子） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

芳滝委員。

○15番（芳滝仁） これは確認だけなのですが、110ページ、4目へき地保育所費のところ、金額がほぼ変わっていないわけでありまして、1カ所閉鎖になって変わっていないのは、間に合わなかったのか。予算が先に組まれてあって、その直前に閉所になってこういう形に出ているのか、また、

おそらく5名が3名ぐらいになったと思うのでありますけれども、職員がついて近くのへき地保育所に異動する形になっているのか、その辺のことをお伺いしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 今回の新和の保育所の閉所につきましては、急な話でございまして、17年度入所予定児童につきましては6名ございました。そのうちの3名の子どもさんが、幕別の中央保育所、また、わかば幼稚園に入所するというところでございまして、3名の方が中央保育所を希望されておりましたけれども、運営委員長との協議事項で、協議の事項であります3名になりましたら閉所するというようなことでございましたので、急な話で閉所をさせていただいたということでございまして、予算についてはちょっと間に合いませんでしたので、そのまま載せてございます。

なお、当然執行残として予算が余りますので、これらにつきましては3月の議会の方で減額補正をさせていただきたいと思っております。

また、子どもさんが、今言いましたように、幼稚園と中央保育所ということでございますので、職員については中央保育所・幼稚園に来るということではございまして、内部的にへき地から常設だとか、そういう中の異動で対応するというところでございます。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 3目の常設保育所の保母の、108ページですね。これと併せまして、110ページのへき地保育所、それぞれの保母の研修にかかわってお尋ねをさせていただきます。

常設保育所と既設保育所のそれぞれの職員の皆さんの研修を、これまでどのように取り組んでこれらているのかというのと、それから、別々に取り組んでいらっしゃるのか、それとも混合での研修も行っているのかどうか。まずお尋ねいたします。

○委員長（野原恵子） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） まず、常設保育所関係の研修でございますけれども、実際にはへき地と常設とは一緒には行っておりません。

研修の内容でございますけれども、常設につきましては、道の社会福祉協議会、また、保育協会、十勝の保育協議会等々の研修に出しております。件数は3名から4名でございます。

それと、また、保育所内研修といいますか、保育士が独自に、これにつきましては年3回でありますけれども、いろんなテーマを決めまして研修してございます。

また、へき地につきましては、なかなか出る機会もございませんけれども、年2回ほど、舞踊講習会とありますけれども、その辺に出しているのが現状でございます。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 季節の職員の方たち、保母さんの方たちの研修の機会が少ないのだという声を伺います。

今、聞きましたけれども、常設と季節ではかなりの研修の機会の、機会そのものの違いがあるなどというふうに受け止めたのですけれども、子どもの保育にかかわっては、それぞれ資格を持った専門の方たちが当たっていらっしゃるということは、それなりのものをもって、みんな保育に当たっていただいているのですけれども、やはりそのときそのときの、今は特に低年齢からのいろいろな保護・養育両面でかなり専門性が求められる。特に、子育てという点では、子育て支援も保育所に通っていないお子さんたちの子育て支援というのもやっているとありますが、保母でありながら、子どもの保育と併せて、親に対するさまざまな働きかけを行わないと、なかなか保育にも責任を持っていない状況も増えてきているように聞いています。

そうなりますと、どこの保育所でも、やはりもっともっとそういう点で、情報交換なり研修を行って対応されていくことがよりよい保育につながるのではないかと思うのですよね。

それで、特に常設の保育所と違って、季節保育所の場合には、期間も限定されていることもあり、また、そこに正職員の先生がいらっしゃるのですよね。そういう関係もありまして、特別に研修

体制をとっていかないと、そういう今の状況に適用するような対応がなかなかできないのではないかと
いうふうに思うのですよね。

それで、研修の機会を増やしていくこと、併せて常設保育所の職員との交流、そういうことも含め
て善処されることが望まれるのではないかと思います、いかがですか。

○委員長（野原恵子） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） お話ししましたけども、町内で常設の保育士が年3回研修会を実施しており
ます。また、聞きますと、幼稚園の方でも何かいろいろ研修もやっているようなことも聞いてござい
ますので、これは中も含めて一緒に研修できるように、今年度から考えていきたいと思っております。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） ほかに質疑がないようでございますので、3款民生費につきましては、以上を
もって終了させていただきます。

次に、4款衛生費に入らせていただきます。

4款衛生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 衛生費のご説明をさせていただきます。

118ページであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額2,209万8,000円であります。本
目は、嘱託医師14名分の報酬及び費用弁償のほか、健康検査の委託や各種保健医療に関する負担金、
補助金などが主なものであります。今年度につきましては、児童環境づくり基盤整備事業を予定して
おります。これは思春期の心と体づくり事業で、町内の中学生、高校生を対象として行うものを予定
しているところであります。

119ページであります。

13節委託料の減であります、これは昨年まで帯広第一病院と契約していた夜間救急診療委託が、
平成16年度をもって契約を終了したことによる減であります。

120ページであります。

19節は十勝圏複合組合の高等看護学院負担金ほか、細節11節は公衆浴場確保対策事業補助と、細節1
3は日曜診療交付金であります。

2目予防費、本年度予算額888万9,000円であります。本目は、結核・麻疹・エキノコックスなどの
予防に要する費用であります。

122ページであります。

3目保健特別対策費、本年度予算額3,155万円であります。本目は、胃や婦人科検診及び基本検診、
また、各種成人病予防対策並びに健康に関する啓発事業に要する費用を計上してございます。

123ページであります。

13節、細節18は、脳ドック委託料であります。昨年度より実施しているところであります。

124ページであります。

4目診療所費、本年度予算額583万5,000円であります。本目は、駒島・糠内・新和・古舞・日新の
各診療所で行う診療に要する経費であります。

125ページをお開きください。

5目環境衛生費、本年度予算額7,756万3,000円あります。本目は、葬斎場及び墓地の管理のほか、
個別排水特別会計繰出金に要する費用であります。

127ページをお開きください。

15節は、葬斎場の3号火葬炉の改修工事であります。平成15年の1号主燃焼火葬炉、平成16年に2
号の改修工事は終了しています。平成17年度には3号が実施され、これは完成いたしますと、それぞ
れの炉が互換性を持つという状態になります。

28節は個別排水の公共下水道区域外合併浄化槽の特別会計繰出金であります。

6目水道費、本年度予算額3億831万5,000円であります。本目は、十勝中部広域水道企業団への補助及び出資金であります。

128ページです。

細節28繰出金は、簡易水道特別会計繰出金であります。

2項清掃費、1目清掃総務費、本年度予算額3億4,590万5,000円であります。本目は、可燃・不燃・資源・大型・公共施設ごみの収集及び処理に要する必要経費を計上したものでございます。

主なものといたしまして、廃棄物減量等推進審議会委員に係る報酬のほか、11節、細節30は、印刷製本費では、ごみカレンダー、それから指定ごみ袋の作成に係る費用であります。

129ページであります。

12節、細節15は、公共施設等のごみ処理手数料であり、細節16は、指定ごみ袋取り扱いにかかわる手数料であります。13節、細節5は、ごみ収集委託料であり、可燃・不燃・資源・大型・公共施設ごみ等の収集運搬にかかわる経費であります。15節は、豊岡ごみ処理場適正閉鎖工事であります。平成14年着工、平成18年完成の予定の工事であります。本年度の工事内容は、覆土工事、法面工事、植栽工事、排水工事の実施による費用であります。

130ページであります。

19節、細節3は、十勝環境複合組合の負担金、細節5は、資源回収推進実践地区協力交付金であります。

細節6は、家庭用の生ごみ処理機補助であります。電動ごみ処理機につきましては、平成13年度より実施いたしておりますが、本年度は50機の補助を予定しているところでございます。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

千葉委員。

○19番（千葉幹雄） ページ数、129ページ、節の11、細節の30印刷製本費。

これはごみにかかわる収集日や何か書いた、いわゆるカレンダーだと思うのですけれども、この部数と単価はいくらぐらいになっているのでしょうか。これが全部カレンダーなのかどうかはちょっとわかりませんので、お聞きをいたしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） ごみカレンダーでございますけれども、一応、1万500部印刷予定してございます。それで、1冊当たりの単価につきましては210円というようなことで予算を見積もっております。

○委員長（野原恵子） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 大した部数は、1万500ということ、世帯数が1万ぐらいですからそんなものだろうなと思っていたのですけれど、単価は210円と大した高い金額ではないというふうに思いますけれども、これ、あまりレベルの高い質問でないのですけれども、昨年から、私、担当課長ですか、担当者に、今般、省エネですとか、それから財政的なこともあるでしょうし、省エネをしようといっても2%、3%上げるのに非常苦勞するわけですよね。

それで、担当課長あるいはその担当者に言っても、それは変わらないとかならないとかとかたくなに言うものですから、あえて私ここで言うのですけれども、これは1月のカレンダーですけれども、この下の部分、50センチあるのですよね。この下の部分が10センチあるのです。これは、1月から12月まで同じことが書いてあるので。標語は別ですよ。この小さく書いてある標語は別ですけれども、ここは全部同じなのです。

ですから、最後の12カ月ここだけでいいのではないかと。そして1月11月までいらぬのではないかと、私は進言したのですよね。だけれども、紙はこういうサイズだから切ったらむだになるとか、単価は変わらないということで、何回言ってもそんな話だったものですから、あえてここで言うのですけれど、

ここにまたおもしろいことに、限られた資源です、大切に使いましょうとか、省エネ・省資源を心がけましょうと書いてある。ここに書いてあるわけに、私はやっていることは逆行しているなど思っているのです。

それで、常識的に考えて、一般的に考えて50センチあって10センチカットすれば2割紙は助かるのだらうと思うの、単純に私は。

その辺、どういう考えというか、変わらないのだらうと思うのですけども、その辺の考え方について、納得のいくように説明していただきたい。

○委員長（野原恵子） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） カレンダーの何と言いますか、一番最後はサイズが違っておまして、切った場合にですね、なりますけども、うちの印刷業者と言いますか、頼んでいるところは町内の業者をお願いしているところです。それで、大手になりますと、多分ロールのやつで印刷するのでしょうか、ここの町内の業者につきましては、同じサイズの紙を印刷しましてやっていると。それと、手で金を付けて作っているというようなことになります。

ですから、今、千葉委員の言われたように、11枚を切りますと、手作りですから、その分後で切るという手間が出てくるというようなことにならうかなと。それで、サイズが一番最後と前と合わないということで、何かちょっとやりづらいというようなことで、逆に手間賃がほしいというような、逆に高くなるというようなことも言われておりますので、確かにこの紙としましたらもったいないと、この部分ですね。同じことですから。

ですけども、11枚切ったときに、今度この紙をただ捨てるのかということになりますと、逆にそっちももったいないのかなということもございまして、とりあえずは今のままでいかせていただくと。

ただ、業者においては、またいろんな方法で安くなる部分があれば、また、検討をさせたいなど思っております。

○委員長（野原恵子） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 課長としては苦しい答弁だらうと思うのですけども、私はやっぱり本末転倒な話で、そこの業者ができないから仕方がないのだとかということでは、僕はないと思うのです。

サイズも必ずしもこれでなければだめだというものでないわけですから。ここだけサイズを小さい紙を使ってもいいわけですから、何とでも考えられるのだらうと思うのです。やる気があれば。基本的にそういう無駄をなくそうということを考えれば。

町内の業者に頼んでいるという、僕は頼むなどは言えないけども、それは言えないところなんですけども、ただ、その業者にも研究させて、やっぱり不必要な部分は極力省くと、そして省エネにすると。財政的にも金額的にも。面積で計るのか、目方で計るかわかりませんが、紙の量は確実に減るわけですから。

ですから、私はそこは業者の人はいろいろ言うでしょうけども、そこはやっぱり基本的なそういう考え方を持って、その発注業務というか、それは臨むべきだというふうに思います。

それともう1点、これは私ずっといつも見ているのです。

これは、ごみの収集ばかりでなくて、いろんな要素があるのだらうと思うのです。カレンダーの役割ですよ。僕は、これ1月、例えば、英語でJanuryと書いてあるのです。それはそれでいいのですけども、やはり日本古来の伝統だとか、文化だとか、歴史だとかということを考えれば、昨日、町長とある学校の卒業式で会ったのですけども、挨拶の中で開口一番、弥生三月という話をしました。私は1月だったら、例えば、睦月とか、3月は弥生とか、4月何とか、5月は皀月とかってありますよね。古来の呼び方ありますよね。こういったものだとか、例えば、二十四節気、例えば、3月だったら啓蟄だとか、それから2月は雨水とかいろいろありますよね。そういったことも教育的な見地から、そういったこともこれに、あまりいっぱい書いてありますから、あまり書くと見づらいでしょうけども、でもそのぐらいのことは僕は書けると思うのです。

ですから、その辺は今後の課題として、提案というか提言したいというふうに思います。

この2点。

○委員長（野原恵子） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） カレンダーの紙の関係でございますけれども、これにつきましては、安くいい方法あれば、業者にも言って検討したいと思っております。

2点目の書き方といいますか、それらについても、千葉委員の意見等を参考にしながら、内部で協議しながら検討していきたいと思っております。

○委員長（野原恵子） 堀川委員。

○7番（堀川貴庸） 120ページ、1目保健衛生総務費の中の19節、負担金補助及び交付金の中の細節12、赤ちゃんクラブの補助金に関してですが、これは15年度の決算のときの資料を既にいただいています、15年度では5カ所で実施、そして実人員102名、そして延べ参加人数は521名となっています。

今年度はいかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 赤ちゃんクラブにつきましてでございますけれども、現在、5カ所で月1回の例会をしているということでございます。

参加人員でございますけれども、実人員が120名というふうに捉えてございます。

なお、まだもう1カ所がまだ開催を控えておりますので、その人数を入れますと、もうちょっと増えるかと思えます。

○委員長（野原恵子） 堀川委員。

○7番（堀川貴庸） これはおそらく年々参加される方の数が増えていると思うのです。

それで、これは5カ所で実施ということで、この赤ちゃんクラブ10万円の補助金なのですけれども、1カ所当たり2万円でしょうか。

そうすると、一人頭にすると、非常にわずかな金額になってくるのですよね。

また、今後、ますます少子化対策も含めて、この赤ちゃんクラブに対しては補助金を厚くしていく必要があるのではないかなど。これは母子保健対策の一環としてここに書かれているのですけれども、これは母子のこの字面を追うと、健康を保つための対策と。そして、赤ちゃんを同行して、未就学児を同行して、例えば、音楽会ですとか、演奏会ですとか、そういうところにはなかなかお母さん、ママさんたちも一緒に入れないのではないかと。

でも、この教育の方にも関連すると思うのですけれども、これは母子の保健対策ですから、日々家庭で育児過程で心身ともに疲れているお母さんたち、あるいはその教育面にも赤ちゃんたちにいい影響が与えられるようなその事業内容も、今、絵本ですとかおやつですとかに加えて、何かそんなような研究できないのかというふうに思うのですけれどもいかがですか。

○委員長（野原恵子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 赤ちゃんクラブの関係でございますけれども、10万円ということで、それぞれの、5カ所でやっておりますから割返しますと1カ所当たり2万円という計算にはなるのですけれども、現実にはどうでなくて、一つの本部として、それぞれまた地域開催もやっているということでございますので、私どもとしては、本部といいましょうか、一つ総体として捉えて補助金をとということで考えてございます。

なお、かつては赤ちゃんクラブもどちらかというところ子どもの健康状態ですとか栄養状態ですとか、そういうことを主体に保健師がかかわって、その様子を見せていただくというのがかなりのウエイトがあったわけでございますけれども、最近では、そのウエイトはちょっと下がってきまして、どちらかといいますと、核家族の中で、ある意味では子どもを育てる、そのことに対して、お母さん方の不安等をその場で保健師が相談に乗っていくというところかなりウエイトが高まってきたということで、非常にそういう意味では核家族化の影響に伴って、赤ちゃんクラブの本来の目的もちょっと変わってきているのかなというふうに思っています。

なお、そういう意味では、先ほども子どもを連れて、いろんなコンサートも含めてというなかなか

出られないという状況、お話しを聞きましたけども、それぞれのセクションの中で、そういう意味では子育ての支援をしていかなければならないというふうに思っているところではありますが、例えば、私ども、お母さんが健康診断に来るときに、事情によっては当然子どもも連れてこなければならぬという場合も予想しておりますので、そういう場合につきましては、遠慮なくお子さんを連れて検診においでくださいというようなことで、安心して検診を受けていただけるような体制を整えているところでございます。

それぞれ子育て支援の中で、それぞれの分野の中で、そういうフォローが必要かなというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） 堀川委員。

○7番（堀川貴庸） 今後の赤ちゃんクラブの活動には非常に期待をしたいと思っています。

先ほどの民生費の中で、敬老祝金の改正条例が、先日、僕らも苦渋の決断で改正をさせていただきました。

その説明の中でも、例えば、孫のために使ってくれというような説明も一言あったかと思えます。これは、金額ですね、非常に、孫のために使ってくれという声に答えているのかなという、見た目です。客観的にそういうふうにもどうしても思ってしまうのです。

これからも、少子化対策、それからこういうふうに赤ちゃん、お母さんの保健対策にももう少し意を用いていただきたいなというふうに思うのですけれども、その辺の町の考え方について、もう少し伺いたいと思います。

それと、ちょっともう少し早めに聞けばよかったのですが、128ページでしょうか、2項の清掃費の清掃総務費の中で、ごみ袋の関係も扱って、役務費の中であれなのですけれども、先般、一般質問の答弁の中で、町長の方からおむつに対しての減免措置は、福祉政策として、今後、考えていきたいというふうに、確か答弁されたと思います。

これ、新年度に向けては、数字として表れていないのですけれども、今後、その点についてはどういったように考えておられるのか、それについても伺います。

○委員長（野原恵子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） まず、最初に、赤ちゃんクラブの補助金の有り様についてでございますけれども、確かに今回の敬老祝金の関係につきましては、団体からの中でも、委員のおっしゃるように、若い子どもたちのところに使ってほしいという意見もあったことも事実でございます。

ただ、この赤ちゃんクラブそのもののことを指して言っていることではないと思いますけれども、私どもは、子育てを支援するいろんな各種施策の中で、それに充当していただければというふうに、その意を考えているところでございますので、この赤ちゃんクラブそのものについてということと捉えてはいなかったとことも事実であります。

いずれにいたしましても、ソフト事業でございますので、現状の中で、こういうような事業をやって、例えば、非常にお金が足りないというようなことにはなってはいないのではないかと思っております。いずれにいたしましても、お母さん方にとってみれば、この場に集まって、皆さんと同じ母親同士が、あるいは子を持つ親同士が集まって、お互いの育児生活体験を交換するということが非常に嬉しいといひましょうか、それがその後の友達関係にもつながって、子育てが楽しくなる一つの助けになるというふうに伺ってございますので、このクラブの意義というのは非常に重要であるというふうに認識してございます。

○委員長（野原恵子） 助役。

○助役（西尾治） 後段の幼児、高齢者に対するいわゆるおむつの負担について、どういうふうな今度の組み立てになるというお話しでございます。

忠類村との合併協議の中で、忠類は減免規定をもっておりました。それを廃止する方向で協議が整ったところであります。ただ、それだけで十分いいのかということは決してございませんので、今、委員ご質問のとおり、ごみの減免としては考えない一方、ただ、福祉施策として必要なおむつの支給

について、何らかの手立てを講じていきたいということで、お話をさしていただけてきております。

17年度の当初の中では難しい状況でございましたけれども、これから具体的な手法については、今、合併の調整方針の中で、当然のことながら忠類さんと協議を進める中で、できれば新年度、新たな18年度に向けて、1年間協議の中で、その辺の有り様、今後の具体的な施策について、進めてまいりたいなというふうには考えてございますので、ご理解いただければなというふうに思います。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 1点だけなのですが、121ページ、2目予防費の中の予防接種委託のことに
ついて伺いたいのですが、4月の1日から法の改正によりまして、子どもさんのBCGの予防接種の対象
年齢が、これまで4歳だったものが6カ月に引き下がりましたね。

それで、これに対する対応のための臨時の予防接種を実施されたり、個別にお知らせをされたり
して対応をとってこられたと思うのですが、今の期間の中でも、まもなくその期限を迎えるのですが、
対象者全員に対する対応が終わられたのかどうか。

もし、終わられていなかったら、今後、どのように考えてられるのか、まず伺います。

○委員長（野原恵子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 今回の予防接種の改正に伴いまして、影響を受ける方というの
は178人というふうに捉えてございました。

ですから、その方々に個別周知、さらに広報でも周知させていただきまして、ほとんどの方が接種
を受けたということで、まだ数人は残っているという状況にはあるというふうに伺っております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 案内では3月の末に二日間、まだこれから28日ですか、28日と30日に実施される
ということですから、可能な限りそこで、これは今年度16年のことではあります、漏れのな
いようにされることが大事だというふうに思います。

その後は、結局対象外、狭間にあった人たちは、6カ月過ぎてしまって、4歳の間に受けようと思
っていた人たちが、もし受けられない状況で新年度を迎えれば、対象外ですから有料になっていくこ
とになりますよね。有料でも予防接種は可能なかどうか。手立てもとっていかれるのかどうかとい
うことですね。

それと、この制度が変わったときに、6カ月未満というふうに変更しまして、6カ月未満、だから
生まれたときから6カ月までの間に行うのですよね。

いろいろ、国の制度が変わって、その通りに従ってやっていかれるのだと思うのですが、この
先天性の免疫の問題だとか、ずいぶんあまり小さいうちで大丈夫なのかということも含めまして、
議論があったところで、法はもう変わって進み出したというふうに思うのですが、うちの町と
しては、6カ月未満でありますから、6カ月未満であれば、親御さんが求められたらいつでもやっぱ
り対応していくということになっていきますよね。

自治体によっては、ある程度、最低3カ月ぐらいいクリアした後で、3カ月から6カ月ぐらいいの間
で一定の免疫力、生まれたばかり、親から受け継いだ免疫力は持ちながらも、本人自身の免疫力はな
いという中で、3カ月過ぎてから対応するというような対応も個別に考えておられるところもあるや
に聞いていますが、うちの町としてはどのように考えていらっしゃいますか。

○委員長（野原恵子） 保健予防係長。

○保健予防係長（境谷美智子） まず1点目の、4月以降になって、法改正後自費で打てるというところ
については、既に協会病院さんと委託契約の関係の内諾をいただいているので、どうしてもその期
間受けられなくて、4月以降の受診になるという方については、協会病院の方で受けていただく。も
ちろん有料になって、その有料に対してどう補助するかというところは、現行では考えておりませ
んけれども、そこは契約の内諾をいただいております。

それから、出生後免疫の関係に対する、生後何カ月ぐらいいに受けさせたらいいかという問題ですが、

この辺には、うちの嘱託医師の中に小児科医もおりまして、小児科学会の方から出ている、随時動向みたいなものを聞き取りしながら、では、うちの町はどうするかと検討させていただきました。

その中で、やはり3カ月以前に打つというのは、全世界で見ると、中国が出生後すぐ打っているのですけれども、それに対する評価もまだ出ていないのですよね。良いとか悪いという。

それで、ただ、うちの小児科の先生も、先天的免疫不全の傾向とかそういうところもわからないうちに打つというのは非常にリスクが高いのでということで、うちの町としては3カ月検診に同時開催するという形で、17年度実施にすることにさせていただいて、予算書の中に出てきておりますこの予防費の中の、例えば、臨時職員の賃金ですとか、あと旅費の費用弁償の分が昨年より予防接種BCGの分が増えて掲載させていただいているのですけれども、この形で、今までは年間4回しかなかったBCGのチャンスを毎月幕別側が2カ月に1回、札内側が毎月ということで、もちろんその当日に実施できないお子さんもあるかと思うのですけれども、随時、毎月ある検診の中で整理しながら受けていくという形で、6カ月以内の全員接種、希望者であれば全員接種するというところを目指しております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 安全性を優先した対応が研究されて進められているのだなというふうに確認をさせていただきました。

それで、そのことはやはりきちっと保護者の方に周知も十分されないと、国の法律はただ6カ月未満ということだけで打ち出しておりますので、そして、新しい制度で、もう来月から始まるということですから、お知らせする体制というのは強化が必要だと思いますが、その点はどんなふうに取り組まれますか。

○委員長（野原恵子） 保健予防係長。

○保健予防係長（境谷美智子） ちょっと言葉が足りなくても申しわけありません。

この形については、新生児に現在全件生後1カ月以内ぐらいを目指して、大体1カ半月ぐらいになることもあるのですけれども、めざして訪問させていただいているときに、その子どもさんの予防接種計画というのを立てるということで、うちはもうすでに年間計画で何月何日にどの予防接種をするというのが1年分出ておりますので、あなたのお子さんは、この計画に沿って接種を受けるのが最も良いですよ。ここが抜けたときには、次はこの日程がありますよという形の個別の予防接種計画を新生児訪問で立てるということで、保健師の中では一人ひとりきちんとした説明をして、その形で立てていこうと思っています。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○2番（中橋友子） わかりました。

最後ですが、6カ月間の中で、一応うちの町としては、3カ月を過ぎた子を、お子さんですから3カ月間の間での対処になりますね。

それで、毎月今までの年4回の回数から毎月に変えられるという中で、漏れのないような対処をなされると思うのですが、3カ月間というふうに限られてきますと、相当な、月1回だけでは、例えば、そのときに体調を崩してしまうというようなことであれば、もう6カ月過ぎてしまうというようなこともあろうかと思えます。

そういう場合には、例えば、かかりつけのお医者さんでできるのかどうか。そういうような手立ても考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 保健予防係長。

○保健予防係長（境谷美智子） 今年度までも、例えば、そういう体調に大きな疾患があるとか、かかりつけ医があるとかというお子さんに対しては、協会病院と厚生病院を指定させていただいて、集団の予防接種に適さない子という診断をいただいたお子さんたちを、委託契約という形で接種させていただいております。

できるだけ、この3カ月間に身体的には集団接種がオーケーだよというお子さんについては、ぜひなんとかこの3カ月間の機会に、ご案内して、その機会に受けていただきたいと思いますのですが、どうし

でもはずれることになったりとか、それが個人的理由については認めていこうとは思っていないのですが、それが身体の事情によってということであれば、1ケース1ケースの検討になるかと思いますが、委託の中でお願いしていこうとは思っています。

それは、精密検査としても、BCGについては次年度契約の予定でいます。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） ほかに質疑がないようでございますので、4款衛生費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

この際、15時10分まで休憩をいたします。

14:57 休憩

15:11 再開

○委員長（野原恵子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5款労働費に入らせていただきます。

5款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（中村忠行） それでは、5款労働費について、ご説明させていただきます。

131ページになります。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、予算額1,274万8,000円。本目は、労働者対策にかかわる経費でございます。

132ページになります。

21節貸付金、勤労者福祉資金貸付金につきましては、勤労者の生活・福祉を向上するため、運用原資を労働金庫の預託をして貸付を行うものでございます。労働金庫は1.5倍の融資枠をもちまして設定をしております。

2目雇用対策費、予算額435万2,000円。本目につきましては、雇用対策に係る経費でございます。13節委託料、細節5、6につきましては、季節労働者等の雇用対策といたしまして、春先の街路の清掃、冬季の街路除雪を行うものでございます。

以上、労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 質疑がないようでございますので、5款労働費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、6款農林業費に入らせていただきます。

6款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（中村忠行） 続きまして、6款農林業費について、ご説明させていただきます。

133ページになります。

6款農林業費、1項農業費、1目農業委員会費、予算額1,430万4,000円。本目につきましては、農業委員の報酬と経常経費でございます。

134ページになります。

2目農業振興費、2億3,882万4,000円。本目につきましては、農業振興にかかわります各種補助金負担金、それに伴います事務経費でございます。

136ページになります。

19節負担金補助及び交付金、細節11から13につきましては、各種借入資金にかかります利子の補給補助でございます。細節15ふるさと土づくり支援事業につきましては、良質な堆肥の確保と生産に対する補助金でございます。細節17につきましては、札内農協の馬鈴薯貯蔵施設の建設にかかります補助金でございます。細節20につきましては、農業振興公社にかかわる運営費の補助でございます。

3目農業試験圃場費、予算額304万1,000円。本目につきましては、試験圃場の運営経費でございます。今年度の主な試験項目につきましては、一つは紫キャベツの品種比較試験、二つ目は秋蒔き小麦の尾篋要素確保認定試験などを、今、予定をしております。

138ページになります。

4目農業施設管理費、予算額743万8,000円。本目につきましては、農業担い手支援センター、味覚工房にかかります管理運営費でございます。

139ページになります。

7節賃金につきましては、味覚工房で管理等に当たります嘱託職員2名の賃金でございます。

140ページになります。

5目畜産業費、予算額1,894万3,000円。本目につきましては、畜産振興にかかわる経費でございます。18節備品購入費につきましては、公社貸付牛でございますけれども、平成12年に公社から貸付を受けました肉用雌牛38頭分の購入代金の支払いでございます。

141ページになります。

6目育成牧場費、予算額1,416万4,000円。本目につきましては、牧場運営員の報酬と牧場の管理運営費でございます。

144ページになります。

7目農地費、予算額2億2,748万6,000円。本目につきましては、国営・公団営・団体営等の償還金及び土地改良施設の管理に要する経費でございます。

145ページになります。

19節負担金補助及び交付金、細節3につきましては、国営事業でございますけれども、古舞地区ほか2地区、細節4につきましては公団営事業、通称東西線でございますが、それらにかかわる負担金でございます。

146ページになります。

細節5につきましては、道営事業の大豊地区ほか7地区、細節6につきましては団体事業幕別地区にかかわる、それぞれ事業償還金でございます。

8目土地改良事業費、予算額4億2,884万5,000円。本目につきましては、土地改良事業の負担金及び事務的経費でございます。

147ページになります。

19節負担金補助及び交付金、細節6から9につきましては、道営畑総事業4地区にかかります負担金でございます。細節10につきましては、糠内地区の巖橋架け替え事業にかかわる負担金でございます。

148ページになります。

細節11につきましては、栄地区の農道整備にかかわる負担金でございます。畜産基盤再編総合事業整備につきましては、事業の完了に伴います廃目でございます。

2項林業費、1目林業総務費、予算額2,235万6,000円。本目につきましては、林業の振興にかかわります経費でございます。

149ページになります。

19節負担金補助及び交付金、細節10から13につきましては、民有林の振興にかかわる補助金でございます。

以上で、農林業費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

古川委員。

○13番（古川稔） ページ数は136ページ、2目農業振興費の中で、19節負担金補助及び交付金という中で、細節15番のふるさと土づくり支援事業補助金というのが、昨年度850万、今年度は600万円ということなので、この減額部分というのはどういうふうな原因があるのか聞かせていただきたいのと、やはり今、クリーン農業であるとか、あるいは農業生産の中ではどうしても堆肥というのが皆さん必要にかられているわけで、良質堆肥をつくるためにも切り返し、あるいは刈り取りといった部分で、この事業を減らすということにはなっていないのでないかというふうに考えますが。

○委員長（野原恵子） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） ふるさと土づくり支援事業補助金の減額、昨年度と比べて減額ということでもありますけども、この事業につきましては、平成8年度から実施をいたしておりまして、一応期限を決めまして支援をしていくということで制度化させていただいた事業であります。

今、古川委員おっしゃられますように、この事業につきましては非常に農地にとりましては有益性が高いということから、当初決めさせていただいた期限を延長いたしまして、今まで事業として進めてまいったわけでありまして。

今般、若干ではありますけれども、補助金の額を昨年並みまでの予算化はしておりませんが、事業の内容といたしましては、従前と同じではありますけども、予算総体枠、約3割ほど減額されております中で、事業を今組み立てるべくゆとりみらい協議会等とも協議はさせてもらっています。

ただ、今後、合併に向けた協議の中で、うちの町につきましては、堆肥についてのみ限定した補助事業というふうになってございますけれども、忠類村につきましては、緑肥事業あるいは土壌の透水性、こういったものも実際行っているところであります。

本町といたしましては、それらも勘案をした中で、今後、新たな土づくり事業についてどうあるべきなのかということも含めまして、堆肥、それから緑肥、それから土壌の透水性等々の問題、これらを新たな土づくり事業としてメニューを考えていきたいということで、考えてございます。

本年度につきましては、若干の予算現額は伴っておりますけれども、次年度以降、さらに新しいメニュー化を考えた中で、補助事業制度を存続させるべく内部協議をしてみたいというふうに考えてございます。

○委員長（野原恵子） 伊東委員。

○18番（伊東昭雄） 1点は関連でございますが、今、古川委員の申し上げました土づくりについては、今、説明の中で、今年から新たな事業でやっていくというようなことを申し上げましたけれども、私は再延長をしていただきたいと思っております。

なぜならば、幕別町の有機質肥料は絶対的に足りないわけですね。それで、このほかから求めるということで、堆肥の購入助成あるいは堆肥の切り替えですね。この事業も非常に効果が上がってきたところへ、今、年度は切ったと申しますけれども、新しいメニューを考えるならば、私はこれ以上のメニューはないと思うのですよ。これは土づくりの基本ですから。これはやはり継続していただきたいと、こんなふうに思うのと、もう1点、小規模暗渠事業がやっていると思っております。

この小規模暗渠もこの中に入って追うとするならば、これも年度は切ったけども再年度ということに進めた経過があります。これらも打ち切るということなのか、お伺いいたします。

それから、もう1点、農業ゆとり未来の貸付資金ですね。16年度の決算見通しがわかれば聞かせていただきたいのですけれども、それがわからないので申し上げるのですが、16年度よりも1,000万円貸し付けが減っていると。これは農家にしてみれば非常に魅力のある資金であったのですが、これについて、どのような考えを持っておられるか、もし去年の実績ですか、決算見通しがわかれば聞かせていただきたいと思っております。

○委員長（野原恵子） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） まず、1点目のふるさと土づくり事業、これの継続をというようなお話で

ございます。

町としたしましては、あくまでも補助制度の中で支援をしていくと。土づくり事業というのは大事なのですよということで、とっかかりを支援をさせていただくという意味合いで補助制度をスタートさせたところであります。

しかしながら、非常に堆肥については、農地にとって有益だということがありまして継続させてもらいましたけども、今後につきましては、先ほど申し上げましたように、新たな組み立てを考えながら、より有効な土づくりの支援事業を構築していきたいというふうに考えてございます。

それから、3点目にお話しをされました、ゆとりみらいの貸付金でございますけども、16年度におきましては、貸付実績といたしましては、21件3,600万円の貸付実績がございます。17年度予算枠が昨年度と比べまして減額をしている理由でございますけども、これにつきましては昨年度まで堆肥舎の整備ということが家畜排泄物法の中で決められておりまして、その堆肥舎の整備にかかわる分を上積みをして予算化をしていたということでございます。

本年度につきましては、昨年11月から家畜排泄物法の法が施行されましたことによりまして、本年度におきましては家畜排泄物法に対応する堆肥舎の貸付部分、その枠を減額をさせていただいて、計上させていただいたという中身でございます。

○委員長（野原恵子） 土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） 小規模暗渠ということでございましたけれども、これは多分農地排水構向上対策支援事業補助金のことだと思うのですけれども、これにつきましては明渠の維持管理、新設、それから暗渠排水の新設管理の重機借上料、それから暗渠排水にかかわる整備面積が1ヘクタール未満の資材代を補助するという事業でございます。平成8年度からは農協を事業主体といたしまして、農協が4分の1、町が4分の1、事業者が2分の1自己負担ということで進めている事業でございます。これにつきましては年度を区切った形で現在のところ考えてはおりませんので、従来通り400万円予算を計上させていただいております。

○委員長（野原恵子） 伊東委員。

○18番（伊東昭雄） 小規模暗渠につきましては理解いたしました。

それから、今、ふるさと土づくりですね、私はこれ以上のものはないと思っているのですけれども、今、新たに方向で考えていくといった、その考え方をひとつ聞かせていただきたいと思います。

○委員長（野原恵子） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） 今現在は、この補助事業につきましては、堆肥の購入、あるいは堆肥化するための機械の借上げという中身で補助をさせていただいているところでありますが、今後におきましては、前段申し上げましたが、緑肥についても検討してみたいと。さらには土壌透水性、心土破碎関係も含めまして、そういったもので土づくりとして、堆肥のほかに、緑肥あるいは土壌透水性のことにつきましても、補助事業の対象にできるのかどうか。必要性があるのかどうか。必要があるとすればどれくらい町として助成するのがいいのだろうか、こういった観点から、新たな形で組み立てを考えてみたいと、そういう検討をしてみたいという内容でございます。

○委員長（野原恵子） 伊東委員。

○18番（伊東昭雄） わかるような気がするのですが、それは堆肥の切り替えとか、堆肥の購入というものも続けて、新たなメニューにしていきたいということですか。

わかりました。

○委員長（野原恵子） 答弁はいいですね。

牧野委員。

○4番（牧野茂敏） 関連になるかどうかちょっとわからないのですが、ゆとり未来貸付金、あるいは、これは町単独なのでしょうけども、道だとか国のいろんな資金ありますけども、その貸し付けを受けるときに、最近ずっと1項目入っているというのは認定農業者であることと一つ入っているわけですね。

それで、現在、幕別町の農家の認定農業者の戸数、それは全体でどのぐらいの割合なのか、ちょっとお教えいただきたいと思います。

○委員長（野原恵子） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） 認定農業者の数でございますけども、本年の3月時点につきまして、340人という数字でございます。

○委員長（野原恵子） 牧野委員。

○4番（牧野茂敏） 私が思っていたよりはちょっと多かったかなと思うのですが、いずれにしても貸付を受けるときは、農業者年金の加入だとか、あるいはほかのいろんな国の施策の中で打ち出される貸付金、そういったことに必ず認定農業者であることというのもありまし、振興公社でやっています土地の貸借であるとか、そういうところにも優先順位で認定農業者でなければならないということが謳われているわけです。

それで、認定農業者には町も力を入れて、ぜひなっていたらいいように推進していただきたいと思います。

それともう一つなのですが、この認定農業者の期間は多分5年だと思いますけども、この5年経っているうちに忘れてしまう人が結構いるらしいのですよね、認定農業者であったのかどうかということ。これは、町の方で5年切れる前に、何か手立て、連絡するとか、そういったことはできないのでしょうか。ちょっとお伺いいたします。

○委員長（野原恵子） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） 認定農業者の関係でございますけども、今、牧野委員言われますように、一度認定をされますと、5年間という認定期間があるわけでありまして、この5年を過ぎますと、新たな認定替えといいたしまししょうか、認定の変更といいたしまししょうか、それをする必要性が当然出てきます。この際、町といたしましては、各JAさんと協力をいたしまして、JAさんの方からご本人に通知を申し上げ、新たな認定のための書類作成等々、JAさんにご便宜を働いていただいているという状況で、町といたしましても、せっかく認定された方々が、単純な手続きを忘れるということがないように、農協さんとも十分連携をとらせていただいているという状況であります。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 関連で、この農業ゆとりみらい資金を活用してつくられた堆肥舎のことなのですが、町がどこまでかわれるのかなということを思いながらお尋ねするのですが、町長行政執行方針の中で、法に基づいて設置しなければならない畜産農家について、100%設置されたというご報告がありました。

それはそれで良かったなというふうに思ったのですが、実は現場の中から、この堆肥舎が本来の目的といいたすのは、環境上必要だということで作られた施設であると。つまり、堆肥が野積みになっていたり、放置されて、尿が地下浸透して環境汚染するのを止めるためにつくられたものであるというふうに聞いていたのですけれども、実際には、この短期間の間に、とにかくつくらなければならない。そうしないと法の期限が過ぎてしまうということで、堆肥板はコンクリートを固めてつくったのだけれども、その尿の処理をきちっと本来は施設として設置して、そして浸透しないように、施設としては完備してやっていかなければならないのだけれども、実態としては、そういうふうな完全な施設になっているところが少ないというふうに聞いているのですよね。

といいますのは、もうただコンクリートを打って、枠も必要ないという状況でしたね。ですから、その屋根をつけているところが多いのですが、それだけであとは尿貯めというのは別にタンクを横につけて、尿が排水されるように再生されるものであったはずなのですが、その限られたタンクのところにどんどん堆肥が出されていって、そして尿は一定のタンクの量を超えてしまうと、もうその処理のしようがないというようなこともありまして、短い期間でやらなければならない事業の欠陥といいたすか、裏目に出てしまったというような、そういうその悩みもお持ちだというふうに聞いているのですよね。

その辺のせっかく進めた事業でありますから、正しい活用ができる施設になっていたのかどうか、莫大な国の資金も含めて、町も応援して、そして農家の方も本当に切ない思いをして負担してつくった施設が活きているのかどうかという検証も、私は大事ではないかというふうに思うのですが、まず、現状でそういうことは押えていらっしゃいますか。

○委員長（野原恵子） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） 今、中橋委員の方からは、堆肥舎の管理ということの問い合わせだというふうに思うわけですが、町といたしましては、この法律が平成11年に施行されておまして、その後5年間の猶予期間がある中で、堆肥舎の整備を指導してきたという経緯でございます。

町は、今、126戸の対象農家、16年度をもって100%堆肥舎を、堆肥舎だけではありませんけども、堆肥板も含め、シート掛けも含め、100%対応していただいたということがひとつあるわけですが、これは平成10年から16年の間にかけまして、126戸の農家の方々、整備をしていただいております。

この方々につきましては、いずれにしても畜環リースの事業ですとか、畑総事業ですとか、町とJAの単独の補助事業ですとか、いろんな制度をご利用いただいて、整備をしてもらったということがありますが、中橋委員言われますように、尿貯めの関係については、個々の農家におきましては、それ轆汁層といいますか、そういう轆汁を集めるような設備を持っていないところもありますし、きちっと轆汁層まで整備をしている農家もこれはございます。

ただ、私どもといたしましては、その轆汁層があるなしにかかわらず、いずれにしてもその堆肥、家畜糞尿を適正に処理をしてくださいということをお願いをしている、指導をしているということでございます。

これにつきましては、ゆとりみらい協議会という協議会とも対応策につきまして、いろいろ検討させていただいた中で、町とJAとあるいは普及センター等々が各畜産農家の方々に法律の趣旨を理解をしていただきながら、適正な管理に努めていただきたいということのお話をさせてもらっているという現状でございます。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 今、終わったばかりですから、これからが大事だと思うのですよね。

性質は違いますけれども、国の事業で頑張っって補助を受けて、一時畜産農家が縦型のサイロをどんと作られて、それが今、不要のものになってしまったと、残念な結果がありますよね。

それで、これもきちっとした今後の支援や指導がないと、本当に二の舞を踏みかねないというふうに想定するのです。

それで、今、土づくりのこともありましたけれども、コンクリート板を敷いて、糞尿、それが乗るから、以前よりも、施設がなかったときよりも、もちろん発酵なんかさがり冷たいですからしないですね。だから切り返し作業も以前よりももっと必要になってくる。

そういう手間がどんどんかかってくるのだけれども、限られた施設の中で、毎日毎日排泄はあるわけですから蓄積していくと。ひどいところは、それを施設を早くつくったのだけれども、いっぱいになってしまうことも含めて、畑作農家に渡せなかったというようなこともあると、そのまま、また隣の畑に置かさってしまうと。せっかく施設があつたのだけど、一時施設に何カ月間かだけ置いただけで、何も処理されないものがまた土の上に乗っているというような実態もあるように聞いています。

だから、せっかくそれだけの投資でありますから、きちっと今後の農業振興策の中で、点検もされながら、指導を強化していくということが、そして、もし設備上に不備があるのであれば、早めの手立てをとっていただくということが、今回の投資が生きていく形になるのではないかと思います、どうでしょうか。

○委員長（野原恵子） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） 家畜糞尿の適正な処置、これはもちろん大切なことであります。

今、私どもの方で、農協さんと協議をさせていただいておりますのは、いずれにしても畑の農家さんに非常に堆肥が有益だというお話、今、前段で出まして、農協さんと協議をさせていただいている

のは、せっかくその堆肥舎を建てて、そこに溜まる家畜ふん尿を、いかに早く良質堆肥に変えられるかということ、今、研究をし始めているところであります。

一つの案でありますけれども、幕別農協さんは、今、コントラクター事業に取り組んでいるわけであり、農家の方々の言うなれば作業をいろんな場面で請け負っているということがございます。

農協さんのそのコントラクター事業を活用しながら、各農家にある堆肥舎の堆肥を、コントラクターの事業で切り返しを早めるなりなんなりという手法をとって、早く良質の堆肥にできないかということ、一つ、今、検討はしてございます。

ですから、いずれにしても、それがすぐ組み立てとして成り立つかどうかということも、いろんな課題もあるわけでありまして、今後におきましては、せっかくのその家畜ふん尿ですから、畑に還元できるように、環境のことも考えても、スムーズに畑に還元できるような手法をさらに研究していきたいというふうに考えております。

○委員長（野原恵子） 伊東委員。

○18番（伊東昭雄） 今、堆肥場のことができましたから申し上げますけれども、今、堆肥場は完璧にくったと、こう申し上げましたけれども、この問題は、堆肥場そのものに欠陥があるのです。堆肥場そのものに。

だから、私は堆肥舎は屋根さえつけられればよいということではないのです。今の堆肥舎は欠陥堆肥舎なのです。それを私申し上げましたら、予算がかかるから、とにかく1件でも多くつくらなければいけないので、後はひとつ自分でやってくれと、こういうことなのです。

ところが、なかなか自分でやりません。それで、どういうことかといえば、垂れ流しになるのではないですね。糞汁の枡はきちっとできているのです。それは年に2回出しなさいということで、これは糞汁ですから、堆肥の中で出てくる、切り返し槽の中で出てくる糞汁なのです。その糞汁はきちっと計算されて貯めが作ってあります。年に2回出せばいいのです。

ところが、その糞汁の貯めが、小さい糞汁ですからね。それで今の堆肥場は屋根だけつけてあるのですから、横から雪やら雨が落ちて、堆肥場ができあがらないうちに、糞汁の枡はもういっぱいになっているというのが現実なのです。わかりますか。

堆肥場はできあがったのです。それで、堆肥を入れないうちに、横から雨が落ちて溜まってしまふと。

そこで、私が申し上げたいのは、そういうことで欠陥堆肥舎であります。あとは自分で糞汁だけ流れるように堆肥場につくるということで。

それで先ほど申し上げましたが、この1,000万円減らしたというのは、去年は堆肥場を多くつくるということで組んだと。できあがったから1,000万円減らしたということですね。

それで16年度の、さっき報告がありました実績は3,600万円あると。今年もそのぐらいかなと思うわけですね。あとの三千何百万というものは、自分で雨が入らないように、対処をするためにそれは使わせていただけるかどうかということ、ひとつ伺いたいと思います。

○委員長（野原恵子） 伊東委員、委員長の采配で、最初の質問は伊東委員から始まりまして、関連でここまで来ているわけです。本来ならば質問はできないのですが、私が間違っ指しました。そういうことで1回だけ答えをさせていただきます。

農林課長。

○農林課長（増子一馬） 堆肥舎ということが、欠陥建物みたいなお話がありましたですけども、私どもは欠陥だなんていうことは当然思っておりません。

これは国の基準に基づきまして、補助事業も導入されまして建てられた施設でございます。ですから欠陥というふうには認識はしてございません。

それと、堆肥にかかわる基本的にその管理は、これは個々の農家さんが当然自分の責任においてやるべきことということが当然としてあるわけでありまして、それがために私どもとしては、その堆肥、家畜糞尿をいかに早く良質堆肥にできるか。そういう部分のお手伝いを何とか考えたいということ

であります。

それからもう一つ、ゆとりみらいの資金の関係でお話しがございましたけども、先ほど伊東委員言われましたように、例えば、その堆肥舎の周りの設備を多少工夫したいと、金をかけたいというようなことであれば、今の現行のゆとりみらいの貸付金制度の要領の中で、そういった設備にかかわる資金融通というのはできるというふうに思っておりますので、ご相談をいただければというふうに思います。

○委員長（野原恵子） そのほかにも、質疑ありませんか。

佐々木委員。

○12番（佐々木芳男） 農家に生まれて、農家で育って、農業に関心を持ちながら非常に不勉強で、ど素人でございます。

今の問題につきまして、項目が全くございませんけれども、家畜ふん尿の処理問題について、今、国家的にもいろんな面で環境問題を含めて、バイオマスが非常に研究が進んでいるというふうに聞いております。

本町として、今、問題になっているようなことが、この百二十何頭の家畜では規模的にどうなのかわかりませんが、将来、農業はやはり明るい未来をつくっていく上で、町としてもそういった科学的なことを考えているのかどうか。

関連になるかならないかわかりませんが、ひとつ伺いしておきたいと思っております。

○委員長（野原恵子） 企画室参事。

○企画参事（羽磨知成） 環境問題のことです。エネルギービジョンの方からの観点からお答えさせていただきます。

先ほど、総務費の方でご説明申し上げましたように、平成17年度の全額補助におきまして、幕別町における新エネルギーのビジョンを策定する予定であります。

これにつきましては、幕別町において、どのような新エネルギーが導入の可能性があるかというようなものを調査するものでありまして、今、委員おっしゃりましたようなバイオマスを活用した発電とか熱の利用等も調査する予定であります。

○委員長（野原恵子） 佐々木委員。

○12番（佐々木芳男） まったく本当に素人で申しわけございません。

今、こういったバイオ関係ですね。管内の他町村で取り組んでいるところがあると思いますが、どのくらいの町村であるのか。どれくらいの規模でやっていけるのか。本町ともし忠類が合併した場合に、家畜頭数がぐっと増えるわけですが、そういった規模の中で、この問題が町としてやっていけるのかいけぬのか。その未来についても、もしできれば伺いたい。

○委員長（野原恵子） 企画室参事。

○企画参事（羽磨知成） 私の方では詳細に捉まえてはおりませんが、いわゆる新エネルギーのビジョンを策定している自治体が管内では七つの市町があります。

中でも清水町は平成12年に策定しておりまして、かなり進んでいることをやっているということはお聞きしているところであります。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） ほかに質疑がないようでございますので、6款農林業費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

この際、16時5分まで休憩をいたします。

15:49 休憩

16:04 再開

○委員長（野原恵子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7款商工費に入らせていただきます。

7款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（中村忠行） 7款商工費について、ご説明させていただきます。

150ページになります。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、予算額23万7,000円。本目につきましては、商工行政にかかります経常経費でございます。

2目商工振興費、予算額3億108万1,000円、151ページになります。本目につきましては、商工振興と中小企業融資に要する経費でございます。19節負担金補助及び交付金、細節3につきましては、商工業の振興対策とパークプラザの維持管理に係ります商工会への補助金でございます。

3目消費者行政推進費、予算額134万円。本目につきましては、消費者行政にかかわる経費でございます。

152ページになります。

4目観光費、予算額793万3,000円。本目につきましては、観光物産協会特産品開発にかかります経費でございます。19節負担金補助及び交付金、細節5観光物産協会補助につきましては、各種イベント、協会イベントにかかります補助であります。

5目企業誘致対策費、予算額2億1,132万1,000円。本目につきましては、企業誘致にかかわる経費でございます。19節負担金補助及び交付金、細節3につきましては、誘致企業に対しまして、土地を除く固定資産税相当額を補助するものでございます。

153ページになります。

特産品開発費につきましては、4目観光費への組換えのため、廃目でございます。

以上で、商工費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

乾委員。

○8番（乾邦広） 152ページ、4目観光費、19節負担金補助及び交付金の中で、5番観光物産協会補助金。これは前年度より減額になっておりますけれども、何かお話を聞きますところによりますと、幕別の三大まつりの一つ、冬まつりがなくなるのではないかというお話を聞いておりますけれども、三大まつりの一つの冬まつりがなくなるという一抹の寂しさを覚えますので、これにかかわる何か行事計画をされているのでしょうか、お聞きします。

○委員長（野原恵子） 商工観光課長。

○商工観光課長（本保武） 補助金につきましては110万円ちょっと、計画されておりますけれども、一つにつきましては、十勝観光連盟の負担金が10万円ちょっと減額になりましたことと、幕別冬まつりですけれども、これは16年度をもって発展的にとりやめようということは、来年、忠類と合併しますから、何とか合併して初めてのイベントを盛り上げたいということで、事務局としては話し合いをしております。

それぞれの総会で当然決められることではありますけれども、決まりましたら、補正で対応させていただきたいと、そういうように考えております。

○委員長（野原恵子） ほかに。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 151ページ、3目消費者行政推進費の7賃金、4消費生活相談員賃金。

昨年15年の決算のときに、この消費生活相談員の相談がとてたくさん増えて、内容もいろいろ広がって、この事業の大事さが説明されたところなのですが、今年の実業の中身について、まず、どのような形で行っていかれるのか伺います。

○委員長（野原恵子） 商工観光課長。

○商工観光課長（本保武） これは消費生活相談員さんの賃金でありますけども、悪質商法、特に今現在は架空請求、これが昨年はトータルで211件になりましたものが、2月末で269件、そのうち、架空請求が150件程度になっております。

それから、最近あります振込め詐欺ですか、これについても3件ほどありました、相談がですね。

こういったことから、その相談体制を強力に推進するというので、私ども担当課としても、相談員さんのいないときには受けてはおりますけども、相談員さんにもいろんな部分で、帯広市も含め、広域的に連携できないかということもお話させていただいております。

そういった体制を構築していきたいという考えをもっておりますので、賃金については特に触れているわけではないですけども、中身を充実させたいというふうには思っております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 広域連携のことについては、たびたび体制を強化していくという面において大事なことだろうということで提言もさせていただいてきたところなのですが、さらに踏み込んで、この相談が実っていくような形というふうになるのでしょうか、架空請求の相談が多いということで、今、新聞にも幕別町の事例も載ったり、あるいは広報誌でも随分その啓蒙活動されて、こんな請求きたときには気を付けなさいということでやっけていらして、そういう連携も活きているのだと思うのですが。特に、今、そういうその被害に遭う人の年齢が下がってきているという。今までは、成人の人が多かったのですが、携帯電話などの使用にかかわっては、子どもさんたちも、今、中学生ですとかそういう携帯の活用する年齢が下がってきていることに表れているのですけれども、そういう相談を多くなってきているというふう聞くのですよね。

そういうのは、やはり大人に対する対処と、また、未成年者といいますか、そういう本人に判断能力といいますか、法的な責任を負わせられない年齢の人たちに対しても、そういうことがどんどん広がってきているということも、実態として多いと聞いてまして、こういうことに対する手立ての一つとして、提案なのですけれども、相談員の出前講座のようなことがやっけていけないものかというふうなことも思うのですね。

今、よく高校なんかでは、卒業前にこういった内容は限られているのでしょうけれども、そういう指導教育があるようなのですけれども、中学校まで下がってきている実態を聞きましたら、幕別のある学校でも、そういうその講習会を、相談員の方に来ていただいて行ったら、大変有効だったというふうなことも聞きまして、相談室で迎えて相談するというところからもう一歩広げて、そういうところに出向いて行って手前で防ぐという、そういうことも大事なというふうに思いまして、今年の活動の中には、ぜひ、前進させていくような手立てをとっていただきたいというふうに思うのですが、この中で、広域連携なども進むと可能かなというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（野原恵子） 商工観光課長。

○商工観光課長（本保武） 年齢が下がっている。確かに低年齢の方もいらっしゃいますけども、年齢幅は10代から80代まで、10代、80代はちょっと少ないですけども、20代から50～60代までは大体同じぐらいの人数かなというふうに思っております。

それで、出前講座の件なのですけども、16年度は3件でありますけども、出前講座の前に、消費者協会さんの方で、今、大変お世話になっておりまして、寸劇をやっております。それで、オレオレ詐欺だとか振込め詐欺だとか、悪質情報をやっけていただいて、幕別中学校あるいは糠内中学校で寸劇をやっけていただいて、非常に好評だったというふうにお聞きしております。

それは、寸劇は時間が限られておりますから、あくまでも相談員さんが講演する前にやっけていただいておりますし、これについては、できれば今後とも続けてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 消費者協会さんの寸劇は、これはまた紹介されていましてからわかっていますけ

れども、相談員の方もプロの方ですよ。この方もセットでそういう事業を組まれるということですか。

○委員長（野原恵子） 商工観光課長。

○商工観光課長（本保武） 必ずしもセットとは言えませんが、消費者協会さんの方でご都合がつけば、なるべくセットでやりたいなというふうに思っています。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 有効な手段は、ぜひ活用といいますか、協力もお願いをして、そして水際で防ぐという、そういうことに、ぜひ力を入れていただきたい。

そのために、相談員さんは今は午後だけの勤務ですね。それが、時間から時間ということも限られていますけれども、お一人しかいらっしゃらないので、この予算の中で若干去年よりも、わずかですけれども下がっているということもあって、なかなか難しいのかなとは思いますが、そういった事業の時間帯ですとか、選んでいただいて組み立てていただければ、今の体制の中で可能かなというふうに思うのですよね

ぜひ、専門的な知識のある方が出て行って、そして教えていただく。この事業を積極的に取り組んでいただきたいと思います。どうでしょうか。

○委員長（野原恵子） 商工観光課長。

○商工観光課長（本保武） よく勉強をして、そして私どもが答えられるようにしたいと思います。

もちろん相談員さんが、出前講座等に、公区あるいは学校、あるいは老人クラブ等で申し入れがあれば、私どもも積極的にその方向で進めてまいりたいというふうに思います。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） ほかに質疑がないようでございますので、7款商工費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、8款土木費に入らせていただきます。

8款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（三井巖） 8款土木費について、ご説明申し上げます。

154ページをお開きください。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、本年度予算額は333万1,000円であります。本目は、車両センターの管理費と事務経費であります。

155ページにまいりまして、2目土木車両管理費、本年度予算額77万8,000円であります。本目は、車両センター所管車両2台分の管理経費が主なものであります。

156ページにまいりまして、3目道路管理費、本年度予算額1億2,539万4,000円であります。本目は、町道の維持管理並びに除排雪に要する経費であります。13節委託料の細節1は、除排雪を含む年間を通しての町道管理委託経費であります。道路の管理延長は699.5キロメートルで、除雪延長は523.5キロメートルであります。細節2及び細節5の清掃と除雪等委託料については、就労センターにかかわるものであります。14節使用料及び賃借料、細節5は、除排雪にかかわる機械借上げ40台分であり、除雪出動回数は4回を想定しているものであります。157ページにまいりまして、16節の原材料費は、町道維持管理のための資材購入費であります。

4目地籍調査費、本年度予算額1,976万6,000円であります。9節の旅費は、事業要望等にかかわる特別旅費で、11節の需用費及び12節の役務費は、事業推進のための事務費用であります。13節委託料、158ページにいきまして、細節6は、途別地区5.24平方キロメートル及び古舞地区の一部、7.81平方キロメートルを調査するための費用であります。細節7は、土地の異動に伴い、地番図を修正するための費用であります。14節の細節5は、一筆ごとの土地情報の管理及び各種帳票類を作成するシステムであります。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、本年度予算額715万8,000円であります。本目は、樋門管理人90人、内訳としては道分は84人、町分が6人の賃金と土木関係の経常的な管理に要する費用であります。159ページにまいりまして、13節委託料、細節5及び細節6につきましては、道路台帳・河川台帳の修正をするための委託費用であります。

2目道路新設改良費、本年度予算額6億7,226万5,000円であります。本目は、町道の新設改良・舗装などの道路の整備に要する経費であります。

160ページにまいりまして、15節工事請負費であります。本年度は、継続事業9本、新規事業5本の工事を予定しております。工事ごとの事業量で申し上げますと、道路改良が923メートル、道路舗装1,683メートル、横断歩道橋1橋、歩道改良1,676メートルの整備を予定しているところであります。

なお、細節1の札内駅南北線交通安全施設等整備工事並びに19節で出てきますけれども、札内駅南北線工事負担金で施工いたします横断歩道橋、いわゆる自由通路でございますけれども、これにつきましては、桁の長さでございますが、これが38.3メートル、北側の階段が31.6メートル、南側の階段が35.2メートル、合わせまして105.1メートル、及びエレベーターを南北に各1台ですから2基設置をするものでありまして、本年度完成を予定しているところであります。

次に、161ページにいきまして、17節公有財産購入費は、整備を予定しております札内4線、札内鉄道南沿線通りなどの用地買収に係る経費であります。19節負担金補助及び交付金につきましては、札内駅南北線自由通路の施工のうち、協定に基づき、JAが施工するものを負担するものであります。本年度の負担内容といたしましては、JA敷地内の桁仮設及び親仮設にかかわる経費が主な負担する内容であります。

3目道路維持費、本年度予算額4,109万2,000円であります。本目は、車両センターで行う町道管理以外の町道維持補修に係る経費であります。

162ページにいきまして、15節工事請負費の細節1は、舗装の補修、細節2から5については、防塵処理、雨水桝の補修、歩道補修、区画線の引き直しなどに要する経費であります。

4目橋梁維持費、本年度予算額463万円であります。本目は、町道に係る橋梁の維持補修費と、十勝中央大橋に係る音更町との共同管理負担金であります。

3項都市計画費、1目都市計画総務費、本年度予算額5億2,192万円であります。本目は、都市計画に関する計画・整備に要する費用であります。

163ページにまいりまして、1節報酬は都市計画審議会5回分の委員報酬、13節委託料では、幕別大通り関連町道の調査委託料のほか、細節7は、札内3線と国道38号線の交差点改良協議のための交通量調査委託料であり、19節は、各種協議会等の負担金のほか、164ページにまいりまして、細節11は、札内北栄区画整理区域内の西町20号道路の整備に関する公共施設管理者負担金であります。28節は、公共下水道特別会計への繰出金であります。

2目都市環境管理費、今年度予算額8,903万2,000円であります。本目は、都市公園などの各種公園並びにパークゴルフ場の環境整備と補修などの維持管理に要する経費であります。

7節の賃金は、公園等の管理に係る臨時職員2名分の費用であります。

165ページにまいりまして、11節需用費の細節21、22、23は、公園及びパークゴルフにかかわるもので、施設40の修繕料は、公園遊具などの修繕費であります。13節委託料のうち、主なものといたしましては、細節5で明野ヶ丘公園ほか13公園と、スマイルパーク、フラワーガーデンや果樹の維持管理の委託費であります。

166ページにまいりまして、15節工事請負費は、公園遊具の補修及び取り替え工事のほか、緊急整備工事費であります。16節原材料費の細節1は、公園やパークゴルフ場に係る肥料あるいは芝、花の苗などの費用であります。

3目街路事業費、本年度予算額3,104万8,000円あります。北栄大通りと札内西大通りの街路事業のほか、道営事業の幕別本通り2次改良に伴う町負担の経費が主なものであります。

167ページにまいりまして、15節の工事請負費では、道営事業の幕別本通りの2次改築の際の幕別町

が整備を行う照明灯2灯分の経費であります。22節は、札内西大通りの物件移転補償の経費であります。

4目公園建設費、本年度予算額8,217万7,000円であります。本目は、公園整備に係る経費であり、本年度より着手いたします札内西緑化重点地区の公園整備の経費と幕別地区緑町ののぞみ公園の移転整備に係る費用であります。

168ページにまいりまして、18節の委託料は、仮称札内西近隣公園と街区公園2カ所の調査設計委託料であり、17節の公有財産購入費は、のぞみ公園を基金会計からの買い戻しの経費であります。19節の負担金補助の細節3は、公園用地を買収する札内北栄土地区画整理組合の公共施設管理者負担金であります。

次に、4項住宅費、1目住宅総務費、本年度予算額308万8,000円であります。

169ページにまいりまして、本目は、住宅環境の事務などに係る費用で、臨時職員並びに嘱託職員の賃金及び社会保険料などが主なものであります。

次に、2目住宅管理費、本年度予算額2,821万円であります。本目は、町営住宅686戸、道営住宅290戸、合わせて976戸の維持管理及び修繕等に要する経費であります。

170ページにいきまして、1節は公営住宅審議会2回分の報酬、7節は住宅管理人48人分の賃金、11節の細節40は、床・壁あるいは建具・給排水の設備などの一般修繕費であります。15節工事請負費は、屋根の塗装、給排水あるいは給油設備などの取り替え工事の費用であります。

171ページにいきまして、3目公営住宅建設事業費、今年度予算額2億2,245万6,000円あります。13節委託料は、旭町東団地公営住宅建設にかかわる工事管理委託料であります。15節の工事請負費は、旭町東団地1棟12戸の建設、外構工事及び既設団地4棟の解体にかかわる費用であります。

172ページにまいりまして、22節の補償補填及び賠償金は、公住建替による入居移転補償などあります。

以上で、8款土木費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 質疑がないようですので、8款土木費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、9款消防費に入らせていただきます。

9款消防費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） 9款消防費につきまして、ご説明申し上げます。

173ページをご覧ください。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、4億5,040万2,000円でございます。前年度比4,453万4,000円の減であります。本目は、東十勝消防事務組合分担金で、消防議会及び消防本部職員人件費等の共通経費並びに幕別消防署職員の人件費、公債費等に係る費用であります。

なお、減の主なものとしましては、札内南大通街路事業に伴う訓練棟の移設等が終了したことに伴う減のほか、人件費の減によるものであります。

2目非常備消防費、2,355万5,000円、前年度費210万4,000円の減であります。非常備消防団員報酬や団の運営交付金等通常団費といわれる経費の分担金であります。

減の要因としましては、団創設100周年記念事業が終了したことなどに伴います減でございます。

3目水防費、87万8,000円、災害に備えての費用でございます。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 質疑がないようでございますので、9款消防費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、10款教育費に入らせていただきます。

10款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長(藤内和三) 10款教育費について、ご説明させていただきます。

175ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度予算額275万2,000円であります。本目は、教員委員にかかわる報酬、旅費、交際費などであります。

2目事務局費、本年度予算額4,060万1,000円であります。本目は、教育委員会事務局にかかわる経費であります。

1節報酬は、奨学資金選考委員6名の報酬。176ページ、7節賃金は、学校教育アドバイザー賃金、8節報償費は、文化賞・スポーツ賞表彰にかかわる記念品代であります。178ページ、19節負担金補助及び交付金の細節13、古舞小学校開校100周年記念事業補助金についてであります。本年12月に開催予定の記念事業にかかわる経費の一部を補助するものであります。

3目教育財産費、本年度予算額4,091万4,000円であります。本目は、校舎及び教員住宅等の維持管理補修に要する経費であります。

179ページ、13節委託料の細節10、耐震予備調査委託料は、学校施設の安全確保対策といたしまして、昭和56年の新耐震基準以前に建設された学校のうち、幕別小学校、札内南小学校、札内北小学校校舎の耐震予備調査を行うものであります。180ページ、15節工事請負費の細節2、小・中学校等整備工事についてであります。主なものといたしまして、札内南小学校体育館の屋根補修工事などを予定しておりますほか、社会教育施設も含めた施設の緊急を要する臨時的修理工事についても本節で対応するものでございます。

4目スクールバス管理費、本年度予算額4,963万2,000円であります。本目は、スクールバス直営3路線と委託8路線の運行にかかわる費用であります。

181ページ、5目国際化教育推進事業費、本年度予算額531万5,000円であります。本目は、国際交流員にかかわるものであります。国際交流員の職務は、火曜日から金曜日までは町内の中学校4校を訪問し、英語指導をするものであります。また、月曜日は希望により幼稚園、保育所へ、月に1回程度小学校へも訪問指導を行っております。

182ページ、6目学校給食センター管理費、本年度予算額1億6,586万円であります。本目は、学校給食センターの管理運営に係る費用であります。本年度給食数につきましては、児童生徒・教職員を合わせて約2,700食を予定し、1年間の給食日数を194日と見込んでおります。なお、給食費につきましては、前年と同額、小学校で194円、中学校で235円でございます。183ページ、7節賃金は、事務員1名と調理員8名の賃金、11節需用費は、光熱水費及び給食材料費が主なものであります。184ページ、13節委託料は、給食配送、空調機保守点検・排水処理施設保守点検委託が主なものであります。185ページ、18節備品購入費、細節1は、給食配送車両1台を更新するものであります。

2項小学校費、186ページ、1目学校管理費、本年度予算額1億1,264万9,000円であります。本目は、小学校9校の管理にかかわる費用であります。小学校の児童見込み数は1,620人で、前年度対比では31人の増、学級数では、特学を含め、80学級となります。7節賃金は、学校事務臨時職員及び小学校1学年に30人を超える学級がある場合、指導助手1名を配置するもので、幕別小学校、札内南小学校、札内北小学校3名分の賃金をみております。187ページ、12節役務費は、児童及び教職員健康診断手数料などが主なものであります。13節委託料は、学校管理、清掃、警備委託が主なものであります。

188ページ、2目教育振興費、本年度予算額6,171万2,000円であります。本目は、小学校の教育振興に要する費用であります。

主なものといたしましては、11節需用費は児童にかかわる教材購入経費と、教科書の改訂による教師用指導書、教師用教科書の購入となっております。14節使用料及び賃借料は、町内小学校3校にかかわるコンピュータの借上料であります。188ページ、備品購入費は、教育機器・図書などの購入に要する費用であります。189ページ、負担金補助及び交付金で主なものは、細節6生きる力を育む総意あふれる教育活動支援事業の継続、細節7地域教育連携支援事業、この事業は各地域の学校を核といたしまして、家族や地域における多様な教育連携の活動、いわゆるつなぐ・むすぶ・ひらくをキーワードに、単独事業として実施するものであります。

3項中学校費、190ページ、1目学校管理費、本年度予算額8,212万6,000円であります。本目は、中学校4校の管理にかかわる費用であります。生徒見込み数は818人で、前年対比では25人の減、学級数は37学級となります。

7節賃金は、学校事務、臨時職員、こころの教室相談員賃金、細節7は、コーディネーター推進員賃金、これは新規事業でございますが、近年障害のある子どもたちを取り巻く環境が急速に変化する中で、特殊から特別支援教育への転換が求められております。このため、校内外の関係者・機関との連携調査、あるいは、小中学校における支援体制構築や体制整備に向けてのガイドライン策定など、コーディネーターを単独で配置するものであります。

192ページ、2目教育振興費、本年度予算額4,017万9,000円であります。本目は、中学校の教育振興に要する費用で、主なものといたしましては、11節需用費は、生徒にかかわる教材購入にかかわる経費、14節使用料及び賃借料は、町内中学校4校にかかわるコンピュータの借上料であります。193ページ、19節負担金補助及び交付金で主なものは、小学校費同様、生きる力を育む教育活動支援事業と新規事業であります地域教育連携支援事業交付金であります。

194ページ、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費、本年度予算額1,237万1,000円であります。本目は、若葉幼稚園の管理運営に要する経費であります。園児予定数は3歳児で16人、4歳児で22人、5歳児で19人、合わせて57人で、前年対比9人の減となっております。

195ページ、2目教育振興費、予算額2,055万2,000円であります。本目は、幼稚園の教育振興に要する費用で、196ページ、19節の私立幼稚園入園料・保育料に対する補助金と、20節の公立及び私立幼稚園就園奨励費が主なものであります。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、本年度予算額は、1,444万9,000円であります。本目は、社会教育委員15名の報酬のほか、生涯学習アドバイザー1名及び臨時職員1名分の人件費、また、各種団体の補助金などが主なものであります。

197ページ、9節旅費、細節3特別旅費は、小中学生国内研修、中学生・高校生海外研修の引率者分であります。19節負担金補助及び交付金、細節6は、宮崎県東郷町へ小学生9名、細節9は、神奈川県開成町へ中学生5名、198ページ、細節10は、オーストラリアへ中学生14名と高校生2名、いずれも研修参加に係る補助であります。細節11は、国際交流ホストファミリーへの助成、細節12は、高校生の海外留学への補助であります。成人を対象とした生涯学習・海外研修参加補助金につきましては、3年続けて応募がなかったこと、また、所期の目的は一定程度果たしたとの判断から、同事業を廃止するものであります。20節扶助費は、中学生海外研修負担金扶助として、1名分を見ているものであります。

2目公民館費、本年度予算額922万4,000円であります。本目は、糠内・駒島の両公民館、少年自然の家、学舎の管理運営に要する費用であります。8節報償費の細節1、講師謝礼は、しらかば大学の各種講座に要するもの。200ページ、19節負担金補助及び交付金の細節4、地域生涯学習推進委員会補助金は、公民館3館の運営委員会に、細節5、家庭教育学級運営費用補助金は、13学級に対する活動費補助であります。

3目保健体育費、本年度予算額5,453万9,000円であります。本目は、体育指導員12名の報酬及び各種スポーツ大会参加奨励金、体育団体に対する補助金のほか、社会体育施設の管理運営に要する費用であります。7節賃金は、くまげらハウス、町民プールなどの賃金であります。202ページ、13節委託

料は、明野ヶ丘スキー場リフト管理、町営リンク造成管理、運動公園内野球場、陸上競技場、建物管理及び芝管理委託などであり、203ページ、19節負担金補助及び交付金は、各種団体への活動費補助、体育施設管理に対する交付金などであり、

204ページ、4目青少年育成費、本年度予算額1,165万1,000円であり、本目は、青少年問題協議会委員30名の報酬のほか、学童保育所1カ所の管理運営に要する費用、児童生徒健全育成団体への活動費補助が主なものであります。17年度から予算科目名を青少年対策費から青少年育成費に変更し、従来、公民館費に計上いたしておりました子ども会育成補助金を本目に移すなど、青少年にかかわる予算を一元化するものであります。

205ページ、5目町民会館費、本年度予算額1,897万1,000円であり、本目は、町民会館と札内福祉センターの管理運営に要する費用であります。主なものとしたしましては、11節需用費の光熱水費、206ページ、13節委託料、町民会館管理清掃業務委託が主なものであります。

207ページ、6目郷土館費、本年度予算額926万9,000円であり、本目は、文化財審議委員5名の報酬、ふるさと館と蝦夷文化考古館の管理運営に要する費用であります。この目の主なものとしたしましては、7節賃金、11節需用費、208ページ、13節委託料、209ページ、19節負担金補助及び交付金では、細節7、文化財保存補助金、細節8、ふるさと館事業委員会交付金が主なものであります。

210ページ、7目スポーツセンター管理費、本年度予算額4,271万1,000円であり、本目は、農業者トレーニングセンター並びに札内スポーツセンターの管理運営に要する費用であります。主なものとしたしましては、11節需用費の光熱水費、13節委託料の細節1、施設管理委託、15節工事請負費は、トレーニングセンター雨漏りの修繕工事に要する費用であります。211ページ、18節備品購入費は、体力診断のできるエアロバイクと卓球台を更新する費用であります。

8目図書館管理費、本年度予算額、3,571万2,000円であり、本目は、図書館の管理運営に要する費用であります。7節賃金につきましては、臨時司書5名及び生涯学習アドバイザー1名、ブックモービル運転手1名にかかわるものであります。

212ページ、11節需用費、細節3、新聞等購読料は閲覧用の新聞及び雑誌の購読料、細節5、ふれあい子育て・読書推進事業消耗品につきましては、15年度より始めました、マイファーストブックサポート事業、いわゆる7カ月健診の際、プレゼントする絵本台であります。213ページ、13節委託料、清掃警備など施設の維持管理委託及びマーク作成等、図書の登録等に係る委託費用が主なものであります。

214ページ、18節備品購入費、閲覧・貸出用の図書資料及び音響・映像資料の購入費であります。19節負担金補助及び交付金、細節8、図書館事業委員活動費交付金であります。図書選定及び町民文芸誌発刊の交付金であります。

9目百年記念ホール管理費、本年度予算額6,308万2,000円であり、本目は、百年記念ホールの管理運営に要する費用であります。8節報償費は、各種講座・講演会の講師謝礼、11節需用費は、光熱水費、216ページ、13節委託料は、清掃管理、舞台機器操作の委託業務のほか、細節13、DVD制作委託料は、安東ウメ子さんのうぼぼ全集制作にかかわるものであります。218ページ、19節負担金補助及び交付金は、町民芸術劇場への交付金、文化団体への活動費補助が主なものであります。

働く婦人の家費は、管理形態を近隣センターとしたため、文化財調査費は発掘調査終了により、それぞれ廃目とするものであります。

以上で、10款教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わったところでありますけれども、この際、お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって閉じたいと思います。

なお、明日の委員会は、午前10時から開会いたします。

16 : 54 散会

平成17年度

各会計予算審査特別委員会会議録

1. 日 時 平成17年 3月17日
開会 9時59分 閉会 17時06分
2. 場 所 幕別町役場 5階会議室
3. 出席者
 - ① 委員 (20名)

1 豊島善江	2 中橋友子	4 牧野茂敏	5 前川敏春	6 助川順一
7 堀川貴庸	8 乾 邦広	9 小田良一	10 前川雅志	11 杉山晴夫
12 佐々木芳男	13 古川 稔	14 坂本 偉	15 芳滝 仁	16 中野敏勝
17 永井繁樹	18 伊東昭雄	19 千葉幹雄	20 大野和政	21 瀬瀬太郎
 - ② 委員長 野原恵子
 - ③ 説明員

町 長 岡田和夫	助 役 西尾 治	収 入 役 小野茂義
教 育 長 沢田治夫	総務部長 新屋敷清志	
企画室長 金子隆司	民生部長 石原尉敬	経済部長 中村忠行
建設部長 三井 巖	教育部長 藤内和三	札内支所長 瀬瀬良征
総務課長 菅 好弘	企画参事 羽磨知成	町民課長 熊谷直則
税務課長 久保雅昭	保健福祉センター所長 佐藤昌親	施設課長 小野典昭
水道課長 前川満博	会計課長 堂前芳昭	車両センター所長 橋本孝男
学校教育課長 飛田 栄	生涯学習課長 長谷 繁	図書館館長 平野利夫
給食センター所長 加藤光人	監査事務局長 森 広幸	
 - ④ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 高橋平明	課長 平田正一	係長 澤部紀博
---------	---------	---------
4. 審査事件 平成17年度幕別町一般会計ほか8会計予算審査
5. 審査結果 一般会計・特別会計質疑
6. 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長

議 事 の 経 過

(平成17年3月17日 9:59 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（野原恵子） それでは、昨日に引き続き、予算審査特別委員会を開会いたします。

10款教育費の質疑をお受けいたします。

杉山委員。

○11番（杉山晴夫） 186ページ、1目学校管理費、13節委託料、細節3、学校警備委託料並びに191ページ、1目学校管理費の13節委託料、細節、校舎警備委託料について、ご質問をいたしますが、この警備はどの程度の警備を委託されているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 学校教育係長。

○学校教育係長（水川潔） 警備委託につきましては、公共施設の大部分がこの方式で委託しております。機械警備となっております。

朝一番出勤した者が警報のスイッチを切っていただいて、日中はそのまま切っている形になっております。夜、仕事が終わった際に、最後の方が機械のスイッチを入れる形になっておりまして、夜間、センサー等の機械により、火災・振動・窓の隙間等が開いた際に警報が鳴りまして、警備会社の者が大体10分ぐらいで到着するというところで委託しております。

○委員長（野原恵子） 杉山委員。

○11番（杉山晴夫） 今のご説明では、児童生徒が下校してからの警備についてのようご回答のようございましたけど、近年、非常に学校における児童生徒の在校時に凶悪犯罪が発生しているわけがございます。

平成13年の6月ですか、大阪の教育大学附属池田小学校で児童殺傷事件がございまして、この9月の定例議会で、私、一般質問をしているわけがございます。

児童生徒の安全確保対策についてということでございますが、教育長からは危機管理マニュアルを見直して、地域との連携を強化するというご答弁をいただいております。

現時点で、児童生徒に対する安全対策はどのようになっているか、お尋ねをいたしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田栄） 児童生徒に対する防犯的な対策につきましては、学校はもちろん現在備えておりますマニュアルの整備点検、さらにはそれらに基づく避難訓練、さらには防犯訓練等それぞれ学校の状況、環境に応じた中で実施しておりますとともに、各家庭保護者、また児童生徒からそのような報告、通学路での防犯的な意味合いでの事故・事件に遭遇した場合については、学校から教育委員会等に連絡をいただきまして、教育委員会では各学校にこういう事例があった。さらには町の防犯担当の方、さらには場合によっては警察等々の対処を整えています。

なお、校舎内の防犯的な処置につきましては、昨年、防犯訓練、教職員を一斉に集めた防犯訓練を実施しております。これにつきましては、警察の生活安全課ですか、そこをご指導をいただきながら、侵入してきた場合の防御、さらには対処方等々の訓練を実施しているところであります。

○委員長（野原恵子） 杉山委員。

○11番（杉山晴夫） 私が一般質問した時の教育長の話では、校舎の構造上、職員室から生徒玄関が見えない学校もあるので、今後、改修計画を念頭に置きながらというような答弁もございましたが、そういったことは実施されたか、経過があるかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田栄） 学校内での設備につきましては、生徒玄関等見えずらい部分のある学校につきましては防犯カメラ等を設置している学校もありますけれども、今、学校には、各教員数に応じた

ホイッスルを持っていただいて、そういう不審者が入った場合には、ホイッスルでまわりの教職員に連絡する。

さらには、催涙スプレーを各学校に数本ずつ配布しておりますし、さらには、各教室には防犯ベルというのですか、緊急用に鳴らせるブザーを各教室に配置していると、そういう部分で対応している状況であります。

○委員長（野原恵子） 豊島委員。

○1番（豊島善江） 179ページの3目の教育財産費の中の13節委託料、10番の耐震予備調査委託料について、1点だけお聞きしたいと思います。

耐震予備調査ですが、阪神淡路大震災、そして中越地震ということで、大きな地震が非常に起きていて、本当に日本が火山の活動期に入っているなどというのを、本当に日々実感しているところなのですけども、この耐震化のためのきちっと調査を行うということは、前からずっと質問をしまっていました。

今回、こういう形で3校に対する予備調査を実施するということが、予算が組まれました。

それで、この予備調査の中身について、まずお聞きをしたいと思います。

それから、幕別の学校のうち、56年以前に建てられて、それが調査が必要だという学校、これがこの後どういうふうに耐震調査をしていくのか、そういう計画もあったら示していただきたいと思いたす。

それからもう一つですが、確か札内中学校の耐震調査を終えられたと思うのですが、その結果とそれから今後の計画ですか、それをお示しいただきたいと思いたす。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田栄） まず、1点目の耐震予備調査でございます。

今年度というか17年度につきましては3校予定しております。その内容につきましては、建設された当時の図書、言ってみれば設計図面、それから積算資料等々ですね、そういったものと外からの検視ですか、それらで調査を行う内容でございます。

それから2点目の56年以前の学校で対象になる学校なのですが、幕別小学校、それから糠内小学校、古舞小学校から、今回、耐震をやりますけれど、南小学校、北小学校、それから糠内中学校、札内中学校、これらが対象になっておりまして、ご質問にあります札内中学校につきましては、昨年度の予算の中で、一次診断を実施しております。

さらに、体育館の方なのですが、体育館の方につきましては、幕小、糠小、古舞小、それから明倫小、南小、糠内中学校、それから札内中学校、体育館のそのうちの糠内中学校と札内中学校の体育館につきましては、耐震一次診断を実施しております。

札内中学校の耐震の結果につきましては、一次診断の結果、いわばNG、校舎につきましてはNGが出ております。札中の体育館も一次診断を実施しておりますけれども、この結果につきましては、耐震上問題がないという結果を得ております。

それから、糠内中学校につきましてはの体育館の一次診断を実施しておりますけれども、これにつきましては、ちょっと耐震上に問題はあるというような結果が出ております。

56年以外の耐震の診断の予定でございますけれども、17年度予定しております耐震予備調査と同様な調査を順次計画的に、まずはやっぺいこうかなと。そして、それらの結果が出た段階で、建設年度、それから老朽度合い、そういったものを総合的に勘案し、本格的な実施を順次進めていくことになるのではないかとこのように考えております。

○委員長（野原恵子） 豊島委員。

○1番（豊島善江） まず予備調査に関連してなのですが、今のご答弁で、予備調査を順次して行って、その後、総合的に判断をして本格的な実施というのは、診断のことでしょうか。予備調査の後、一次診断というふうになるということでしょうか。その確認です。

それから、一次診断ということは、さらにその後、また、二次とかっていうふうにあるのでしょうか。

か。すみません、わからないものでお聞きしますが。

それから、一次診断でNGだったということでしたが、その校舎はどういうふうなこれから対策をとられるのか、そのままずっと置くというわけではないと思うのですが、その辺の計画もできたら示していただきたいと思います。

それから、この多くの学校が56年以前に建てられたということで、予備調査をしていくのですが、これは大体計画の目処というのですか、予備調査をどのぐらいまでに終わらせて、その後、本格的な診断をいつぐらいまでにやっていくのかという、そういうことは計画されているでしょうか。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田栄） 耐震予備調査の関係で、順次一次診断やったら二次やるかというご質問につきましてなのですが、これにつきましては、その予備診断の中で、耐震性の重度というか、どこにあるかによりましては、場合によっては、一次診断を飛ばして二次診断いきなり入るということも考えられるのではないかとこのように思っております。

二次診断によって、補強の、言ってみれば公立学校の整備補助にもっていけるとこのように状況もあります。

ですから、順次、一次診断、二次診断というふうにするかどうかについては、その予備診断の状況等々を踏まえながら、一次診断を飛ばして二次診断というようにすることも検討しなければいけないかなというふうには考えております。

それから、残りの予備的な診断をどういう予定でいくのかというご質問につきましてですが、これにつきましては、ちょっと年度は今示されませんが、次年度以降、一遍にはできないかなと思いますけれど、段階的に耐震予備調査はやっていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

○委員長（野原恵子） 豊島委員。

○1番（豊島善江） いつも計画的にということで答弁あるのですが、これはやはりある程度の目処というのが、私は何でも物事やるためには必要ではないかなと思うのですよね。特に大きな地震がいつあるかわからないのですが、そういう場合には、そこは全部避難所になるわけですから、急いでやるべきだと思うのと、もう一つ、札内中学校の一次診断が終わってNGだったという、そういうことなのですが、では、この一次診断から二次診断、この辺の計画はどんなふうになっているのですか、今、お答えなかったのですが。

耐震化に向けてのこの札内中学校のせつかく一次診断までやったのですから、その辺のところの計画はできているのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田栄） 札内中学校の耐震化の時期ということになりますと、かなりな大型予算を要するのではないかとこのように考えております。

私どもで得た情報なのですが、一般的な耐震補強につきましては、今、国の方では3分の1の補助であります。ただ、防災計画等に位置付けることによって、2分の1というような情報も得ております。

ただ、この防災計画につきましては、5カ年の時限立法で、今、第2期までできておまして、18年がくれば第3次の時限立法が、これが成立するかどうかというのは今のところ不透明という情報もあります。

ただ、今、文科省で、ご質問のとおり、全国的に地震が多い、さらには学校の耐震化が進んでいないというふうな理由がありまして、文科省の方では、補助制度の内容的な見直し、さらには補助率の見直し等も検討しているというふうな情報を、私どもいただいております。

それらの国の動向等を踏まえながら、有効的な補助制度を活用しながら、しかも、さらには総合計画的に位置付けし、整備をしていかなければというふうに考えております。

○委員長（野原恵子） 豊島委員。

○1番(豊島善江) 庁舎内に耐震化の委員会ができていますよね。せっかくできていますから、ぜひ、この学校の耐震の調査も含めて、耐震化、きちっと年度も示せるように、やはり論議を強めていただければと思います。

○委員長(野原恵子) 小田委員。

○9番(小田良一) 190ページ、目、学校管理費、節が7の賃金、その細節が7、コーディネーターについて伺います。

これは町独自の新しい事業と、昨日の説明ではお伺いしました。それによって、人材ですか、どういう人材が充てられるのか。どういう基準のもとでそれを決定して、また、仕事の内容、業務内容です、そういうこと。

それから、人材が増えることによって、この課がほかのどういう効果があるのか、説明をお願いします。

○委員長(野原恵子) 学校教育課長。

○学校教育課長(飛田栄) まず、コーディネーターの人材、どういう人材かというご質問です。

これにつきましては、このコーディネーターを置く理由というか、内容でございますけれど、今、各児童生徒につきましては、いろいろな障害的な部分を持っているお子さんが最近が増えてきている状況にあります。

そういったことで、これらに対するコーディネーターというようなことでありますので、もちろんそういった経験のある、しかもそういう指導をされている教育的な経験のある方、さらにはそういうことに慣れてる人材を予定しております。

それから、このコーディネーターの業務の内容でございますけれど、国の方では、以前から各学校における特別支援教育をどうあるかということで、国の方でも、今、進めているわけでありまして、平成19年には各学校におきまして、特別支援教育が制度化され、導入されるのではないかという情報も入っております。それに基づきまして、平成17年度から、私どもの町の方では、コーディネーターを配置しながら、コーディネーターの役割はどういうものか、さらには子どもさんにおける個々の支援計画をどういうふうにつくっていったらいいか。さらには、校内体制をどういうふう構築し、保護者との連携、さらには関係機関、いってみれば保育所・幼稚園さらには高校、大学もありますし、本町にありますおかゆの会、そういった会との連携、さらには、特別支援学校と言われます帯広にあります帯広豊学校・盲学校・擁護学校、そういったところとの連携も必要になってくる。それをどういうふう構築するかということでもあります。

それと、もう一つが、個別の支援計画、個に応じた支援計画はどのように就学時から社会に出るまで一括計画をどう立てるかということの検証を、17年、18年にわたってしていきたいというふうに考えています。

○委員長(野原恵子) 小田委員。

○9番(小田良一) 説明をお伺いしたら、その指導員というのですか、コーディネーターさんが教育関係者ということですね。こういう障害児を持つ子どもにとっては、やはり幼稚園にあがる時とか、あるいは就学ですね、義務教育。親としてはやはり普通の学校に入りたいというのが親側の建前です。ですけども、やはりそういうところで、どのような指導をするかというのが、これが一番の問題です。

だから、親の説得というのですか、そういうことも必要なものですから、長いケアが必要でないかと思いますが、その辺はどう思いますか。

○委員長(野原恵子) 学校教育課長。

○学校教育課長(飛田栄) 確かに、この特別支援にかかわるコーディネーターの配置、先ほども申し上げましたけれど、そのお子さんが、言ってみれば生まれてから就学し、さらには小学校、中学校、高校だとか行かれるわけなんですけど、その後、社会に出てどう社会で活躍できるかというような一体性を持った特別支援の、今、国で考えている計画であります。

ご質問にありますように、もちろんここの中には親御さんの方の協力も必要でありますし、さらにはそういう関係機関との連携、さらには各学校における校内体制の支援体制も必要になってくる。

いわば、総体、そのお子さんを取り囲む総体の人たちのかかわりの中で、いかに子どもさんを社会に出ていっていただけるかというようなことになっていくのではないかなというふうに考えております。

○委員長（野原恵子） 小田委員。

○9番（小田良一） 今の説明を聞きますと、教育委員会には、校長先生を退職した方がおられますよね。一番目の質問と、その効果なのですけども、そういう人材もいるのですけども、あえてこういう部署を置くということは、そういう効果的に何かプラス面があるのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田栄） 今現在、私どもで考えていますその人材の方なのですが、学校の校長だとかいろんな方いますけれど、あくまでも私どもはそういう経験をもった人を、今、考えておりますし、そういったことの経験のある方を中心にした公募により、私どもで公募をいたしまして、人材を見出していきたいなというふうに考えております。

○委員長（野原恵子） 前川委員。

○10番（前川雅志） 2点について、お伺いしたいと思います。

1点目は182ページ、1項、6目学校給食センター管理費について、伺いたいと思います。

前回の教育行政執行方針の中に、食育を重視するという発言がございました。そういったことで、町内に住んでいる児童の食に対する現状をどのように把握されているかということと、また、食に大変かかわっています父兄の皆様はどういった意識を持っていられるかということの現状把握をどのようにされているかということをお伺いしたいと思います。

それと併せまして、食育に対する教育を進めていくということですが、この項目の中に、その予算組みがないように見受けられまして、具体的にはどのように食育について取り組んでいくのかということをお伺いしたいと思います。

続きまして、200ページ、5項、3目、13節、細節1、明野ヶ丘スキー場リフト管理委託料について、お伺いをしたいと思います。

今シーズンのスキー場の方もいよいよ終わったようなのでありますが、今年度のリフトの利用状況と、リフト券の売り上げ等をどのように把握されて、今回の予算組をされたかということをお伺いしたいと思います。

それと、少数の意見であります、数人からシーズン券の発行はしないのかという問い合わせがたまにあるわけですが、それはどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 教育部長。

○教育部長（藤内和三） はじめに、食育に関して、私の方からお答えさせていただきます。

16年度執行方針でも述べさせていただきました。国際米年ということで、私ども教育委員会はもとより、全町的なスタンスの中で食育につきましては進めさせていただきました。

この中では、教育現場あるいは他の部門、連携してやってきておりますけれども、特に学校につきましては、それぞれ、家庭菜園や何かも持っております。あるいは、市街地の学校については、面積が少ないわけですが、そういった少ない中で、食に関しての指導や何かも含めてやってきているというのが実態であります。

それと、教育委員会といたしましては、ジュニア教育委員会、こういったものも2月の中旬に開催いたしておりますけれども、そういった中で、食にかかわる問題提起や何かもさせていただきながら、児童生徒の意見なんかも聞いております。

また、特に学校現場、児童に対する取り組み、この中でも給食センターが中心になりまして、学校の方もこういった中で、じかに子どもたちと一緒に、給食時間、食べている中で話を聞かせていただくとか、そういったこともやっております。

また、一方では農業サイドとの連携、農業体験塾、これも16年度から開催させていただいております

けれども、積極的に学校現場でも参加していただく、そういった形の中で進めております。

あと、食育に関する予算、これは具体的にソフト事業的なものもございまして、特段予算というものを持っておりませんが、特に教育委員会サイドでは、給食センターはもとより、百年記念ホール、ここでは年に何回か四季の料理、これは子どもたちの料理も含めたそういったメニューの講習会、さらには食育に関する講演会も開催し、多くの親御さんにも話を聞いていただいております。

それと、特に食事に関するも、今までも入ってはきておりましたですが、16年度から食にかかわる本や何かも今まで以上に揃えるなど、食育全体にかかわる推進に努めてきたところであります。

○委員長（野原恵子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷繁） リフトの利用状況から申し上げます。

昨年の12月から、ついこの間の日曜日までの利用状況なのですが、輸送の延べ人数でいいますと、11万5,186人になります。実人数にいたしますと、1万1,519人でした。

リフトの使用料なのですが、全部で4種類の券があるのですが、その合計で申し上げますと、315万2,740円でした。あと、その4種類の券の内訳でございますが、1回券が33%、回数券、これ11枚綴りなのですが、こちらが36%、それから半額回数券といたしまして、これはスキー学校の利用者とかに限定して出しているものなのですが、これが18%です。それと、半日券というのが13%ございます。

シーズン券の扱いなのですが、現在のところ、明野ヶ丘スキー場では発行していないのですが、リフトを新しくするとき、料金体験の見直しというのを、私ども事務局局だけではなくて、スキー協会ですとかそういったところにもご相談をいたしました。というのは、大きなスキー場と明野ヶ丘の、いってみればファミリーゲレンデとの違いもございまして、特にスキー協会の方は、日常のパトロールですとかいろんなところで、実際のお客様の動向を普段見ていらっしゃるの、そこら辺でご相談をいたしました。

その結果、まずは1日券という、その時間帯の長いものは出してもそう利用はないだろう。そんなこともございました。それともう一つ、シーズン券なのですが、やはりファミリーゲレンデですので、1年中通してずっと滑られる方、しかも長い時間滑られる方というのはかなり少ないだろうという見方をいたしました。というのは、ある程度の上達してきますと、もっと長いゲレンデ、難しいゲレンデの方へいきますという見方もありました。そんなようなことで、ファミリーゲレンデということに特化して、料金体系を決めてきた経過があります。

それで、今、半日券というのが実際には4時間利用することができます。4時間の間にどのぐらいの回数滑るかということなのですが、これは協会の関係者なんかのお話ですと、およそ30本から40本、いっても40本どうかかなという感じです。30回ぐらいいたしますと、それを1回券に直すと、3,000円になりますよね。半日券は1,500円を出しておりますので、割引率にすると50%になります。そういったようなことで、たくさん利用していただけるお客様には料金体系の中で配慮をしているという考え方であります。

○委員長（野原恵子） 前川委員。

○10番（前川雅志） まず、食育について、再質問させていただきますが、近年、食育についての取り組みは各都道府県含めて全国的に多く行われているわけですが、特に食の習慣ということで伺いさせてもらいたいのですが、これは和歌山県で行われた調査であります、朝食を毎朝食べる児童の学力テストの結果と、食べていない児童の結果ということで、ものすごく、最大で16ポイント以上学力の差があったという結果が出ていたりとか、さまざまなデータが最近出ているわけですが、もう少し幕別に住む児童に対する現状の把握が必要なのではないかということが一つと、その中で行われましたアンケートの中で、父兄から複数意見としまして、朝食も学校の給食で行ってほしいという意見も出ているような意識を持っている父兄が複数いるということで、そういった意味も含めて、親に対する啓蒙をもう少し考えていただきたいなというふうに思っております。

それと、具体的な学校としての食育の取り組みなのでありますが、これは群馬県で出している食育

に関する教材というかものなのであるのですが、親と子が楽しみながら、カルタをしながら食育について学べるようなものも、券として発行されています。例えば、こういうものがあるのですが、いかがでしょうか。お伺いしたいと思います。

それと、リフトについてであります。今のシーズン券について、今のご答弁でいきますと、検討しないという受け止め方をさせてもらったのですが、さまざまな理由は承知しているつもりであります。このスキー場の所期の目的として、町民の健康増進ということが大きく挙げられていると思います。そういった意味で、毎日シーズン通っている方のリフト料金というものもかなり高額になっているお聞きしております。そういった意味も含めて、再度検討をしていただきたいということと、先ほど、お伺いし忘れたのですが、高校生のリフト料金が大人の料金と確か同じだったと思うのですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（野原恵子） 教育部長。

○教育部長（藤内和三） 食育に関してであります。

私ども教育委員会として、朝食の状況とかそういったものの実態というのは把握はいたしております。前川委員言われるように、全国的なデータの中では、朝食欠食等によっては、学校教育あるいは学校生活に及ぼす影響というのは非常に大きいなというふうに、私どもとしても受け止めております。

そういう意味では、先ほども申し上げましたですけれども、学校栄養職員が学校に訪問して、直接触れ合う機会や何か今後増やしていかなければならないと思いますし、また、学校現場でも先生が子どもたちと直接触れ合っていて、食の大切さを教えていただく必要があるのかなと思っております。その朝食の現状把握については、いたしておりますけれども、今後、特にやはり親に対するそういった啓蒙活動というのは、私は必要だなと思っております。

給食センターで給食だよりや何か出してあります。そういった中にも、食の大切さ、こういったものをさらにわかるように説明させていただくとともに、学校におきましても学校だより、学級だよりでそういったことについて、さらに啓蒙をしていくように説明していきたいなと思っております。

それと、特に食に関しては、小学校低学年、1、2年生につきましては、お話ししてもなかなか理解できない部分がございます。今お示ししていただきました、いろはかるた、そういったものもございますので、今後導入するかどうかも含めて検討しながら、良い形の中で食育教育を推進していきたいなと思っております。

○委員長（野原恵子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷繁） まず、シーズン券のことなのですが、私どもは発行しなかった理由の、もう一つ先ほど答弁漏れたのですけれども、ほかのシーズン券を実際に出しているスキー場、出していないスキー場含めて、料金体系を定めるときに、いろんなことをお聞きをいたしました。

その中のアドバイスの一つとして、これから料金体系を改めて定めるのなら、シーズン券は出さない方がいいですよとはっきり言われたスキー場もございます。というのは、今、大手のスキー場含めて、シーズン券の不正利用というのがすごく目立っているそうです。使い回しなのです。ある人が買って、次の日曜日行かないときに、友達にまわすとか。そういった使い方がされているというのはかなり多いようです。

それと、先ほど申し上げましたように、うちの明野ヶ丘スキー場の特性というのも考え合わせて、シーズン券の発行は見合わせたという経緯があります。

それから、高校生の料金なのですが、かなりのスキー場もそうなのですが、高校生は大人に含めてということも多いようです。

あと、これは仮の話なのですが、地元の高校にスキー部があるですとかそういった背景があれば、また、別途考えて料金体系をつくったかもしれません。仮の話ですからこれはあれなのですが、そういったことで、高校生というのは大人と同一にということで、今のところ進んでおります。

なお、小中学生に関しては無料でやっております。

この先、合併がありますので、忠類さんと一緒になったときには、白銀台という大きなスキー場と、明野ヶ丘というかわいいスキー場と、一つの町に二つのスキー場を持つようになります。

料金はその規模ですとかいろんな観点で、やっぱりそれと一つ町に、規模は違ってもスキー場が二つあるのだけれども、ちぐはぐな料金体系でもいけないというふうに思っています。それは料金体系、それと、減免規定もやはり同じだと思います。

そういったことで、これから事務調整の中で、シーズン券のことも含めて、もう1回検討はしてみたいと思います。

シーズン券を出すとか出さないとか、そういう前提ではなくて、検討はしていきたいと思います。

○委員長（野原恵子） 前川委員。

○10番（前川雅志） リフト券のところ、1点だけ確認させていただきたいのですが、町内の小中学生には無料券を全部配布されていると思うのですが、どの程度の子どもたちがその券を使って利用されているのかということだけ、ちょっと確認させてください。

○委員長（野原恵子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷繁） リフトの輸送延べ人数でいきますと、子どもが8万9,000人になります。延べ人数です。

それと、小中学生のお話がありましたので、ご質問にはないのですが、ひとつご報告ということでお聞きいただきたいのですが、実はシーズン券の不正利用と同じような現象が、ちょっと小中学生で起きておりまして、この辺の対策もこれから考えなければいけないなというふうに思っています。

○委員長（野原恵子） 前川委員、いいですか。

永井委員。

○17番（永井繁樹） 学校給食と食育にかかわって、行政側の管理体制について、ちょっと確認をさせていただきます。

幕別町の場合は、低料金で給食を提供しておりますし、地元食材を使うなどの努力を私は評価しているところでありますけれども、食育における学校給食の存在というのは非常に大切な部分があると思うのですね。以前からお話が出ている残食について、今回、質問がまだ出ていないのですけれども、まず、管理栄養師が中心となって給食体制を整えているわけですが、その残食の日々の管理はきちっとされているのか。

私は、聞くところによると、その徹底がされていないように聞いているのですね。

例えば、毎日の残食を、出したメニュー別に毎回リストを作成していれば、どういうものが残っているか。では、それらについてどういう食育を指導していくかということをはっきり報告が出るはずなのですけれども、その辺の徹底が私はないように聞いています。

ですから、もし私の聞いているのが違うのであれば、そのように説明をいただきたいですし、また、管理栄養師の管理体制、今後の。若干、人員の動きがあったような話も聞いておりますから、今後、食育を含めて、きちっとした管理栄養師体制はとれていくのか。今後、さらなる合併等の問題もございましょうから、そういったものも視野に入れた場合、どういう体制づくりがされるのか、ここで確認をしておきたいと思います。

○委員長（野原恵子） 学校給食センター所長。

○給食センター所長（加藤光人） まず、前段の方の質問でございますけれども、各学校から戻ってくる給食の残食の調査でありますけれども、今、質問されましたけど、決してそういうことございません。各メニューごとに、主食・副食ごとにそれぞれ残食料を計測して、それぞれ決まった場所にきちんと衛生管理の整った収容室に収容しております。ただ、今、ごみの処理に来るのが週に2回ですから、その間、2、3日は最大保管するという期間がございまして、きちっと残滓処理についてはやっているつもりでございます。

それから、学校栄養職員の管理栄養師の関係でございまして、確かにちょっと動きがございまして、その後の後任もすでに内定しております。その部分につきましても、管理栄養師の資格を持

っている者が配置されるとうふうに、道の教育局の方から伝えを聞いております。

○委員長（野原恵子） 永井委員。

○17番（永井繁樹） 残食の管理については私も理解はしているのです。問題は、毎日つくるメニューの残食管理なのです。どのメニューの残食がどのように残っていつているかがきちっと把握されなければ、管理栄養師は、作ったものがまた残食として残ったものをまたつくるというケースが発生するのです。それは、きっと栄養もいろいろ考えて、バランスも考えてつくられてはいるのでしょうけれど、なぜ残食になるかという分析をしなければ、これはたちごっこなわけですよ。

ですから、その辺のところまでの管理は私はされていないと聞いています。

ですから、管理というのはそこまでしていかなければ、当然、これは食育に伝わった指導にはなっていないし、データもとれないわけですから、一番目の前にあるいい材料の持っているデータを分析していかなければ、やはり行政として管理にいろんな支障をきたすのではないのでしょうか。

それと、管理栄養師の体制というのは、今までは2名でやられていたと思うのですが、では現況2名でやるという確認でよろしいですか。

○委員長（野原恵子） 学校給食センター所長。

○給食センター所長（加藤光人） ちょっと言い方まずかったかもしれませんが、各メニューごとの残食量調査しております。

その中で、確かにものによっては、6割、7割残食として戻ってくる場合もございます。ただ、学校栄養職員につきましては、いろんな食品をバランスよく取り入れるということも大事なことでありますので、その辺もひとつご理解いただきたいなというふうに思います。

○委員長（野原恵子） 永井委員。

○17番（永井繁樹） 考え方がわかりましたから、ぜひ、新しくスタッフとなられてやられる管理栄養師の方にも伝えておいていただきたいのですが、同じメニューを作った残るといことは、いろんなバランスを考えた努力を評価しても、それは子どもたちに受け入れられていないということですから、そういうものを何回も残食として発生するものをつくっていることは、これは私はおかしい。

やっぱり給食を預かる人間としてはおかしい。

だから、やはり安い給食代の中でやりくりするのは大変でしょうけど、そこで残食が減ることが評価につながるわけですし、食育につながっていくのは、これは明らかなことですから、その辺がやっぱり徹底した管理というのを、行政指導もしながらいかなないと、現況の私は推移の中では、やはりその辺の評価が薄いように思うのですよ。

やはりここらでもう一度見直して、もし、管理栄養師の体制が変わるのであれば、それと同時に、やっぱりメニューの更新ということも十分視野に入れて、残食が毎回減っていくような傾向が、その推移としてはっきり表れる、そういった体制とつくっていただきたいと思いますが、最後にどう思われますか。

○委員長（野原恵子） 教育部長。

○教育部長（藤内和三） 残食につきましては、一定程度出ているという事実も私ども承知はいたしております。

基本的には、子どもたちの栄養バランス、カロリー、そういったものをもとに出しているわけですが、それでも、それとして残食が出ている。これについては謙虚に受け止めなければいけないなと思っています。

それで、今後、そういった今までのデータや何かも含めて、当然のことながら、今までもやってきておりますけれども、さらに今後、そういったデータをもとに、子どもたちに喜ばれる献立づくりに意を用いていかなければならぬ。

それと、管理体制のことで申し上げますと、4月から新たな道職員が1名発令されることになりまされども、教諭免許も当然のことながら持たれている方が配置されます。そういった中では、学校現場と、さらに連携を密にしながら、より良い給食づくりに意を用いてまいりたいと思いますので、

よろしくお願いたしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 審査の途中ですけれども、この際、11時5分まで休憩をいたします。

10:50 休憩

11:04 再開

○委員長（野原恵子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 189ページ、2目の教育振興費の20扶助費、就学援助の今年の事業について、お伺いしたいと思います。

就学援助制度につきましては、これまで幕別町は生保世帯の1.3倍を基準にしながら、町独自の援助体制を強化するという含めて、かなり力を入れて取り組まれてきた制度だというふうに思います。

それで、予算を見ましても、厳しい中で昨年より若干上回る小学校60万円、中学校で数万円ですが、予算を組まれて、今年もその事業内容が昨年並みの支給が予定されるのではないかとは思いますが、一方では、国の方で義務教育の関係での予算が削られている流れがありまして、その点で心配もしているところです。

それで、今年ほどの程度、つまり今まで全体として幕別町で就学している子どもに対して、1割を超える生徒さん、児童さんに対して支給されていたのですが、今年はどうなふうに予定されているかということですね。

それから、支給の時期について、申請の時期、申請は小学校に、あるいは中学校入学してから申請されると思うのですが、実際に決定となって、それぞれ手当が支給されるまでの期間はどのくらいあるのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 学校教育係長。

○学校教育係長（水川潔） はじめの支給の関係なのですが、小学校の場合、1,620人が全体ということで、認定率を14.75%ということで見まして、239人を予定しております。

中学校につきましては、全体818人ということを用意してございまして、認定率を12.5%、人数にしまして102人を予定しております。

二つ目の申請時期でございますが、4月1日号のお知らせに申請内容が出ます。

また、学校へ申請書を配布いたしております。

その後、4月の中旬ごろの締め切りということで、一斉に出していただきまして、月末の教育委員会にかけまして、決定して、5月当初には本人の方に通知をいたしているところであります。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 小学校で14.75%、中学校で12.5%、これは大体例年並かなと思うのですが、今の経済状況からいって、希望されるというか、その援助を受ける実態にあるお子さんというのは増えていっているのではないかなというふうに想定するのですけれども、その辺はどのように捉えていらっしゃいますでしょうか。

それと、支給の時期をお尋ねしたのは、この20扶助費の中で、5新入学商品扶助費というのも計上されていますね。この新入学用品扶助というのは、新入学の、1年生になられるお子さんに対して、その準備資金あるいは当初で納めていく教材などについての支援だというふうに思うのですけれども、この納める必要とする時期と支給される時期の、5月の当初ということであれば1カ月以上の差があるわけですね。

それで、なかなか困難な状況が深刻になってきているだけに、早い手立てがとれないものか。全体ではなくて、この5番についての早い手立てというふうに思うのですが、なかなか制度の方では難し

いかなと思うのですが、その辺について、特別何か手立て、考えていらっしゃるようなことはありませんか。

○委員長（野原恵子） 学校教育係長。

○学校教育係長（水川潔） 想定的人数でございますが、16年度想定している人数は、大体その人数で終わりましたので、17年度についても今年の認定率をもって見ております。また、不足した場合はつきましては、12月補正であげさせていただいておりますので、そちらの方がもし不足した場合は、補正で対応してまいりたいと思います。

あと、新入学の扶助費の支払いなのですが、5月初めということで、ちょっと学校の方も4月末までいただきたいということなのですが、その辺事情を説明して、学校の方に待っていただくようお願いしておりますので、そちらは大丈夫かと思っております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○2番（中橋友子） ぜひ、指導なされているということでもありますので、そこに期待したいと思うのですが、既に現実、今の時点でも、もう間もなく新入学迎えるのですけれども、そういった入学時に教材費として小学校1年生の場合では、ある学校ではもう既に6,000円の納入をしてほしいという、そういう連絡があるようなのですよね。そうすると、大変そういうことが心配で、家庭の状況でなかなか工面ができないというのがあります。せつかく受けられる制度でありますから、制度の方で一定の審査が必要なもので、その制度そのものを早めることが望まれるのだけれども、なかなか適切に対応しようと思うと難しいのかなと思いますので、各学校に対して、漏れなくその辺の指導は徹底していただいて、遅れて払うことを認めていただきたい。そういうことを求めたいと思います。

やられるということでもありますので、指導されることを強く希望して終わります。

○委員長（野原恵子） 答弁は。

○2番（中橋友子） よろしいです。

○委員長（野原恵子） 堀川委員。

○7番（堀川貴庸） 何点か質問をさせていただきます。

まず、200ページ、3目の保健体育費の中で、陸上競技場についてですか、この陸上競技場は9時から6時が開場時間と聞いております。その中で、利用されている度合いというのでしょうか、その利用率について示していただきたいなと思います。

また、利用に際しては申請が届け出がいののか、その辺も加えて説明をお願いします。

212ページ、図書館管理費の中での、新聞購読料ですね。これは説明の中では閲覧用の新聞ということでした。これは何紙とってられるのか。

また、その内訳というのですか、一般紙と専門誌を分けると、大体何紙になるのか。

それから、同じく11節需用費の中の5番ふれあい子育て読書の推進事業消耗品ということで、昨年、私マイブックファーストサポート事業について、館長の方から確か前向きな答えをいただいたという記憶をしているのですけれども、今年度、昨年と見ると、新年度ですね、同額の予算なのですよね。

これについて、もう少し検討されている時間が必要なのかどうなのか、ちょっと説明をお願いします。

○委員長（野原恵子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷繁） 陸上競技場のことです。利用率なのですが、年間的人数で申し上げますと、8,433人でした。4月から10月です。

8,433人で、小学生が30%、中学生30%、それから高校生、一般それぞれおよそですが20%ずつと。こんなような内訳になってまいります。

それから、申込み方法なのですが、団体の場合は、あらかじめ利用申請を出していただいております。陸上部ですとか、中のフィールドでサッカーもできますので、そういったところはあらかじめ利用が競合しないように申込みをいただいて調整をしています。

それから個人の場合は、陸上競技場の方へ直接おいでいただいて、窓口で言っていただければその

ままお使いいただけるようになっております。

○委員長（野原恵子） 図書館長。

○図書館館長（平野利夫） まず、細節3の新聞等の購読料なのでありますけども、実は本館につきましては、北海道新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、勝毎、日経の6紙と、それと日刊スポーツ、小学校新聞、中学校新聞、合わせて9紙になってございます。

それから、分館につきましては、先ほどの道新、一般紙のほか、道新スポーツというものを1紙入れまして7紙になってございます。

また、雑誌につきましては、本館につきましては、週刊新潮その他で64誌入ってございます。分館につきましては、週刊文春ほか64と、同じ雑誌の内訳になってございます。

なお、本館・分館をできるだけ種類の違うものを入れてございます。重なっているのはそのうち8誌でございます。

また、細節5番のふれあい子育て読書推進事業の消耗品でございますけども、昨年、私も検討したいと思っておりますということをお返事を申し上げました。実は、帰りまして、16年度いろいろと確かにやってみました。なかなか1冊から2冊というのは非常に難しい。それと、赤ちゃんの来られたお母さん方に何人かにいろいろお伺いしました。そうすると、宝物のものは1冊でいいのではないですかという意見もいただきましたので、それで2冊ということ、予算も厳しい中ではありますが、なかなかそういうことで、今、1冊で、あとは図書館に来て絵本をたくさん用意しておりますので、できるだけそういうことで図書館にも来ていただくということでご理解をいただくということで、委員の言うような形にはなりませんでしたが、そういう内容であります。

○委員長（野原恵子） 堀川委員。

○7番（堀川貴庸） 今、いくつか説明をいただきました。

まず、競技場の部分についてですね。これはかなりの利用度合いかなというふうに思います。

また、9時から6時ということなのですが、近年、やはり公共施設の意味合いとして、やはりもっともっと多くの人に使ってもらうのが、やはりその施設の存在意義だと思うのですよね。そういう意味で、利用時間帯の拡充も併せて、一般の方々に、例えば、ジョギングですとかウォーキングを気軽にもう少し利用していただけるような周知の方法、あるいは利用度合いを高めるような施策について、できれば平成17年度から、もう少し検討していただきたいなというふうにも思います。

やはり先ほどのスキーだけの話ではなくて、町民の健康増進のこともあると思います。転んで骨を折ったり大変な思いをしている方もやはりいるのですけれども、その転ばぬ先の杖の話、もう少しこういう施設については有効活用を目指していただきたいなと思いますが、その辺について、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

それから、図書館の新聞の関係なのですけれども、後ろに報道関係の方もいらっしゃるのですけど、資料としてやはりとっておく部分もかなり多いと思うのですよね。ということであれば、一般紙については、その日に閲覧をしにくるという方が大体どれぐらいいるのか、ちょっと私もイメージが湧かないのですよね。その日のうちにすぐこれを見に来られるのかというのはちょっと僕も疑問に思っています。ということであれば、ほかの部署で、例えば、総務部あたりで同じような新聞をとっているのであれば、それを1週間なら1週間分、まとめて、そしてこの図書館にまた配り直す、そしてそれを資料として閲覧をしてもらうような考え方というのでしょうか、これは資源の有効活用にもなると思うのですけれども、そういう考え方は、今後、やはりないのかあるのか。その辺について、もう少しちょっと詳しく教えてください。

さらに、先ほどのマイブックファーストサポート事業については、残念ながらちょっと難しいということなのですけれども、今度はまた違うタイミングで、マイセカンドなりマイサードなりで、どんどん図書館を利用してもらえるような施策が大事かなと思います。

お金の問題ではないのですけれども、その辺について、もう少し館長の方からお願いいたします。

○委員長（野原恵子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷繁） ジョギングもウォーキングも全くしない私が言うともあまり説得力ないのですが、ジョギングとかウォーキングとなりますと、どうなのでしょう、陸上競技場ですと、風景がぐるぐる同じというのがありますよね。どちらかという、競技志向の方が使われているケースが実際には多いと思います。

それと、もう一方、ウォーキングということではいいますと、今、広報にも連載しておりますけども、体育指導員が去年1年間かけて、実際にいろんな場所を歩いてみてお勧めの散歩コースということでご紹介しております。

そんなようなことで、別に陸上競技場に来られるというのを拒むとか、そういう意味ではございませんが、一方ではそういったこともやっております。

お使いいただく部分は本当に大歓迎でございます。

それと、もう一つ、健康増進という意味では、場は別ですけども、トレセン・スポセンなんかを中心に、トレーニング指導員、これは保健福祉センターともタイアップしてやっている健康増進教室ですとか、いろんな角度から健康増進ということではやっているつもりであります。

今後も、いろんな場だとか、いろんな機会を通じて、町民の健康増進策ということで、これからも考えていきたいと思っております。

○委員長（野原恵子） 図書館長。

○図書館館長（平野利夫） はじめの新聞の件なのでありますけども、本館で大体平均しますと15名ぐらい、そして分館で大体倍の30人ぐらいと思っております。

また、新聞につきましては、教育関係あるいは芸能関係とかそういうスポーツ関係とかいろんな意味で、全道的な、特に幕別町に関係あるものにつきましては、各紙のそういう町の関係分については印刷をしまして、切り抜きをしまして、スクラップにして1年間分とってございます。

それを町民の方が、何年ごろこういうことがあったのですけどもと来たときには、それを見ていただくと。そういう利用の方も結構おられます。

そういうことで、今のところ、そういう切り抜きをしまして、そういう冊子にしまして、保存してとってございます。

また、ふれあい子育ての方なのでありますけども、今、予算的にもそういうこの非常に厳しいのでありますけども、できるだけ児童書というのですか、絵本・紙芝居をたくさん買うような工夫をして、できるだけそういうことで、赤ちゃん連れのお母さん方がたくさん来ていただけるように、工夫をしてやっていきたいと思っております。

○委員長（野原恵子） 堀川委員。

○7番（堀川貴庸） 競技場の関係で、先ほど、ちょっと利用時間帯も含めてということで質問させてもらったのですけど。ちょっとその点含めて、平成17年度から、ぜひともより利用率の上がるような、効果の上がるような工夫をもっとしていただきたいなと思うのですけれども、その辺について、加えて。

○委員長（野原恵子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷繁） 利用時間帯なのですけど、一つには、管理委託しておりますので、そのことが一つあります。時間帯を前後に延ばすという意味では、そのことが一つあるのと、もう一つは、ナイター設備が、夜間照明がないということもございまして。ここら辺のネックはあるのかなと思っております。

それと、後は利用状況を見てきますと、やっぱり小・中・高、この三つが多いわけですね。一般の、先ほど利用の内訳で一般の20%と申し上げましたが、これは結構大会ですとかいろんな日中、日曜日ですとかそういった部分の利用がかなり占めていると思っております。

例えば、仕事が終わった後の利用だとか、そこら辺の利用希望というのがどの程度ニーズとしてあるのかというようなことも含めて、これから探っていきたいと思っております。

その先に、今までとは違う施策の展開ということを見出せれば、そのようにしてまいりたいと思

ます。

○委員長（野原恵子） 佐々木委員。

○12番（佐々木芳男） 3点ほどお伺いをしたいと思います。

1点は、188ページ、2目の11節、細節の4、それからもう一つは、189ページの2目、19節、6、7につきまして。それから一番最後になりますが、218ページの文化財の問題について、お伺いをしたいと思います。

まず、教育予算総体的に、今、財政が厳しい折ですから、教育予算も厳しくなるのは当然であろうというふうに考えます。ただ、総額で4,500万円ほどの財源が減額されている。これは昨日の説明の中で、埋蔵文化財の事業が終わったということで、200万円ほど減額されている、そういったことを含めても、教育予算が予想構成の全体の7.0%なのですね。これについては、前年は7.7%、その前はちょっと忘れましたが、その程度である。

教育予算というのはどこもそうですけれども、生きた子どもたちへの予算である。町民の教育文化に対する予算であるという面からして、どうももう少し厳しい財政ではあるけれども、将来に向けて増額する形がとれなかったのかなという、そういった感想がまず一つございます。

そこで、188ページの4でございますけれども、教育振興費の中の需用費、消耗品ですか、ここで1,100万円ほど増額されています。これは昨日の説明では、教科書と教師の指導書のためだというふうにお伺いしました。そこで、教師用図書がどれぐらいかかっているのか、生徒用図書が何冊でどれぐらいの金額なのかということ、まず一つお伺いをしたいと思います。

それから、2点目ですが、この19節の6、7でございます。

この生きる力を育てる教育の支援ということと、それから新たに、これは新規に出てきたものだと思いますが、地域教育連携の支援という交付されているわけですが、前年までは開かれた学校づくりということで、200万円ほど予算づけされてありました。おそらく、それもこの中に含まれているのかなという感じもいたしますが、開かれた学校から、今度は地域教育連携支援事業という形、これは先ほど杉山委員からも質問がありましたように、学校安全を含めた事業だろうというふうに考えておりますが、その辺りも、予算化、総体的にこういった予算が何がしかずつ減っているのですね。

特に小学校の場合には、昨日の説明で41名ほど増えていると。小学校では4名ほど減っているそうですけれども、そういった中で、どれぐらいこの予算でやっているのか。どういう中身でやっているのか、そこら辺も含めてお伺いをしたいと思います。

それから一番最後ですけれども、埋蔵文化財の事業が終わったと。大変ご苦労さまでしたというふうに申し上げたいと思いますが、ここで、この埋蔵文化財発掘に要した人的財源というのですか、係った人方延べ何人ぐらいここにすぎ込まれたか。

それと、予算がどれぐらいかかって、そして発掘された個数ですね。これはどこかで発表されているのだらうと思いますが、どの程度なっていたのか。

それから、今後、これをどういうふうに管理保全していくのかと。教育委員長の行政説明の中で、埋蔵文化財を教育的見地からこれを活用していきたいというふうに言われたおりましたけれども、それを具体的に、今後、どのようにやっているとされているのか、そのまず3点について、お伺いしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 学校教育係長。

○学校教育係長（水川潔） 1点目の教師用の指導書ということのご質問ですが、100人近くの教員がおりまして、担任を各先生が持つということになれば、教科ごとの、小学校ですから多分7教科ぐらいあるかと思いますが。それ掛ける6学年ということで、あと、小学校は上・下ということで、大体教科書揃ってきますので、それにかかわる指導書ということで、計算しましたら、これは8,400冊ぐらいにはなるかと思いますが。これが指導書の方でありまして、あと、各学校につきまして、若干の余裕を持たせて、こちらの方でほかの指導書を買いたいということがあられるものですから、そちらの分も見ております。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田栄） 私の方から、生きる力を育む教育活動支援事業、さらには地域教育連携支援の関係でございますけれど、まず、生きる力を育む教育活動支援事業につきましては、金額的に昨年より、中学校の方では30万円ほど落ちております。

この事業につきましては、平成13年から特色ある教育活動支援事業として活動してきた事業を、平成16年度から生きる力を育む教育活動支援事業に切り替えた事業であります。

そういったことで、内容的には総合的な活動を中心に、さらには選択教科の部分だとかの事業を拡大して、今現在、各学校で取り組んでいただいております。

そういったことで、平成13年以降、ある程度の総合的な学習の時間が定着をしてきた経緯もあります。

そういった中で、さらに各学校の創意工夫をさらに発揮させていただきながら、交付金としてのお金を有効的に活用願いたいというふうなことであります。

次に、地域連携の支援事業の関係でございます。

これにつきましては、平成15年、16年と開かれた学校モデル事業ということで実施しておりまして、小学校2校、中学校2校、それぞれ10万円ずつですから、中学校費におきましては、20万円のモデルの事業費でありました。

17年度から地域連携という事業を実施するわけなのですが、この2年間のモデル事業を検証いたしましたしまして、各学校の施設整備、そういったものがどう開かれたか、さらには教育活動を地域にどう開くことができたか、そういったいろんな分野の検証が終わりまして、それぞれ一定の方向性が見えて、そういった中で地域連携の事業を新たに17年度組むわけなのですが、そういった2年間のモデル事業でのいろんな分野を生かしながら、さらには学校だけでなく、地域さらには家庭と三者ともども連携をとりながら、子どもたちの生き力を育む支援事業にしていきたいということで、今年度から小学校費、さらには中学校費でこの事業を設けている状況であります。

○委員長（野原恵子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷繁） 札内●●遺跡のことです。

2年かけて発掘をいたしました。まず、遺物の総点数なのですが、小さなかけらまで含めると、12万2,600点出ております。今、この発掘調査のすべてを一冊の報告書にまとめている最中なのですが、それが終わりまして、その掘り出したものというのは、これまでの遺跡調査もそうですが、ふるさと館の方で保存管理をしております。

以前の遺跡については、ふるさと館で特別展をやっております。今回の●●遺跡も、全容がまとまり次第、ふるさと館で特別展という格好で、町民の皆さんに見ていただきたいというふうに思います。

ちょっと、後先になりましたが、発掘作業をやっている最中に、教育的見地からというお話しなのですが、発掘作業中に、近くの札内中学校の生徒さんが授業の一貫として発掘現場を見学されるだとか、そしてそこで調査員から説明を受けるというようなことをやっております。

あと、特別展のほかに、もう一つは講座といいますか、調査員の方を講師にお招きして、講演という格好でも一つ考えております。当面はそういったようなことで進めたいと思います。

それから、どのぐらいの人がこの調査に携わったかということなのですが、調査員1名、それから整理作業員2名、それと、発掘作業員ということで、これは延べ人数なのですが、2,300人区になります。実数にすると、14人ということになります。

○委員長（野原恵子） 佐々木委員。

○12番（佐々木芳男） 指導書問題、冊数とこれも大変なものなのですがわかりました。

これを差し引きますと、この消耗品費等については、昨年より若干少なくなるという傾向がございます。

実際に子どもたちにどれだけ予算がまわっていくかということになると、わずかずつでありますけれども、昨年度より大分減ってきていると。わずかずつで大分っていう表現はおかしいのですけれど、

そういう感じがいたします。

そこで、実は子どもたちが年間義務教育を受けながら、どれくらいの持ち出しをして教育を受けているかということ、いろんな調査の結果がたまたま手に入ったものですから、非常にびっくりしております。

義務教育で実際にやらなければならないところに、個人的に相当持ち出していると。教材、それから教具、実験実習費、これは学校によってまちまちなのですが、一人当たり、これは年間ですけれども、1万2,000円以上かかっている学校もございます。これは小学校の1年生です。それから、ワークブック等も含めると、これもまた非常に大きな、倍くらいの金額になると。

それから、6年生では、これも大きいのですが、2,980円くらい一人当たりかかっている。この実験費とか教材費ですね。そうすると、今、3人も4人もという家庭はないと思いますけれども、二人くらいまではおそらくぶつかる可能性がある。こういった中でPTA会費や、それから給食費も含めると、膨大という大げさになりますけれども、金額になる。

つまり、年間8万円ぐらいかかっていると。小学校の6年生でですね。これは給食費とかPTA会費も入っております。

それから、中学1年生では、この教材費等については、大体6,900円くらいかかっている学校があるのです。これは個人から徴収して、教材やそれから実験費に使っているのだらうと思いますけれども、中学校1年生のときには、技術科の場合に、用具は個人的に買わせる学校もあるようですので、その差があると思いますけれども、これは自分のものになるのですからやむを得ないと思いますが、そういったことを含めて、非常に大きい。中学校では一人8万1,000円くらい、PTA会費も含めるとなると。

それから、3年生になると、これもやはり5,000円以上一人かかっている学校がある。しかも修学旅行も入ってくると、一人13万円以上かかっているというのが、実際に調査の結果出ている。

そういったことを含めて、何とかそれらも公費で賄えるような予算付けができないのかということ、常々考えておりますが、そこら辺について、また、ひとつ伺いたい。

それから、生きる力の教育と、それから、教育連携の問題ですけれども、これは昨年度までは、先ほど説明がありましたように、1校20万円ですが、今回、70万円が提示されておりますので、中学校では4校ですし、それから小学校では9校ですから、割ってみればわかるわけですが、この生きる力の教育には大体1校、小学校で15万円くらいですね。それから、中学校では20万円くらいということ、これも非常に厳しい問題でないかなというふうに感じております。

とくに安全安心の教育のもとでは、教育委員長の報告の中で、安全面での壁をつくるのか、それとも地域を入れて守っていくのかという問題点がありましたけれども、そのほかには、前にやっておられたように、開かれた学校体制をつくりながら安全を確保していきたいというふうに、私は受け止めております。だとすると、この予算で十分なのかなという感じがいたします。

それから、文化財の件ですが、この後、できるだけ百年記念館で展示されるということなのですが、小中学生に、幕別にもこういった素晴らしい文化財があるのだという教育の場で実際に活用できるような方策をとっていただきたい。

しかもこの予算を見ると、教育のどこで今度やるのかなという感じをするわけですが、そこら辺も明確にしていただければというふうに思いますが、その3点、もう1回伺いたいと思います。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田栄） 1点目のその他消耗品等に係る部分を公費でというような部分の話でございます。これにつきましては、消耗品等々につきましては、学校さんの方もいろいろな面で努力をいただいております。そういった中で、直接子どもたちにかかわる教育上での支障はないというふうに、私どもは理解はしております。

こういった面での公費負担となると、その持ち分の負担の割合等々が非常に難しい分野もあろうかなと思いますし、先ほど言いましたように、子どもの教育課程上での大きな支障はあまりないものか

なというふうには考えております。

それから、開かれた学校にかかわる地域教育連携の関係でございます。これにつきましての、事業としての大きな考え方につきましては、三つほどを考えております。まず一つには、学校の持っている情報を地域・家庭にどう出していくかと、そういった中で、学校の状況をまず知っていただく。そういった面では、まず、学校だよりだとか学級だより、そういったものを地域・家庭に多く発送していきたいと。

それから、二つ目には、地域と学校を開く。いわば学校の持っている施設・環境を地域に開放することによって、地域の多くの目で学校の子どもたちを見ていただく機会が増えると、そういった中で、3番目に私どもで考えています子どもたちの安全・安心面の部分と連携をしていくのではないかとというふうに考えております。

この予算額の大きい小さいの問題は、あろうかなと思います。この部分につきましては、今年度はこういう予算の中で考えていこうかなと思っておりますけれども、今後、さらにどういう方法、特に子どもの安心・安全面に関しては、あくまでも学校だけでは取り組める状況ではないかなと思います。こういったことから、各防犯関係の団体、さらには地域、家庭、こういったところにいろんな面でお願い・協力をいただきながら、子どもの安心・安全な体制をつくっていくというようなことで、今、考えているところであります。

○委員長（野原恵子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷繁） 埋蔵文化財の件です。

まず一つは、講座に関する予算ということですが、これは百年ホール管理費の方の講師謝礼のところで見えてまいります。

それから、特別展の費用ということでは、郷土館費の中の需用費あるいは原材料費、こちらの方で見込んでおります。

○委員長（野原恵子） 佐々木委員。

○12番（佐々木芳男） ぜひ、地域教育、つまり安全教育については、予算はここに出ておりますけれども、この予算をケチらないで、大いに使って、子どもたちの安全のために生かしてもらいたいと、生かすべきだというふうに考えております。

それから、これ委員長にちょっとお伺いしますけれども、先ほどに関連して質問してよろしいですか。

コーディネーターの件で、若干。

だめならやめます。

○委員長（野原恵子） いいです。

○12番（佐々木芳男） 新しい試みで大事なことかなというふうに考えておりますが、こういったシステムをつくるときに、いつもやはり問題になるのは、現場とのかかわりをどう持っているかということなのですね。

子どもを通して、現場教師たちがそれぞれ悩んでいるものを、よりこういったコーディネーターの方の思慮によって、いろいろアドバイスを受ける。これは素晴らしいことだと思います。

そういった意味で、現場の教師の考え方、これから取り組んでいくシステムの中でどういうふうに、今後、進めていこうとおられるのか、そこら辺が非常に大事だろうと。現場の声をどういうふうに捉えて、まずおられるのか。

教育方針の中にもこれがはっきりと書かれております。

中学校の場合には4校ありますが、1校にだけおいて、しかもそれを個人支援計画モデル的にやっていきたいということですので、そこら辺をやはり中学校全体にかかわって、おそらく指導されていくだろうと、資料を出していかれるだろうと思いますが、そこら辺を、今後、どういうふうにシステム化して取り組んでいくのか、具体的にあればお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田栄） コーディネーターの関係でございます。

現場の声というお話しでございますけれども、現在というか以前もそうでありますけれども、今、特殊学級と普通学級というようなことで、子どもさんをそれぞれの状況に応じて、今現在は見ております。

しかしながら、最近、ここ数年来、交流学习、いわば普通学級の中でそういう子どもたちを見ながら、そういう中で一定時間は普通学級で耐えられると。だけどそれ以外はまた特殊学級に戻っていくという交流学习というのは盛んに各学校それぞれ行われております。

そういった中で、現場の声というお話しでございますけれども、これにつきましてはそういう体制の中で、もちろん先生方の校内体制はもちろんなのですけれども、担任の教師さらには特学の先生、それらの連携の中で、今、現在、特殊教育というものは実際やられていると。

それで、特別支援教育につきましては、まさにこれから、今、国が目指そうとしている特別支援教育というのは、こういう教育、いわば普通学級に子どもさんを置きながら、耐えられなくなった段階で、個に応じた教育を別な場所で行うという状況にあります。

そういう状況を踏まえた中で、今、本町ではコーディネーターとしてどういう役割、さらには担任の先生さらには校内体制の先生方とどういう連携がいいのかというようなことをモデル的に検証しながらいきたいというふうに考えております。

平成19年以降につきましては、各学校に1名のコーディネーターを配置していくというような情報も私ども得られております。そういった中で、そのコーディネーターの役割として、その個に応じた支援計画をどう組み立てていったらいいか。さらには親御さん、さらには関係機関との連携を図りながら、さらには先ほども申しあげましたように、聾学校・盲学校・擁護学校、それらとのかかわりを持ちながら、コーディネーターの役割をどうしたらいいかと。

このコーディネーターにつきましては、中学校費で予算を見ております。中学校のうちの1校に、モデル的に配置するわけなのですけど、この件につきましては、小学校のそれぞれの学校とのかかわりももちろんありますことから、町内13校それぞれ小中学校でどういう体制がいいのか、コーディネーターの役割はどなのかという部分を検証していきたいというふうに考えております。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

伊東委員。

○18番（伊東昭雄） 189ページの2目教育振興費、19節の説明の4ですが、スケートリンクの整備交付金、これについて内容を説明していただきたいと思います。

どのように交付されているのか、お願いします。

それと、210ページの7目スポーツセンター管理の中の、札内スポーツセンターの使用料ですね。これが何人でこの金額を支払われているのか。農業者トレーニングも同じです。

それと、無料の方が何人ぐらい両方で使用されているか。説明願います。

○委員長（野原恵子） 学校教育係長。

○学校教育係長（水川潔） 一つ目のスケートリンク交付金につきましては、小学校につきましては南小だけスケートリンクがありません。ほか9校につきましては、定額的な配分、または児童数等の配分、あと、距離的なものもありますので、そちらの方の、200メートル、250メートルのリンクがいろいろありますので、それに関しての積算をしまして、各学校に大体平均33万円程度の平均額で支給しております。

中学校につきましては、糠内中学校と幕中の2校となっておりますので、そちらの方を基準の配分に則って学校の方に支給しております。

○委員長（野原恵子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷繁） 7節賃金なのですが、細節2の臨時職員、それから4嘱託職員、いずれもトレーニング指導員の賃金であります。

トレセン・スポセンのトレーニング室勤務の職員の賃金です。

○委員長（野原恵子） 伊東委員。

○18番(伊東昭雄) 質問の要旨が悪かったかなと思いますが、私が聞いたのは、使用料のことですね。使用料を払った人が何名か、使用料を払わない人が何名いるのかということを知りたいつもりであります。

○委員長(野原恵子) 伊東委員、このことは歳入のところにかかわるのですけれども、そちらの方で質問をしていただきたいと思いますが。

伊東委員。

○18番(伊東昭雄) 先ほども最初に申し上げたスケートリンクの交付金ですけども、これは、今、小学校・中学校聞いたのですけども、町営の陸上競技場のスケートにはこういう整備の助成は出していないのですか。

○委員長(野原恵子) 教育部長。

○教育部長(藤内和三) 町営リンクにつきましては、直営で、町の発注で業務を行っていただいております。

ですから、交付金とかそういう形ではなくて、あくまでも直営で発注しているところでございます。

○委員長(野原恵子) 伊東委員。

○18番(伊東昭雄) それでは、私、子どもたち応援するために何回か大会がありますので行っておるのですけれども、アナウンスのことなのですけれども、せっかく応援に来ておるのですけれども、何をしゃべっているのかわからないのですね。それで、私も耳が遠いかなと思ったけども、そうではなくて、我々は役員でないですから何のパンフレットもないのです。

それで、皆さん大勢応援に駆けつけているのですけれども、1回スタートすると、しゃべってはいるのですけれども、何をしゃべっているのかわからないと。本部まで行けばわかるのですけども。それで、内容がわからないのですけれども、せっかく放送しているのだから、もっと真ん中の辺ぐらまで、もう一つ拡声器を持ってくるとか、そういう電気関係が悪いのであれば、そういうものを改善させるとか、してもらうとか。あるいはしゃべる人があまり得手なければ、もっと上手な人を入れるとか、この辺をひとつぜひ改善してもらいたいと思うのです。

それで、教育委員の関係の方も行っていると思うのですけれども。あるいは私2年間ずっと考えても気が付かないのが、私どうかと思うのですけれども、それでこういうものかなと思っていたら、帯広の森のスケート場へ行ったのですね。それはあそこは専門だろうから、それなりにすれとは言わないけれども、それは座っていたらきちっと合間ごとにアナウンスしてもらえるものですから、できるならそのような方向でできないものか、ひとつ伺います。

○委員長(野原恵子) 教育部長。

○教育部長(藤内和三) 町営リンクの放送施設の関係でございます。

これは一概には申し上げられませんけれども、当日の風の状況とかそういったことによって、聞こえる聞こえないという状況が発生したりすることもございます。

声として、そういった状況もお聞きいたしておりますので、今後、どういう形で改善できるかどうか、その辺につきまして、今後、検討させていただきたいなと思っております。

○委員長(野原恵子) あと、ございませんか。

(なしの声あり)

○委員長(野原恵子) それでは、10款教育費の質疑がないようでございますので、10款教育費をこれで終了させていただきます。

この際、13時まで休憩をいたします。

12:02 休憩

12:59 再開

○委員長(野原恵子) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11款公債費、12款職員費、13款予備費に入らせていただきます。

11款公債費、12款職員費、13款予備費の説明を一括して求めます。

総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） 11款公債費につきまして、ご説明申し上げます。

219ページをご覧ください。

11款公債費、1項公債費、1目元金、19億8,974万7,000円。借入しております起債の償還元金であります。なお、公債費の借入状況一覧につきましては、別冊予算積算基礎の22ページから35ページに掲載のとおりであります。

2目利子、5億2,695万9,000円。借入しました起債の償還利子と一時借入金の支払利子であります。

3目公債諸費、35万円。起債償還に係る支払手数料であります。

続きまして、12款職員費につきまして、ご説明申し上げます。

220ページになります。

12款職員費、1項職員給与費、1目職員給与費、18億4,988万7,000円。前年度比較7,435万8,000円の減であります。本目は、特別職を含め、204人分の一般会計から支弁する職員の人件費等でありますけれども、住居手当及び通勤手当の見直しのほか、退職者不補充などによりまして、抑制に努めたところであります。2節の給料は、前年度7名減で、2,898万3,000円の減。

3節職員手当等は、前年比3,838万9,000円の減であります。内訳としましては、細節7の住居手当につきましては、今定例会におきまして条例改正の議決をいただいておりますが、前年比636万1,000円の減。細節8の通勤手当につきましては、これも規則の改正によりまして、前年度293万7,000円の減。細節14の期末勤勉手当は、1,021万3,000円の減となっております。次のページ、細節15の寒冷地手当につきましては、平成16年度の制度改正、それから、今定例会で条例改正、議決いただきました特別職の分の配置などによりまして、前年度比では996万6,000円の減額となっております。

4節は共済費でありまして、各種共済組合の負担金であります。

7節の賃金は、臨時職員のうち常雇職員に係る賃金、19節負担金補助及び交付金は、福祉協会への負担金であります。

以上が職員費であります。

次に、13款の予備費について、ご説明いたします。

223ページになります。

223ページ、13款予備費、1項予備費、1目予備費、500万円であります。

以上で、公債費、職員費及び予備費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 220ページの職員費のことについて、お尋ねいたします。

1目職員給与費にかかわりましてですが、ただいまの説明の中でも、職員の給与が、人数が減るということで削減になっているということでもあります。

この職員の問題につきましては、基本的にはずっと無理な合理化はすべきでないという考えから、これまでも意見を述べさせていただいてきたのですが、今回のこの職員の減、平成16年度は207人のところが、今回200人ということでもあります。

退職の不補充ということでもあります。定年退職者が何人で、そして中途退職者が何人いて、それをさらに新規で採用も考えていらっしゃると思うのですが、それらの内訳をまず教えていただいて、その結果200人になっているということだと思っておりますので、ご説明いただきたいと思っております。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（菅好弘） まず、職員の減についてでございますけれども、定年退職が6名でございます。中途退職が2名でございます。

新規採用につきましては1名です。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 採用が1名ということだと、この中途退職者の分も補充されないという、半分しか補充されないということになりますね。

これまで、第2次の行政改革は5カ年計画で進めてこられて、ずっと職員の数減らしてきておりましたよね。それで、ここではさらにその計画からいっても、計画以上の削減になっているというふうに思うのです。

それから、一方では、当然その職員の方が減っていくわけですから、一人の方が扱う業務の量というのは増えてくるのだと思うのですが、時間外手当などは、これまた増えることは望ましいことではありませんから、今予算を見ても、前年度より減額になっているのですよね。

そうしますと、結局、そういう増えた仕事が誰がどこでカバーしていくのかということになってくるのだと思うのですけれども、ここで見られない数字としては、臨時職員などの対応で、対処されるのかなとは思いますが、今までの総務などのところを見ても、決してそれも増額にはなっていないというふうに押えてまいりました。

そうすると、結果としては残っている職員にこの分が全部かぶさっていくということになるのではないかと思います。そういった点で、支障はきたしていかないのか、無理はかけていかないのか。どんなふうに考えていらっしゃるのか伺います。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（菅好弘） 確かに、職員が大幅に減をいたしまして、運営上においていろいろと支障出るのでないかというご心配でございます。

まず、今、人事異動を行っております。その結果がまだ出ていないわけですが、今、機構の中で、例えば、一人係長のところをなくすとか、またはスタッフ制のような形をとりながら、形は現行のままでも、仕事の中において、課の中での協力だとかいろんな形の中で吸収できる部分はないだろうかというような検討を、各職場の中でいたしながら、各職場の方との協議もして、何とかこの不足する職員の部分については、全体の中で取り組んでいきたいというような考え方も、ひとつしております。

また、来年2月6日に忠類との合併も控えておまして、忠類側から管理部門に対する職員が入ってくるというようなことも、協議の中では、今、行われているのが実態でありまして、そうなったときに、職員の状況がどのぐらいの職員数があるのかと。このようなことを総体的に見ますと、何とかこの1年、職場の中でお互いに協力しあいながら、業務を何とか成功していきたいと。それが1点あります。

もう1点は、やはり臨時職員について、どうしてもカバーできない部分については臨時職員を配置をするとかいろんな形で、職員に過度な負担をかけないようなことも検討していかなければならないだろうということやっているとございます。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 合併に向けてということもおっしゃられましたけれども、私は業務そのものは、このスタッフ制ですとか総係制ですとかというのは、もう去年、一昨年から言っていたらいたしましたよね。

それで、実際にそういう改善といいますか、やってこられたと思うのです。そこに今回、退職は定年とそれから中途入れて8人という非常に大きいと思うのですよね。

それに対して補充は一人ということですから、スタッフ制や総係制だけではいかない。しかも、仕事としてはずっとこの分権業務で増えてきているのも推定されますし、特に合併にはかかわっては、相当その分野に職員の配置なども行いながら、かなり仕事をしてこられていると思うのですよね。

これは以前にはなかったことですから、そういう点でも、客観的に見て、職員の一人ひとりにかぶさっている仕事は、以前から比べて、人数は減り、量は増え、そして残業は減るというふうになれば、

かなり無理がかかってくる。そこをどこで補うかというふうになると、臨職、今、臨職を使われるというふうにおっしゃられましたけれども、これらの今までの予算の中ではそこも予算化の中では増えていないというようなことなのですね。

そうすると、結果としてはさらに踏み込んで考えた場合には、手当のない残業ということも、一般的にはサービス残業なんて言われますけどね、そんなことも想定されるのではないかと思うのですよね。そういうことは絶対あってはいけないことだと思ひまして、やはりそういう点では、私は合併がありますから、今、職員を増やしていくというのが難しいというのはそうだと思うのです。

ただ、その途中退職、定年ではなくて中途退職、ここについては、やっぱりきちっと補充をして、軽減を図っていくという、そういうのは、中途退職されたから減っているだけであって、退職されなかったら現数でいらしたわけですから、そういうのはきちっと補充していくべきではないのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（菅好弘） 中途退職につきましては2名ということでお話しいたしましたけれども、その2名の内訳というのが、一般事務職が1名で、保育士が1名という状況になっています。保育士につきましては、総体の中で臨時保育士、そういったような形で対応をしていきたいという考え方をし、予算の中では見ております。

あと、1名につきましては、何とか機構の中で、職員数を減らせるところ、そういった工夫の中で対応したいということで対応しているところでございます。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 1名分のそういう吸収、一人で対応したいということですが、ほかに6名の方が定年退職されて、もちろんそこも補充されないわけですよね。結果としては、事務職に当たっては、7名の退職に対して一人しか補充されない。こういうことですよね。

もう一人は保母職ということですがけれども。

だから、全体の中できちっと定数を維持していくということも、私は一番大事なことではないかというふうに思うのですよね。

行政改革の方針のとおりに進んでいったというのは、それは計画に沿ってやってこられて、そしていろんな体制をとられてきた。それは事実なのですが、しかし中途退職もある。中途退職は補うというところが、今の課長の説明で、一人はそこで補うということになれば、定年退職の分は全然補充されないということになりますからね、そうはならないと思うのですよね。逆に言えば、ではこれまでの定数が何だったのかということにもなりますからね。

そうであるならば、やはり完全に無理がかかっていくというようなことがわかる場合には、きちっと定数の中で、定数を増やすのではなくて維持ですね、維持をして、職員も守っていくということが大事ではないですか。

○委員長（野原恵子） 助役。

○助役（西尾治） 役場の業務も毎年度業務内容は変わってまいります。特に今、平成7、8年当時の工事量からしますと、現業部分についてはかなりの部分量も減ってまいっております。当然のことながら、そういう毎年度の業務の中身を精査する中で、職員の配置も考えていかなければならない。

おっしゃるとおり、無理がかからないのかといえば、確かに8名の職員が退職して1名ですから。

ただ、1年も経たないうちに、当然のことながら合併も控えていることなので、今、職員定数を現状のまま、さらに7名を採用してということには多分ならないだろうと。1年の間、どうやりくりするかという中身については、私、言いましたように、業務量総体を眺める中で、当然のことながら、年度間の工事量の違いもございまして、特に現業部門を中心にそれらのやりくりが可能でないかと。

後は、今、おっしゃるとおり、総務課長が言いましたように、なお足りないところについては、これは必要な臨時職員の手当もさせていただいて、おっしゃるとおり、過重にならないような配慮は十分した中で、全体の配置計画を4月1日の段階で定めてまいりたいというふうに、今、考えております

ので、おっしゃられるようなご指摘にならないような体制だけはきちんと敷いてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 私は7名分全部補いなさいというふうに言っているわけではないのです。

中途退職があった2名分ぐらいはせめて補充できないのかということで聞いたのですが、助役の今のお答えの中には、いわゆるサービス残業というようなものはないと。させていけないということだと思いますので、そこは本当に固く守っていただいて、業務に当たっていただきたい。その2名分の考え方についてはどうでしょうか。

○委員長（野原恵子） 助役。

○助役（西尾治） 先ほど言いますように、確かに11カ月ぐらいの間をどう乗り切るかということが一つ大きな焦点なものですから、今、中橋委員おっしゃられるとおり、全体としては一部過重に全部にならないと、こういうふうには言い切れなと思います。

ただ、私が言いますように、できる限り、そういったところについては、臨時職員の対応も含めて、今年度16年度以上に大きく過重にならないような手法を、全体の業務量を眺めた中で、きちんと手当をさせていただきたいとおっしゃるとおり、サービス残業等のことのないように、これは現在もやっておりますし、担当課長がきちんと今、それぞれ管理する中で、時間外の方についても、きちんと見守っておりますので、そういうことのないように、それらの配慮は十分してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） ほかに質疑がないようでございますので、11款公債費、12款職員費、13款予備費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

以上をもちまして、歳出1款議会費から13款予備費までの審査が終わりましたので、引き続いて、一般会計歳入の審査に入らせていただきます。

1款町税より22款町債まで、一括説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） 歳入につきまして、ご説明いたします。

10ページをご覧くださいと思います。

10ページ、1款町税、1項町民税、1目個人、8億3,470万7,000円。これにつきましては給与所得が減少しておりますけれども、農業所得の増が大きいことなどによりまして、前年度の比較では7.4%の増で計上をしております。

2目法人、1億3,673万7,000円。法人数の減及び法人税割の課税減額によりまして、前年度比2.5%の減で計上をしております。

2項固定資産税、1目固定資産税、10億43万3,000円。新築家屋の増加などによりまして、前年比3.4%の増で計上をしております。

11ページ、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、1,655万9,000円。これにつきましては、郵政公社分の増などによりまして、増額となっております。

3項軽自動車税、1目軽自動車税、3,730万円。主に軽四輪の乗用自動車の増によりまして、4.4%の増で計上をしております。

4項町たばこ税、1目町たばこ税、1億6,095万9,000円。喫煙率の減少はあるものの、前年実績等を考慮しまして、0.4%の増で計上しております。

5項入湯税、12ページになりますが、1目入湯税、925万3,000円。過去の実績に基づきまして、若干の利用減で見込んでおります。

6項特別土地保有税、1目特別土地保有税、1,000円。平成15年度税制改正によりまして、その15年度以降新たな課税は行っておりません。

13ページになります。

2款地方譲与税、1項所得譲与税、1目所得譲与税、8,500万円。前年度より4,500万円の増であります。三位一体の改革に伴いまして、所得税の一部を用途を限定しない一般財源としまして、都道府県及び市町村へそれぞれ人口規模に報じて配布されるわけですけれども、本年度は人口一人当たり3,516円ということになっております。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、2億1,000万円。自動車重量税の総額の3分の1が市町村の道路財源として譲与されるものであります。

3項地方道路譲与税、1目地方道路譲与税、7,500万円。揮発油に係る地方道路譲与税の総額のうちの42%が市町村に譲与されるものであります。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金。1,500万円、交付実績等を考慮しまして、500万円の減で計上をしております。

15ページになります。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金。200万円でございます。平成15年度の税制改正により、新設された交付金であります。前年度同額で計上をしております。

16ページ、5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、20万円でございます。前のページの配当割交付金と同様に、平成15年度の税制改正によりまして新設されておりますけれども、交付実績を考慮しまして、100万円の減で見込んでおります。

17ページになります。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金。1億9,000万円でございます。交付実績等を考慮しまして、前年度と同額で計上しております。

18ページになりますが、7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、利用実績等を考慮しまして、前年と同額で計上をしております。

19ページになります。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、9,000万円。前年同額で計上をしております。

20ページ、9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1目国有提供施設等所在市町村助成交付金、20万円でございます。前年と同額でございます。

21ページ。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、7,500万円。前年同額であります。次のページ、22ページ。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、45億2,033万1,000円でございます。前年度当初比2.4%の減額で計上をしております。なお、普通交付税分の前年度交付実績との比較で申し上げますと、3.5%の減を見込んでいます。

次に、23ページになります。

12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、600万円でございます。前年と同額であります。

24ページ。

13款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林業費分担金、3,710万5,000円でございます。3,824万8,000円の減となっております。道営畑総事業に係る受益者分担金などでありまして、事業費の減などから分担金の減となっております。

2項負担金、1目総務費負担金、3,801万3,000円で皆増でありますけれども、これにつきましては、合併関連で公共施設間を結ぶ地域イントラネット事業及び電算統合システム構築事業のほか、北海道と道内の市町村が共同で開発する電子自治体プラットホームに参加する負担金でありまして、忠類村及び水道事業会計からの負担金ということになります。

2目民生費負担金、1億535万円、120万円の増であります。

25ページ。

上の老人福祉施設入所者の措置費及び常設保育所の保育料等が主なものとなっております。

次の、土木費負担金は廃目となっております。

26ページ。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、197万円ではありますが、町営バス及び近隣センター等の使用料であります。

2目民生使用料、596万6,000円、1節の保健福祉センター使用料につきましては、社会福祉協議会に係ります使用料。2節はへき地保育所保育料であります。

3目衛生使用料、193万1,000円、葬斎場及び墓地の使用料となっております。

4目農林業使用料、1,428万4,000円ではありますが、次のページ、27ページの農業担い手支援センター使用料及び入牧料が主なものであります。

次の5目土木使用料、1億3,546万1,000円。2節の道路占用料及び5節の公営住宅使用料が主なものであります。

6目、教育使用料、1,719万6,000円。28ページにあります幼稚園保育料、学童保育所保育料、百年記念ホール使用料、スキー場リフト使用料が主なものとなっております。

2項手数料は次のページ、29ページになりますが、1目総務手数料、1,036万6,000円。戸籍住民票手数料及び諸証明に係ります手数料が主なものとなっております。

2目民生手数料、141万1,000円。居宅介護サービス計画等、いわゆるケアプラン作成に係る手数料が主なものであります。

3目の衛生手数料、6,115万円、2,940万円の増であります。細節1塵芥処理手数料は、ごみの有料化に伴います増を見込んでおります。そのほか、畜犬登録手数料・狂犬病予防注射の手数料であります。

4目土木手数料、285万3,000円。建築確認申請の手数料及び開発許可等に係ります手数料であります。

31ページになります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1民生費負担金、2億1,956万6,000円。国からの負担金でございますが、2,875万7,000円の減となっておりますが、主なものとしまして、国民健康保険基盤安定費だとか、障害者保護費、児童手当などに係るものでありますけれども、この国民健康保険基盤安定費の保険税軽減分が一般財源化されておまして、減額になっております。その減分につきましては、後ほど説明します道からの負担金として交付をされることになっております。

2目衛生費負担金、153万1,000円。保健事業等に係る国からの負担金であります。

2項国庫補助金、32ページになりますが、1目総務費補助金、1億9,025万円。これは合併関連の地域イントラネット基盤整備事業に係る補助金であります。

2目民生費補助金、2,235万1,000円。障害者に係る各種事業、それかあ障害児居宅支援費に係る補助金などであります。

3目土木費補助金は、4億4,870万1,000円で前年度比較1億3,088万2,000円の増ということになりますが、1節の細節1、札内駅南北線交通安全施設等整備事業の増及び細節の3札内鉄道南沿線交通安全施設等整備事業の改造など道路整備事業の増のほか、次のページの33ページ、公営住宅の家賃対策、公営住宅建替事業等に係る補助金ということになっております。

4目教育費補助金、532万2,000円。小中学校の就学援助費、幼稚園終演奨励費などに係る国庫補助金であります。

3項国庫委託金、34ページになりますが、1目総務費委託金、14万5,000円。外国人登録事務など国からの委託事業に係る委託金となっております。

2目民生費委託金、650万円。年金事務や特別児童扶養手当事務に係る委託金であります。

3目の農林業費委託金につきましては、194万6,000円で、国営土地改良事業に係る委託金でありま

す。

35ページ。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金、1億7,071万2,000円。5,379万6,000円の増となっておりますが、国庫負担金と同様、国民健康保険基盤安定費・障害者保護費・児童手当などの道負担分でありますけれども、先ほどの国庫負担金で申しあげましたとおり、国民健康保険基盤安定費の保険税軽減分が一般財源化されましたことに伴いまして、道負担金が増ということになっております。

2目衛生費負担金、179万7,000円。国庫負担金と同様、国・道・町それぞれの負担割合に基づく道の負担分であります。

36ページ、3目農林業費負担金、991万円。農業委員会委員手当及び職員設置費に係る道の負担金が主なものであります。

4目土木費負担金、1,229万2,000円。史跡調査に係る道負担金であります。

2項道補助金、1目総務費補助金、62万2,000円。駒島線の町営バスの運行費補助であります。

2目民生費補助金、1億1,900万5,000円。前年比1,709万7,000円の減でありますけれども、障害者に係る各種事業及び37ページの各種福祉事業に係る補助金となっておりますが、介護予防事業、重度身障者医療費、それから38ページのひとり親家庭医療費、老人医療費、乳幼児等医療費等と、また、へき地保育所設置、子育て支援センターの事業に係る道からの補助金となっております。

次の3目農林業費補助金、2億4,718万9,000円、1億80万1,000円の増となっております。主なものとしましては、1節農業費補助金の細節2及び3の各種利子補給補助金、細節4につきましては、農業生産総合対策事業としまして、JA札内の馬鈴薯貯蔵庫に係る補助金となっております。

39ページ、3節の土地改良事業では、細節1の道営土地改良事業、細節2の食料環境基盤緊急確立対策事業補助金などとなっております。4節の林業費補助金につきましては、各種造林事業などの道補助金であります。

4目教育費補助金、588万1,000円。放課後児童対策事業に対する道補助金となっております。

次ページ、労働費補助金につきましては、廃目となっております。

3項道委託金、1目総務費委託金、3,966万7,000円。2節の道民税徴収事務委託金や3節の統計調査委託金で、本年度は国勢調査などに係る道委託金が主なものとなっております。

2目農林業費委託金、150万5,000円。2節の農業農村整備事業用地取得業務委託金が主なものとなっております。

次の41ページになります。

3目土木費委託金、1,058万8,000円。樋門管理業務・一般道営住宅管理業務などの道委託金が主なものであります。

次の教育費委託金は廃目となります。

42ページ。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1,863万円。土地及び建物の貸付収入であります。

2目利子及び配当金は、5万8,000円でございますが、各種基金等からの利子収入と見込んでおります。

43ページ、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、4,365万円。緑町ののぞみ公園跡地の売払い及び海抜材等の売払収入を見込んでおります。

2目物品売払収入、1,532万1,000円、公社貸付牛譲渡代が主なものであります。

44ページ。

18款寄付金、1項寄付金、1目一般寄付金、10万円。一般寄付金を見込んでおります。

2目総務費寄付金、343万円。札内川ゴルフ場利用者からの河川緑化整備事業寄付金、福祉推進基金への寄付金などであります。

45ページになりますが、19款繰入金、1項基金繰入金、1目減債基金繰入金、3億5,077万8,000円。

財源対策債等の償還に充当するため減債基金から繰入をしまして、各会計の公債費の支出に充てるものであります。

2目財政調整基金繰入金につきましては、2億8,000万円でございますが、平成17年度予算に係る一般財源として、財政調整基金から繰入をするものであります。

3目の河川緑化整備事業基金繰入金につきましては460万円で、河川緑化事業実施のために基金から繰入をするものであります。

46ページ、20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、20万円でございます。

47ページになります。

21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金、3万円。

2目の加算金は1,000円。

3目の過料、1,000円。

2項町預金利子、1目町預金利子は、1,000円となっております。

48ページ。

3項貸付金元利収入、1目社会福祉金庫貸付金元金収入、50万円。

2目ウタリ住宅貸付金元利収入は、136万5,000円。

3目老人保健施設整備資金貸付金元金収入につきましては、769万2,000円。ふるさと融資に係る老人保健施設あかしやからの償還元金の収入であります。

4目の生活環境改善設備資金貸付金元利収入につきましては、120万円でありましたが、トイレ水洗化改善に伴う貸付金に係るのであります。

5目勤労者福祉資金貸付金元金収入は、1,000万円であります。

次の49ページになりますが、6目勤労者生活資金貸付金利子収入は、5,000円でございます。

7目ゆとりみらい総合資金貸付金元利収入につきましては、6,804万円。

8目中小企業貸付金元利収入は、2億3,500万円を見込んでおります。

9目小規模企業振興資金貸付基金貸付金利子収入につきましては、1万円。

10目工業団地取得資金貸付金元金収入につきましては、2億103万円と見込んでおります。

次に、4項受託事業収入、50ページになりますが、1目の民生費受託事業収入は、39万2,000円でございます。保育所の広域入所受託に係る収入であります。

次の農林業費受託事業収入と、その次の土木費受託事業収入は廃目となっております。

5項雑入、1目滞納処分費、56万円。

2目弁償金は、1,000円。

3目の委託金は及び延滞利息は、1,000円であります。

51ページになります。

4目雑入、1億9,851万1,000円になります。1節は土地開発公社職員分の給与費負担金分であり、2節は住民検診等負担金、4節は学校給食費。

52ページ、5節につきましては、各施設の電話使用料となっております。

53ページ、第6節につきましては、雑入でございますが、他の科目に属さない収入であります。

続きまして、55ページになりますが、5目過年度収入、1,000円。

56ページ。

22款町債、1項町債、1目総務債、4億6,310万円であります。合併関連で地域イントラネット基盤整備事業及び電算統合システム構築事業に係る起債であります。

2目衛生債は、2億3,910万円で、水道の中部広域企業団から受水するための施設拡張に係る起債及び豊岡ごみ処理場適正閉鎖事業に係る起債であります。

3目の農林業債は、2億7,390万円で、各種土地改良事業に係る起債であります。

57ページになります。

4目土木債、4億4,890万円で、道路整備事業、次のページの街路事業、公営住宅建設事業に係る起

債であります。

5目教育債、610万円。給食配送車購入に係ります起債であります。

6目減税補てん債は、2,500万円で、恒久的減税による町税の影響額を補填するための起債ということになりますが、元利償還金については、全額交付税措置をされることになっております。

7目の臨時財政対策債は、3億6,260万円で、地方交付税の財源不足を補うために、市町村自らが臨時財政対策債を発行しまして補てんする起債でございますが、平成16年度から平成18年度までの制度となっております。なお、元利償還金につきましては、後年次全額交付税措置されることになっております。

次の借換債につきましては、廃目であります。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、一括質疑をお受けいたします。

前川委員。

○10番（前川雅志） 10ページ。1款、1項、1目の町民税のところでお伺いをさせていただきたいのですが。

厳しい財源を満たすために、日々、納税をしていただくためにご苦労されているかと思うのですが、その納税をしていただくための業務の一つとして、確定申告の受付業務があると思いますが、町内に確定申告をしなければいけない実人数はどのぐらいいるかということと、その人たちが実際のどのぐらいの数、確定申告に来られているかということ。

また、その申告の受付に当たって、庁舎、職員が何名で対応しているかということをお伺いしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 税務課長。

○税務課長（久保雅昭） まず、確定申告の関係でございますけれども、町内にこの実人数がどのぐらいいるかということについては、これは確定申告そのものが国税ということから、実際の人数というのは、幕別町としてはちょっとわからないというのが実態です。

ただ、税務署の方で申告を受ける方、あるいは町の方で申告を受ける方いまして、実際に今回も3月15日をもちまして、申告期間が終わりましたけれども、税務署の分と合わせまして、およそ2,000件程度が、大体そのぐらいの確定申告が町の方に来ているような状況であります。

その中で、町の方で申告を受けている方については、およそですけれども1,200件ぐらいあるのではないかなというふうに思っております。

税務課の職員が申告対応しているわけですが、人数としては住民税が直接の担当でありまして、その3名と、そのほかに納税係あるいは資産税係、私も含めまして交代で大体5人体制で臨んでいるというような状態です。

○委員長（野原恵子） 前川委員。

○10番（前川雅志） 受付に際しまして、本庁舎で受付をしていない日があるかと思います。札内支所にすべての職員が行ってしまっていて、本庁舎では受付できないという日が今年もあったかと思うのですが、そういった形はいかなるものかと非常に思いまして、そういったことに対する対応はこれからどのようにお考えでしょうか。

○委員長（野原恵子） 税務課長。

○税務課長（久保雅昭） その申告の関係ですが、確かに札内でもやって、幕別でもやるというのが理想だとは思いますが、税務課の職員、私を含めまして11名、そのうちの5名が、例えば、札内で申告をするときには5名がでかけます。

例えば、幕別の方でも受けるということになりますと、実際には申告以外の業務というのは当然ございまして、滞納者からの納税相談ですとか、各種証明とか取りに来る方もたくさんおられまして、なかなか現実的には対応が難しいというようなこともありまして、そういったことから、広報を通じま

して、札内地区についてはいつからいつまで、幕別地区についてはいつからいつまでやっております。それ以外の、その期間が終わりましたときには、3月15日まで役場の方で対応しておりますというように周知をしているところなのですが、その周知が十分でなかったということであれば、今後、もっと十分周知できるように努めていきたいというふうに考えております。

○委員長（野原恵子） 前川委員。

○10番（前川雅志） 周知の仕方が十分でなかったかどうかは、私の方ではわかりませんが、見なかったものが悪かったのかということも私ではわかりませんが、どういう形であっても本庁舎で受けられないという日がないように対応をしていただきたいと思うのですが、先ほども職員の人数のお話もありまして、職員の数を経営的に増やせと私は申し上げませんが、季節的に忙しい課とか部というのは、年中通して決まっているかと思えます。

そういった意味で、先ほど話されていましたがスタッフ制などいろんな方法をとって、他の部署からの応援をいただくような形をとりながらでも対応するようなことをしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） 確かに前川委員おっしゃられますように、両方で受けられるのが一番望ましいと思いますけれども、先ほど課長の方からも申し上げましたとおり、基本的に日程をそれぞれ幕別の地区はかなりの日数をとっておりますので、その中で時間をつけていただいて来ていただく。また、札内の方については、それなりの日程をとっておりますので、その中で住民の方についてはなるべくこちらの時間帯の中でやっていただきたいということで考えておりますし、それについての広報について、先ほど課長申し上げましたが、十分にさせていただいていると思いますし、その期間が終わった後でも、本庁の方では受け入れる形をとっておりますので、そのような形で、人数の増員ということも大変難しいものですから、そういう形で進ませていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 前川委員。

○10番（前川雅志） しつこいように申し訳ないのですが、再度確認だけさせていただきたいのですが、広報を見ないで間違ってきた人については、その時対応しないで、出直していただくという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（野原恵子） 助役。

○助役（西尾治） 確定申告非常に難しいところがございます、役場の方で受けれる簡易な確定申告等につきましては、おっしゃられるとおり、ある程度の対応はできるのかなというふうには思っております。

ただ、所得税の申告ということになりますので、それ以外の申告になりますと、先ほど言いますように、日程を決めて、帯広の税務署と協議をしながら、その日程にそれぞれの所得者の申告を受け付けるというような体制もとっておりますし、さらには、譲渡所得だとかいろんな所得の対応によっても、すべてが町の方で対応できるのかということ、その辺も難しい問題がございます。

前川委員おっしゃられるとおり、確定申告等については、できる限り、両方で対応できる体制が必要なのだろうというふうには思っておりますが、その辺のところはもう少し研究をさせていただければなど。

ただ、今、言いますように、専門的な申告になりますと、なかなか両方で一度にというわけにはまいませんので、還付申告等についてはどんな手法がとれるのか、少し検討させてください。

○委員長（野原恵子） 伊東委員。

○18番（伊東昭雄） 28ページの2項の手数料ですけども、先ほど申しあげました札内スポーツセンター使用料、農業者トレーニング使用料、それに付け加えて、百年記念ホール使用料、福祉センター使用料、町民会館使用料、それから、公民館使用料。この6点について、お金をいただいている人が何名、それから、お金をいただかなくて使用した人が何名か、ひとつお願いします。

○委員長（野原恵子） 伊東委員、使用料のその内訳を聞きたいということですね。人数でいいのですか。

使用料をいただいた人が何人で、使用料いただいていないのが何人利用したかということを知りたいわけですね。

何人見込んでいるかということですね。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷繁） 料金体系が、一人いくらというふうになっていない施設がほとんどすべてなのです。

例えば、トレーニングセンターでいいますと、アリーナを全日使うといくら、半日使うといくらというふうになってまいりますので、必ずしも人数とびたと一致してこないのですね。

ちょっとすみません、答えようがなくて申しわけありません。

それで、ほとんどの場合は、町民あるいは町内の事業所に勤務されている方、これ、体育施設がそうなのですが、無料なのです。実際に料金がかかるのは、町外の方になります。

例を申し上げますと、例えば、札内スポーツセンターでミニバレーの管内の大会があったとします。全面使いますので、アリーナ全日使って幾らというのが、まず基本になって、そこに今度町民の分を引いていくようになります。

例えば、仮ですけども、200人参加の場合でしたら、100人が町民だとしましたら100人分、つまり全日使用料の2分の1をいただくと、そんなふうな計算になってまいりまして、歳入上の推計なのですが、これはその年によって、管内的な大きな大会あるいは全道大会が行われる場合もあるのですが、その辺ちょっと想定しきれない部分もございますので、過去の歳入部分、トレンド推計で出しているような状態であります。

○委員長（野原恵子） 伊東委員。

○18番（伊東昭雄） 今、大体のことわかりまして、要するに、町内は無料と、町外はいただいているということですね。

それで、私、申し上げたいのは、非常に今厳しいこういう時代になってきて、町内の人でも使う人は、せめて光熱費、水道料、それぐらいはいただいているのではないかと、こういうことを思っているんですけども、理事者の考えをお聞きしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 助役。

○助役（西尾治） 将来にわたってどうするのだということになりますと、非常に難しい問題もございます。

ただ、パークゴルフ場の有料化の時点でもいろいろご論議をいただいておりますように、すべてそういう公共施設については、どのような施設についても一定の管理費用がかかる、維持費用がかかってまいります。

それをご負担いただく、あるいは当分の間、現状の財政状況の中で、何とかやりくりしていけるのかどうか。この辺は今後、まさしく合併も控えておりますので、十分それらの推計を立てる中で、将来見通しを立てる中で、考えていかなければならないものというふうには考えておりますが、現時点では、すべての施設にわたって、ご負担をいただくような、近々そういうことに取り組んでいくという考えは持っておりません。

ただ、中身としていような論議を、これから17年度特に行政改革あるいは機構の見直し等も含めて、来年の合併を控えて、それらのことも十分17年度中には検討はしたいというふうには考えておりますけれども、今の時点ではそこまで踏み込んだ議論にはなっていないということで、ご理解をいただければというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） ほかに質疑ございませんか。

中橋委員。

○2番（中橋友子） まず、10ページの町税にかかわってなのですけども、今年の町民税については、

均等割がこれまでの2,000円から1,000円アップになって3,000円になっていますね。

それで、もう一つは増税なのですが、もう一つは今年の中から、今まで実施されていた定率減税、この住民税の中の15%の減税が行われていたものが、半額、7.5%に引き下げられるということもありまして、住民側からとしては税の負担が増えるということになるかと思えます。

町側にとっては、収入増ということにもつながってはくるとは思うのですが、このところの税改正によって、住民の税負担が数万円から数十万円という形で引き上がっているということが、大変生活を圧迫しているというふうにもいろいろ声が出されています。

そこで、この歳入の予算の中で、町民の負担、今年度は、前年度に比較して、税がどのぐらい負担が多くなっていくのか。その辺を押えておられましたら説明してください。

○委員長（野原恵子） 税務課長。

○税務課長（久保雅昭） 地方税法等の改正による関係でありますけれども、均等割につきましては、16年度のときに、今、委員おっしゃられたような改正がありました。

今回、17年度につきましては、今まで配偶者にかかっていなかった均等割が新たにかかるようになるというようなことで、それについては、今年度については、その3,000円のうちの半額、1,500円。18年度から3,000円というような形になっております。これにつきましては、今回、約1,800人程度というふうに推定をしております、これによる影響額は270万円ほどではないかなというふうに思っております。

それから、特別減税の関係でございますけれども、これにつきましては、今、情報としては15%が7.5%というようなことでできておりますけれども、最終的には、今現在、国会の方で審議をされているというような状況であります。

ですから、それが通りますと、7.5%というようなことになるのでしょうけれども、これの実施年度につきましては18年度が予定されております。18年度が半額、19年度で全廃という、そのような予定というふうに聞いております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 一人当たり、確定しているのは当面1,500円で、これが3,000円になっていくということですね。270万総額ということですが、これが上がることによりまして、このさまざまな、さらに所得税のこともありますので、住民の負担が非常に大きくなっていくのですが、それが、納税では今までご苦労なされてきて、いろんな対策をとってこられているのですけれども、なかなか厳しい現状があると思うのですよね。

そういう中で、ひとつお尋ねしたいのは、ちょっとわからなくて何う部分もあるのですが、今、税についてはそれぞれ個人に納めていただくのですが、企業のご協力をいただいて、給与から引いていただくという形もとっていらっしゃるんですよね。これは今、企業に対してどんな働きかけをされて実施されているのか。それと、その企業によっては、同じ企業であっても、それを実施している町村、住んでいる町によってそういう手立てをとっているところとないところがあるやにも聞いています。

そんなこともありまして、うちの町としては、どのような働きかけをやって、現実はどういうふうにも実施されているのか。そういう企業の協力をいただいている状況は増えているのか、減っているのか、伺います。

○委員長（野原恵子） 税務課長。

○税務課長（久保雅昭） 給料から引くということは、特別徴収というような形になるかと思えますけれども、税務署の方でまず主催をしております年末調整説明会というのがございまして、そのときに各事業所が集まってきます。そのときに、町の方としてはその文書の中に、特別徴収のお願いというような文書を入れまして、事業所に対してお願いをしているというのが現状であります。

ただ、特別徴収については、すべてができるということでは、なかなかないということもありまして、例えば、季節の方ですと途中で給料がなくなりますので、そういう場合にはできないですとか、あるいは小規模な事業所については、なかなか協力するのが難しいというようなこともあってできな

いということもありますけれども、おおむね大きな企業については協力をしていただいているというふうを考えております。

事業所の数については、おおむね大体、ちょっと件数が、15年度のベースですけれども1,273事業所が特別徴収していただいているという状況です。

大体、毎年このぐらいの事業所の数で推移をしております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 当然相手のあって成し得ることだと思いますので、これが納税にとっては、納めていただく手法としては、大変有効といたしますか、納める側も、あるいは受ける側についても非常にありがたい制度だというふうには思うのですね。

これが、その勤めているところによって、簡単に言えば、帯広は引いてもらっても幕別は引いてもらえない。引っ越ししたらできなくなったとかそういう事例を多々聞くものですから、そういうときに、うちの町からのその働きかけの度合いによって変わってくるのかなというふうな思いもしたのです。

今、伺いますと、税務署の方からそういう、一斉に文章を出すときに、我が町でもお願いしますという要請をしているということなわけですけれども、それで、この事業所の数は1,753、これが、今、過去から見てもあまり変わらないのでしょうか。やっぱりきちっと働きかけて、そして協力していただけたところには、協力していただく姿勢をきちっと示していくことが大事ではないかなというふうに思うのですけれども、そのことが、この事業の数を増やしていくことにもつながると思うのですけれども、いかがですか。

○委員長（野原恵子） 税務課長。

○税務課長（久保雅昭） 働きかけといたしますか、例えば、帯広の方で引かれていたのに、幕別で引くことができないという、私はそういうことはないというふうには思っていたのですけれども、もし、そういうことがあったとすれば、今後、これは十分に事業所にお願いをして、同じように特別徴収できるようにしてまいりたいというふうに思っております。

それから、特別徴収については、最近なかなか事業所も厳しいというようなこともありまして、今まで通年で雇用されていた者が、季節になったりとか、そういうような状況から、なかなか一方では増える事業所もあって減る事業所もあるというようなことで、なかなか伸びていかないというのが現状なのかなというふうにも思っております。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） ほかに質疑がないようでございますので、一般会計歳入につきましては、以上をもって終了させていただきます。

この際、14時15分まで休憩いたします。

13:59 休憩

14:14 再開

○委員長（野原恵子） 休憩前に続きまして会議を開きます。

次に、一般会計の歳入、歳出にかかわります総括質問をお受けいたします。

豊島委員。

○1番（豊島善江） 1点だけお聞きしたいと思います。

実は、これは平和のことについてちょっとお聞きしたいのですけれども、どこにもかわるのだけ予算化されていないということで、総括でお聞きしたいと思います。

一般質問のときにも少し触れさせていただいたのですけれども、ちょうど今年が戦後60年、併せて被爆60年のそういう年でもあります。

先日、資料を手にしたのですが、この資料の中に、平和主張会議、ご存知だと思うのですが、会長が広島市長の秋葉さんが会長になっている平和主張会議というのがあるのですが、この平和主張会議が日本非核宣言自治体協議会会員様ということで、それぞれの自治体に向けてのお願いの文書を出しているのです。

その中で、核兵器廃絶のための緊急行動ということで、今年が60年ということで、記憶と行動の1年にしたいということで、それぞれの自治体でそういうイベントをできるだけ多く実施してほしいというそういうようなお願い文書が出されています。

それで、幕別町も平和非核宣言ということで、これまでもいろんな取り組みしてきたのですが、この平和主張会議のこういう文書が実際に幕別町にも届いていて、具体化されているのかということをお聞きしたいのと。

それから、もう一つ併せて、これまでも図書館の中だとか、それから支所やなんかでパネル展をやったり、平和図書館の取り組み何かもされてきましたけども、より一方向的に行うだけではなく、平和団体とも共同しながら進めていく町民のいろいろな声も含まれたイベント何かもある必要があるのでないかなと思って、お聞きしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 町長。

○町長（岡田和夫） お話しありました主張会議の案内については、ちょっと私見ていないので詳しいことはわかりませんが、どういう中身か、あるいは非核宣言をした町というのは、私どものみならず、十勝管内でも相当数ありますので、そうした皆さん方の意見も聞きながら対応していきたいと。

おそらく8月15日か何かに向かってのことなのだろうというふうにも思いますけれども、それらも含めて、ちょっと時間をいただく中で検討させていただきたいというふうに思います。

それから、今までも平和のパネル展、あるいは原爆のいろんな悲惨な写真展、あるいは図書館での平和図書館の公開ですとか、いろいろなことをやってまいりました。

これからもうそういったことが続けられるかどうか、これからもいろいろ研究しながら、さらに深めていくことが大事なのだろうと思いますけれども、お話しありましたそうした団体との共同といいますか、あるいは連携といいますか、そういったものについては、なお、ちょっと時間をいただく中で、協議をさせていただきたいと。

正直いって今までそういう話は実際にいただいたことはないわけでありまして、こちらからももちろん話しかけた経緯もないわけでありまして、どういった団体とどういったことができるのか何かについては、少し研究をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（野原恵子） 豊島委員。

○1番（豊島善江） わかりました。これまでもやってきたということは私もわかっていますし、ただ、やる方向として、例えば、帯広市何かでは、子どもの平和の絵を募集したり、一緒に取り組むということをやっているのですよね。

だからそういうことも含めて、ぜひ検討していただきたいし、できればそういう平和の予算もとっていただいて、例えば、原爆パネルなんか学校に貸し出しをするだとか、そういう点でもそういう平和予算というものは必要ではないかなと思うのですよね。

広島や長崎や、原爆を落とされたところですから、そういうのに力を入れているのだと思いますが、そういう自治体できちんと予算を組んで、そういう取り組みを行っているところもたくさんありますから、そういうこともぜひ研究していただきたいと思いますので。

○委員長（野原恵子） 答弁はいいませんか。

ほかに。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 2点についてお尋ねしたいと思います。

1点目は、全款にかかわります臨時職員の、特に賃金なのですが、待遇の問題についてお尋ねした

いと思います。

先ほどの職員の質問とも連動するところはあるのですが、町業務執行に当たってはかなりの臨時職員の方たちが一緒に働いていただいで推進されているのですが、この臨時職員の賃金については、積算の資料によりますと、8部門に分かれておりまして、この間、同じ金額で推移されてきたかと思えます。

ただ、大工さんとか、土木作業員の方ですとか、軽作業ですか、一部引き下げが行われてきたと思うのですが、その実際にそういうふうに行われてきていると思うのですが、ただ、ここの日額に賃金で出ていない待遇といいますか、常雇については、一時金などの支給もあったと思いますし、また、保険の加入などもされていると思うのですが、そういった点で、後退してきているというように聞いております。実態について、まずお伺いをしたいと思います。

それから、全体の財政、大変厳しいということで、今、歳入歳出全般にわたっての説明があったところなのですが、特に財政を確保するという点では、先の一般質問でも町として新しくいろんな企画をしながら、予算を獲得していくことが大事だということもお話しをさせていただきました。

それで、その中で、これまで新しい交付税という形ではなくて、財政が削減されてきている一方で、困難な自治体が特に起債が認められていって、それを運用していくような手法も開始されているように聞いております。

そんなことについても、どのように今年度の予算の中では取り扱ってこられているのか伺います。

さらに、起債そのものは今年度の予算の中では、全体では一時のものがなくなったというのでもあって下がってはきているのですが、まだまだ借金が多い状況は変わらないと思うのですよね。

これまでも繰上償還などは取り込んでこられてきたところなのですが、今年は予算の中でそれはどのぐらい位置付けされておりますか。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（菅好弘） まず、1点目の臨時職員の賃金でございますけども、確かに一部の見直しというのは行われる部分ありますが、平成16年、17年、15年もそうだと思うのですが、ほとんど同じ金額で推移をしております。

ただ、中においては、雇用形態が若干変わる部分がありまして、雇用形態と申しますのは、今まで1日という形で臨時さんをお願いをしたという部分が、時間制にお願いをするというようなことを導入したところが若干あります。

そんな形の中で、私どもの方としましては、一定の基準に満たされた方については社会保険、雇用保険、そういったところにはすべて加入するように対応はさせていただいているところでございます。

それから、起債の対応でございますけども、できるだけ有利な起債を使用するというような考え方については対応しております。

例えば、今年、地域イントラネットだとか、それから合併が見込まれるというようなことで、合併推進債ですね、電算の機器導入だとか、こういったところについては、そういう有利な起債で対応するとか、または地域再生事業というようなことで、約8,000万円近くですけども、こうした事業債を計上するとか、そのようなことで財源の確保については取り組んでいるところでございます。

債務の残高につきましては、過去にも町長の一般質問の中でもあったかと思うのですが、ピーク時を中心にいたしまして、約25億程度の残高が減少しているというような状況になっておりまして、今後もそういったような形で、残高については減少する方向に向けて努力をしているところでございます。

また、繰上償還につきましては、なかなか国の方の方針もありまして、起債の中にはいろいろあるのですけれども、公営企業債だとか政府債だとか、一般市中銀行から借りる縁故債とか、いろいろあるわけなのですが、今のところ、ほとんど利率については、政府債を除いては、低利なものに借換えをしてきておりまして、今年については見込めるものがあるかどうかというのは微妙なのですが、ただ、一方で水道事業関係だとか下水道事業、こちらの方では、今まで下限が7%のものについては借

換債ができるというようなものがあつたわけですが、これが今年6%まで下がると。これは公営企業債についてのみなのですが、そのようなことで拡充をしたいという方針が出てきております。

ただ、幕別町におきます、今、一覧表を見ていらっしゃると思いますけれども、その中の6%以上がすべて該当なのかとなりますと、私たちは要望するわけなのですが、国の予算の範囲の中で確定していくということになりますので、できるだけ多くの借換えができるように要望はしていきたいというふうに考えております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 借換えの方については、では今年はまだどれが該当するかということもあるので、未定というか見通しとしてはないということなのではないでしょうか。

確かに6%まで下がった。これははっきりしたのですが、公営企業ですね。少ないですけども一般会計の部分でも、今5%を超えたらかなり高利率だと思っておりますけれども、たくさん残っていますよね。こういうものが、順次解決されていって、現状にあつたような形で極力持っていくことが、健全財政をつくっていく一つの要になってくるのではないかと常に思っていたのですよね。

ですから、その取り組みが、今年もどんなふうになされていくのか、その辺、伺いたかったのです。

それと、臨時職員の賃金のことなのですが、今、臨時職員の方は1日1日の雇用ですとか、常雇といいますか、半年半年で更新されて1年、あるいは季節保育所の保母さんのように一定期間限定されてというのがあつたと思うのですが、それぞれ、例えば、一時金が出されていたそういう常雇の人たちも、そういうのがなくなりました。日額は変わらないのだけれども、実際に働いていただく収入は、トータルとして下がってしまった。そういう現状がある。

もう一つは、保険なども、1カ月満度に働けるときには、確かに今課長がおっしゃられるように、きちっと適用されてきたのだけれども、日の途中で終わったり何かする場合がありますよね。そういう場合には、これまでではきちっと月末まで保険にも加入は町としてしてくれたと。しかし、今はそうではなくなったというようなことで、全体としてその条件が下がっているというふうに伺っているのですよね。

職員の方もいろいろ寒冷地手当とか住宅手当とかどんどん下がってきていますから、そういう点では、そういう影響が臨時の方にも出ているのかなというふうに思うのですが、もともと臨時の方たちは、同じ仕事をしながらも、特にそういう保母職ですとか、そういう点では同じ仕事をしながらも保障が低いというそういうその状況でありましたよね。

だから、ぜひそれはキープしてもらいたい。保ってもらいたいという思いがありまして、現状とその姿勢について、伺いたいと思います。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（菅好弘） ご質問の順番がちょっと前後しますが、まず一つ、借換債の見通しなのでございますが、これは4月以降に、水道事業、下水道事業それぞれ基準が示されます。下水道事業でいけば、高資本費対策団体ということに指定されるかどうか。これは有水量だとかいろんなものの、汚水単価だとかもありまして、水道の方についても、高料金団体に指定されるかどうか。

この一定の基準を満たすかどうかというのは、これから国の方で毎年見直しがされてきますので、どれぐらいの料金体系で立てていくのか。これを今見守っているところでございますけれども、これに該当すれば、積極的に全額でも借換えできればという期待はしているところなのですが、今、それを待っているというので、見通しがちょっと申し上げられないというところです。

それから、臨時職員の賃金につきましては、一時金ということでございますけれども、一時金を廃止する段階で、日額単価を引き上げると、このような対応を過去に取らせていただいている次第であります。

過去につきましては、例えば、10カ月勤務した方についてはそのぐらいというような基準がありま

して、あったことは過去にはありますけれども、それを廃止する段階では、日額単価の方にそれを上乗せする形で見直しをかけたという過去の経過がありますので、この辺についてはご理解をいただければというふうに思います。

また、社会保険の方につきましては、私たちの方としては、全員加入していただければという考えでいるのですけれども、例えば、1週間五日以上の勤務で30時間以上とか、そういう社保に加入するのに当たっての基準というのが設けられております。

どうしてもパートでお勤めになられる方については、これに該当しない場合というのがあるものから、なかなか加入できないという問題もありますけれども、極力、こういったことをクリアできるような形で、私たちも対応したいということで考えてはいるわけなのですが、勤務体系だとか、どうしても働く日数だとか、その辺の違いによっては、若干対応にならない方も出てきているのは事実でございます。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 起債の方は、新年度の確定された段階でということですから、ぜひ、積極的な運用を期待したいと思います。

臨時職員の方の賃金などについては、働く人たちにとっては、両方きちっと、社会保険にも加入をして、そしてできれば失業などにつながっていく姿が一番望まれるところだと思うのですよね。

努力されるということでもありますから、過去にはずっとそういう対応をとっていただいていたというのですが、しかし、この数年、この厳しい状況の中で、そうではなくなってきたのだということなのですね。だから、これもさっき言ったような全体の削減の中の一つかなというふうにみたのですが、そこをぜひ極力雇用の始めと終わりがあって、その設定によって変わってくるのだと思いますので、不利益を被らないような設定を描いて、極力そういうふうにならないようにつなげていただきたい。

いかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（菅好弘） できるだけ不利益にならないようにということで、私たちも2月に臨時職員の方の募集をさせていただいて、そして年間の配置計画をする中で、できるだけ途切れないように、部署は変わっても、できるだけつながるような形をとりたいという考え方をもちまして、ある一定期間を勤めていただけるような工夫はさせていただいているところでございます。

できるだけ、これからもそのような考え方ではおりますけれども、なかなかそのような状況も、一方ではあるものですから、その辺もご理解いただければなど。

○委員長（野原恵子） あと、ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） ほかに質疑がないようでございますので、一般会計総括質問につきましては、以上をもって終了させていただきます。

これより、特別会計の審査に入らせていただきます。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

議案第2号、平成17年度幕別町国民健康保険特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 議案第2号、平成17年度幕別町国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開きください。

歳入歳出の款項の区分は第1表歳入歳出予算のとおりであります。予算総額は、歳入歳出それぞれ23億6,000万6,000円で、前年度に対しまして147万8,000円、0.1%のマイナスと、ほぼ前年同額となっております。

歳入歳出事項別明細につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

18ページであります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額5,815万7,000円であります。本目は、一般職6人の人件費のほか、国保事業全般にかかわる事務経費を計上しております。今年度は9月に行います被保険者証の更新にかかわる経費を計上しておりますことから、今回は、紙製のちょっと薄かった保険証なのですが、それをプラスチック素材とした被保険者証に変更することといたしております。

20ページであります。

2 目連合会負担金、本年度予算額70万9,000円であります。本目は、北海道国保連合会並びに道連合会十勝支部の運営負担金であります。

2 項徴税费、1 目賦課徴収費、本年度予算額481万3,000円あります。本目は、国保税の賦課徴収に係る経費を計上してあります。

21ページをご覧ください。

3 項運営協議会費、1 目運営協議会費、本年度予算額65万9,000円あります。本目は、国保運営協議会委員9人の報酬等の経費を計上してございます。

22ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、本年度予算額9億1,000万円あります。平成16年度の実績見込みを勘案いたしまして、平成16年度と同額を計上いたしております。本目は、一般被保険者の医療機関での受診に対する診療報酬の支払い、いわゆる現物給付にかかわるものでございます。一般被保険者6,140人と一人当たりの給付額を14万8,208円と見込んでおります。

2 目退職被保険者等療養給付費、本年度予算額4億2,500万円あります。一般被保険者療養給付費と同様に、平成16年度の実績見込みを勘案いたしまして、16年度と同額を計上いたしております。本目は、退職被保険者の現物給付にかかわるものでございます。退職被保険者を1,526人、一人当たりの給付額27万8,506円と見込んでいるところであります。

3 目一般被保険者療養費、本年度予算額1,300万円あります。本目は、一般被保険者が柔道整復術の施術を受けた場合の場合や、補装具を購入した場合の償還払い分、いわゆる現金給付にかかわるものでございます。

4 目退職被保険者等療養費、本年度予算額600万円あります。本目は、退職被保険者の現金給付に係るものでございます。

23ページであります。

5 目審査支払手数料、本年度予算額470万円あります。本目は、診療報酬明細書にかかわる資格審査並びに医療費の支払等の事務に要する費用であります。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、本年度予算額9,300万円あります。

2 目退職被保険者等高額療養費、本年度予算額4,100万円あります。

24ページをお開きください。

3 項移送費、1 目一般被験者移送費、本年度予算額10万円あります。

2 目退職被保険者等移送費、本年度予算額10万円あります。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金、本年度予算額1,620万円あります。本目は、被保険者の妊娠4カ月を超える出産に対しまして、1件当たり30万円を出産育児一時金として給付するものであり、54件分の予算を計上いたしております。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費、本年度予算額160万円あります。本目は、被保険者が死亡した際に、その被保険者の葬祭を行うものに、葬祭費として1万円を給付するものであります。160件分を計上いたしております。

25ページであります。

3 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金、1 目老人保健医療費拠出金、本年度予算額 5 億 4,429 万 3,000 円であります。本目は、幕別町の国民健康保険の被保険者のうち、老人保健制度で医療を受けられる方の医療費に係る保険者負担分であり、社会保険診療報酬支払基金へ拠出金であります。制度改正によりまして、保険者負担を 7 割から 5 割に引き下げる措置がなされているところでありますが、この措置により、前年 10 月の診療分からは、保険者負担は 58%、今年度の 10 月からさらに 4 ポイント下がり、54% となり、国保財政にとっては大きな好転要因となっております。しかしながら、前年度の拠出金は、対前年度比 14.5% と大きく減額となりましたが、今年度は、対前年度比 1,590 万 5,000 円、2.8% のマイナスにとまりました。

2 目老人保健事務費拠出金、本年度予算額 810 万 4,000 円であります。本目は、幕別町の国民健康保険の被保険者のうち、老人保健制度で医療を受けられる方の医療費の審査支払に要する費用に係る拠出金であります。

26 ページをお開きください。

4 款介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金、本年度予算額 1 億 5,551 万 4,000 円であります。本目は、幕別町の国保被保険者のうち、40 歳から 64 歳までの介護保険第 2 号被保険者にかかわる介護保険料負担分を介護納付金として社会保険診療報酬支払基金へ納付するものであります。

全国的に要介護者が増加していることから、介護費用が増大し、一人当たりの負担額が 8.5% 増額されたことによりまして、前年度に比較いたしまして 1,330 万 1,000 円、9.4% 増額となっております。

27 ページでございます。

5 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金、本年度予算額 6,094 万 8,000 円であります。本目は、高額医療費の発生による財政運営の不安定を緩和するため、国保連合会が実施主体となっていく再保険事業に、道内の市町村が拠出しているものであります。平成 14 年度の制度改正によりまして、平成 15 年度から 17 年度までの時限措置として、高額医療費共同事業の拡充制度化が図られたことから、この拠出金に対しては、国と都道府県が 4 分の 1 ずつ費用の負担を行うものとされております。

2 目その他共同事業拠出金、本年度予算額 3,000 円であります。本目は、各共済組合が国保中央会との契約に基づき実施しております各保険者の退職医療事業にかかわる年金受給者一覧表の作成及び送付に要する費用の事務費を拠出するものであります。

28 ページであります。

6 款保険事業費、1 項保険事業費、1 目保健衛生復旧費、本年度予算額 388 万 3,000 円であります。本目は、健康の保持・増進を目的とした保健事業や、医療費通知に要する経費を計上しております。今年度は被保険者証の更新の際に同封するパンフレットの経費を見込んでおりますことから、前年に比較しまして、60 万 2,000 円増となっております。

29 ページであります。

7 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目基金積立金、本年度予算額 1,000 円であります。

30 ページであります。

8 款公債費、1 項公債費、1 目利子、本年度予算額 5 万円あります。本目は、一時借入金の利子を計上しております。

31 ページであります。

9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金、本年度予算額 150 万円あります。

2 目退職被保険者等保険税還付金、本年度予算額 5 万円あります。

3 目償還金、本年度予算額 2,000 円あります。

4 目一般被保険者還付加算金、本年度予算額 1 万円あります。

32 ページであります。

5 目退職被保険者等還付加算金、本年度予算額 1 万円あります。

2項貸付金、1目貸付金、本年度予算額60万円であります。本目は、幕別町社会福祉協議会に対する貸付金であります。

33ページであります。

10款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額1,000万円であります。

引き続きまして、歳入について、ご説明申し上げます。

6ページでございます。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額7億6,940万8,000円であります。

2目退職被保険者等国民健康保険税、本年度予算額1億4,734万9,000円あります。

7ページであります。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、本年度予算額5億6,777万2,000円あります。本目は、一般被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費及び老健拠出金並びに介護納付金にかかわる国の定率負担分ですが、このたび、国の三位一体改革におきまして、都道府県財政調整交付金が導入されましたことにより、国庫負担の見直しがなされ、平成17年度は国庫負担割合が40%から36%にされたところであります。

2目高額医療費共同事業負担金、本年度予算額1,523万6,000円あります。本目は、高額医療費共同事業拠出金にかかわる国の負担分4分の1でございます。

8ページであります。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金、本年度予算額1億70万円あります。本目は、市町村間の国保財政力の不均衡を調整するために、国から交付されます財政調整交付金を計上しておりますが、国の三位一体改革により、国費の予算総額ベースでは10%から9%に減額となっておりますが、予算計上に際しましては、過去3カ年の実績をもとに、3カ年平均の10分の9を見込みまして、昨年まで交付されておりました特別対策補助金は三位一体改革に今年度から一般財源化され、廃止となったものであります。

9ページであります。

3款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金、本年度予算額3億9,334万5,000円あります。退職被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費並びに老健拠出金の財源として、社会保険診療報酬支払基金より交付されるものであります。

10ページであります。

4款道支出金、1項道負担金、1目高額医療共同医療費共同事業負担金、本年度予算額1,523万6,000円あります。高額医療費共同事業拠出金にかかわる道の負担分であります。

2項道補助金、1目財政調整交付金、本年度予算額7,100万円あります。これも三位一体改革により本年度から導入され、都道府県負担金ですが、今年度は同額ベースで5%とされておりますが、詳細につきましては現段階では示されておりませんが、国の定率負担の減額相当分4%を参考に見込み計上いたしました。

2目国保財政健全化対策費補助金、本年度予算額100万円あります。北海医療給付事業費の事業の実施に伴って生じる医療費の波及増加分にかかわる保険税相当額に対する補助であります。道の財政再建プランにおいて大幅な減額が見込まれましたことから、前年度の半額を計上させていただきました。

11ページをご覧ください。

5款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金、本年度予算額4,900万円あります。高額な医療費の発生による財政運営の不安定を緩和するため、国保連合会が実施主体となつて行う再保険事業ですが、平成14年度の制度改正によりまして、高額医療費共同事業の拡充・制度化が図られ、70万円を超える高額な医療費に対し、その超える6割が交付されるものであります。

12ページであります。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、本年度予算額1,000円であります。

13ページであります。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額 2 億2,924万1,000円であり
ます。本年度に比較いたしまして、481万2,000円、2.1%のマイナスであります。

1 節保険基盤安定繰入金、保険税軽減分は、国保法の規定に基づき、低所得者に対して実施する国
保税の減額、いわゆる 7 割、5 割、2 割軽減の軽減相当額のうち、一般被保険者にかかわる額を繰り
入れるものであります。これまでは国が 2 分の 1、道及び市が 4 分の 1 負担でありましたが、これも三
位一体改革により、国の負担がなくなり、道が 4 分の 3 の負担となったものであります。

2 節保険基盤安定繰入金保険者支援分は、平成14年度の制度改正の中で新設された国保財政の基盤
強化策で、低所得者を多く抱える保険者を支援し、中間所得層を中心に保険税負担を軽減するため、
平成15年から17年までの時限措置として、保険基盤安定制度の拡充を図る内容であります。前年度の
一人当たりの平均保険税収納額の一定割合を、保険税が減額されている一般被保険者に応じ、国保特
会へ繰り入れるものであります。国が 2 分の 1、道及び市が 4 分の 1 ずつ負担するものであります。

3 節職員給与費等繰入金は、国民健康保険特別会計に対する一般会計からの繰出基準に基づき、国
民健康保険の事務に要する人件費並びに物件費を繰り入れるものであります。

4 節出産育児一時金繰入金も同様に繰出基準に基づき繰り入れするものであります。1 件30万円の
3 分の 2 相当額を入れるものであります。歳出の予算は54件分、1,620万円分の 3 分の 2 の1,080万円
を繰り入れるものであります。

5 節財政安定化支援事業繰入金、同様に繰出基準に基づき、国保の健全化並びに保険税負担の平準
化に資するための繰入れであります。

6 節その他一般会計繰入金は、国保特会の財政状況に鑑み、一般会計で実施しております重度心身障
害者医療費、いわゆる福祉医療費に実施にともないます、これに生じます波及医療分を保険者負担分
相当額と医療費の審査支払手数料相当額を繰り入れるものであります。

14ページであります。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度予算額1,000円であります。

15ページであります。

9 款諸収入、1 項延滞金及び過料、1 目一般被験者延滞金、本年度予算額1,000円であります。

2 目退職被保険者等延滞金、本年度予算額1,000円であります。

2 項預金利子、1 目預金利子、本年度予算額1,000円であります。

16ページであります。

3 項貸付金元利収入、1 目貸付金元利収入、本年度予算額60万円であります。本目は、社会福祉協
議会への貸付金の償還元金収入であります。

4 項雑入、1 目滞納処分費、本年度予算額1,000円であります。

2 目一般被保険者第三者納付金、本年度予算額1,000円であります。

3 目退職被保険者等第者納付金、本年度予算額1,000円であります。

4 目一般被保険者返納金、本年度予算額10万円であります。

17ページであります。

5 目退職被保険者等返納金、本年度予算額 1 万円であります。

6 目雑入、本年度予算額1,000円であります。

以上で、国民健康保険特別会計予算の説明終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わったところでありますけれども、この際、15時10分まで休憩をいた
します。

○委員長（野原恵子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

豊島委員。

○1番（豊島善江） 3点お聞きしたいと思います。

1点目は、先ほど説明にありましたが、国の三位一体の改正の中で、国の定率国庫負担が40%から36%になったということと、財政調整交付金が10%から9%に、そしてその分を都道府県から市町村への調整交付金を創設をして、そしてそこが負担をするということで説明がありました。

今回、その国が減らした分、道から入ってくるわけですが、これが減らした分そのままきちんと入ってくるという予定をして予算を組まれたのかどうか、その辺のことをまず一つお聞きをしたいと思います。

それから、2番目については、これはいつも取り上げてきているのですが、国民健康保険制度、医療の問題では、とりわけ命にかかわる制度ということで、入っている加入者全員に保険証もきちんと渡すべきだということで質問をしてみました。

所管事務調査などでも、この実態についてはいろいろお聞きをしています。

そして、機械的なそういう保険証を取り上げたり、機械的に資格証を渡しているのではないのだということもお聞きをしてくれています。

それで、今年度の国保の会計に当たって、加入者全員に保険証を基本的に交付するのだという、そういう姿勢にあるのかどうかということ、まずお聞きをしたいと思います。

それから、2点目には、これもこれまで取り上げてきましたが、独自に行っている減免のことです。

帯広市でこれがずっと長い間行われてきて、独自の申請減免もいろいろ改定されて、今に至っているというふうにも聞いています。新たに芽室町でも申請減免ができるようにということで、整備しようというふうな方向に行っているということも聞いています。これはやはり地方税法に謳われておりますし、きちんと実行できるような内容に、私はすべきだと思うのですが、そのことについて、伺いたいと思います。

○委員長（野原恵子） 国保医療係長。

○国保医療係長（伊藤博明） まず、三位一体改革の関係でございますが、詳細はかなり新聞報道等でもされておりますので省略させていただきますが、結論から申しますと、国の定率負担、40から36になったわけですが、その分4%のマイナス分が、北海道の調整交付金が5%なわけですけども、5%のこの調整交付金につきまして、国から私どもにいただいている通知は、予算計上に当たっては3%計上しないさときているわけですが、そうしますと、定率4%を3%にしますと、1%分少なくなってしまうので、実際には国の4%マイナスになった分を加味して、道の調整交付金を計上しております。

これらについては、国ではこれからガイドライン等をつくって、最終的には北海道が9月の定例会に条例を提案するというようなことで、中身が全く示されておりませんので、とりあえず数字上は過不足なく計上をしております。

それと、資格証、短期証につきましては、これは従来から繰り返しておりますとおり、基本的に当然全員の方に保険証をお渡しするという姿勢に変わりはありません。ですから、資格証に関しましても、対象としましても、来庁いただいて、ご相談をさせていただいて、場合によっては生活保護部局とも協議して、生活保護のご利用をいただくといったらおかしですけども、生活保護の方に紹介するというケースもあります。

ですから、必ずしも収納対策ばかりではなくて、被保険者の支援という視点からも資格証を活用してまいりたいと考えてはいます。

独自減免につきましても、これも従来から繰り返しておりますとおり、個々具体的な対応をしてみたいということで、一律の減免基準をつくる考えは持ってございません。

○委員長（野原恵子） 豊島委員。

○1番（豊島善江） 1点目はわかりました。

2点目の全員に資格証ということで、基本的には全員に渡すということでもありますね。それで、この資格証については、相談体制をとっていることや、それからきちんとこういう相談に来られてお話をされている方には渡しているということも、これまで伺ってきました。

実態なのですが、実際に私なんか偶然わかったことなのですが、資格証を持っていないという方に何人が遭遇したことがあるのですよね。そういう方たちの話を聞きますと、相談に行って、役場の担当の方はきちんと相談に乗ろうとして対応はしていたのだろうとは思いますが、そういう言い方に非常にカチンときて、それ以来行かなくなったということだとか、それから、具体的に言いますと、家を持っているのではないかだとか、それから生命保険に入っているのではないかだとか、さまざまなことを言われて、それでそんなに言うのだったら、もうそれはいらないとって帰ってきてしまって、もう年何も払えていないという方なんかにも偶然お会いしたのですよね。

そういうことを考えますと、機械的に渡してはいないのだけども、もっともっとそういう思いがきちんと町民に伝わるような、やはり人対人ですから、そういう対応というのも、私は非常に大事なことなのではないかなというふうに思うのですが、そのことはどうでしょうか。

それから、もう一つ、独自の減免なのですが、これもこれまでと同じで、具体的な対応で相談させていただくということで繰り返しそういうふうに述べられているのですが、実際にはこういう減免ができるということが書かれていながら、実際に減免された方たちはいないのですよね。

だから、いないということは、何というのですか、書かれているということは、やっぱり必要だから私はこういう地方税法にも書かれているのだと思うのですよね。そうなりますと、やはり帯広だとか芽室のように、ある程度のやはり基準というのは設ける必要があるし、そのことによって、やはり払える保険料になっていくのではないかなと思うのですね。

その辺、もう一度答弁お願いしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 国保医療係長。

○国保医療係長（伊藤博明） 私どもも滞納者の方と接する際には、当然言葉遣いにも気を付けて、失礼のないように対応しているつもりではございますが、もしそのように思われた方がいるとすれば本当に反省しなければいけないと思っております。

いずれにしましても、現場で現実にお話しをする際には、一番多いのが、今まで社会保険を喪失してから、ずっと無保険状態だった方が、1年度2年度に病院にかかりたいから今日から入れてくれと来る方が窓口が多いのですね。

でも、それは国民皆保険制度のもとで日本はやっていますので、社会保険の資格が喪失した時点で遡って、地方税法の3年時効がございますから、5年、10年を遡ることはないわけですが、ご負担くださいというと、いや今日からだと。本当にそれは2時間も3時間も話す方もいるのですが、そういうようなケースで、もしかして私の態度がそういうふう感じられたのだとしたら、反省しなければならないのかなと思っておりますけれども、いずれにしましても、対応につきましては、今後とも十分気をつけてまいりたいと思っております。

それと、独自の減免につきましては、まずいきなり減免を実施するのではなくて、減免する際には当然収入がなくなった場合、減少した場合ということがありますが、場合によっては預貯金をお持ちの方という方もいらっしゃるわけですが、我々がそこまで調査をして、なかなか減免を実施することが困難なことから、まずはお話を、当座3カ月待っていただけないかとか、そういうケースはございます。

それから、さらに本来は1年分10万円の税金のところを、とりあえず月3,000円ずつなら払えるわと言って、3万6,000円納めもらっているケースもありますので、こちらとしては何とかその辺をご理解

をいただいて、いきなり減免という形にはもっていかないように、ご相談といいたまいますか、をしているというのが現場の実態でございます。減免した分は当然として他の方にはね返ってくるわけですので、慎重にといいたまいますか、個々に対応しているところでございます。

○委員長（野原恵子） 豊島委員。

○1番（豊島善江） いきなり減免ということではなく、個々に対応しながらということでした。それは納税相談の中で、そういうような対応をされていくというのは、私もそれはわかります。

ただ、これはやはり私は制度として、きちんと謳っているのですから、それはそれとしてきちんとやはり整備をしていくということが必要だと思うのです。

今、言われましたけど、いきなり減免にはならないよということですが、それでは、そういう段階を経たら減免になるのかということ、そういうことにもなりませんよね。

だから、私はやはりきちんと整備をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 今、減免の話であります。今、制度的に7割・5割・2割という過去6割・4割しかなかった。これを町民の納税のしやすい状態づくりということも含めて、応納応益の見直しをしながら、7割・5割・2割という減免を制度的に整備したという部分もでございます。

それと、今、ちょっと言葉の言い方の違いだったのかなと思いますけども、減免しないということでは全然ございませんで、本当にその状態の減免が、理解される減免、当然あります。そのことの要件に当てはまれば、当然、例えば、急激な収入の減だとか、いろんな状況を個々にご相談しながら、必要なものに対してはそういう減免は当然としてご相談いたしますということでありまして。

あくまでもその条件あるのに減免は当面しませんよとか、それはちょっと言葉の、今、誤解だと思いますから、そういう意味であります。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） ほかに質疑がないようでございますので、国民健康保険特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第3号、平成17年度幕別町老人保健特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 議案第3号、平成17年度幕別町老人保健特別会計予算について、ご説明申し上げます。

39ページ、40ページをお開きください。

歳入歳出の款項の区分は、第1表歳入歳出予算のとおりであります。予算総額は歳入歳出それぞれ26億4,150万3,000円で、前年度に対しまして10万5,000円のマイナスとほぼ前年同額となっております。

平成14年10月から制度改正によりまして、老人保健で医療を受けられる方の年齢が70歳以上から75歳に引き上げられました。受給対象者数は、年々減少しておりますが、老人医療受給者対象者全体が高齢化し、一人当たりの医療費が増加している状況にございます。

それでは、歳入歳出事項別について説明申し上げます。

はじめに、49ページ、歳出からご説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額1,221万円であります。本目は、老人保健の実施にかかわる事務経費を計上しております。職員1名分の人件費と国保連合会への共同電算処理委託が主なものであります。

51ページであります。

2款医療諸費、1項医療諸費、1目医療給付費、本年度予算額25億6,800万円であります。本目は、老人医療受給者の方の医療機関での受診に対する診療報酬の支払い、いわゆる現物給付にかかわるものでございます。老人医療受給対象者は、3,100名と一人当たりの給付額は82万8,387円を見込んで、

前年同額を計上しております。

2目医療支給費、本年度予算額4,800万円であります。本目は、柔道整復術による施術を受けた場合や、補装具を購入した場合の償還払い、いわゆる現金給付にかかわるものでございます。高額医療費の償還払い分も支出しておりますが、一人当たりの支給額は1万5,484円を見込んでおります。前年同額であります。

3目審査支払手数料、本年度予算額1,027万7,000円であります。本目は、国保連合会並びに社会保険診療報酬支払基金に対して支払う診療報酬明細書の資格審査及び医療費の支払い等の事務手数料を計上しております。

52ページであります。

3款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目償還金及び還付金、本年度予算額1万6,000円あります。

53ページであります。

4款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額300万円あります。

引き続きまして、歳入をご説明いたします。

43ページであります。

1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目医療費交付金、本年度予算額15億66万5,000円あります。本目は、医療給付費及び医療支給費の財源として、社会保険診療報酬支払基金より交付されるものであります。前年に比較いたしまして、9,689万6,000、6.1%のマイナスで見込んだところであります。

2目審査支払手数料交付金、本年度予算額1,007万6,000円あります。審査支払手数料の総額から柔道整復術施術にかかわる審査支払手数料を控除した額の全額が1目と同様に、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

44ページであります。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目医療費負担金、本年度予算額7億4,342万5,000円あります。本目は、医療給付費及び医療支給費にかかわる国の負担分でございます。

45ページであります。

3款道支出金、1項道負担金、1目医療費負担金、本年度予算額1億8,585万7,000円あります。本目は、医療給付費及び医療支給費にかかわる道の負担分であります。

46ページであります。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算額2億126万8,000円あります。このうち、医療給付費分及び医療支給費分は、国・道と同様に、町として公費負担をするものであります。

47ページであります。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算額1万円あります。

48ページであります。

6款諸収入、1項預金利子、1目預金利子、予算額1,000円あります。

2項雑入、1目第三者納付金、予算額10万円あります。

2目返納金、予算額10万円あります。

3目雑入、予算額1,000円あります。

以上で、老人保健特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 質疑がないようでございますので、老人保健特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

議案第4号、平成17年度幕別町介護保険特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 議案第4号、平成17年度幕別町介護保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

59ページ、60ページをお開きください。

歳入歳出款項は、第1表歳入歳出予算のとおりであります。予算総額はそれぞれ11億8,422万6,000円で、前年に対しまして5,698万円の5.1%増となっております。

歳入歳出事項別について、ご説明申し上げます。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

80ページであります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額1,987万6,000円であります。本目は、職員2名分の人件費のほか、介護保険の一般的な経費であります。

81ページであります。

2項徴税費、1目賦課徴収費、予算額46万5,000円であります。本目は、介護保険料の賦課徴収にかかわる経費であります。

3項介護認定審査会費、1目東十勝介護認定審査会費、予算額1,583万8,000円あります。本目は、介護認定審査会の委員にかかわります報酬、費用弁償、認定審査会の運営に関する費用をはじめ、審査会を担当する職員1名の人件費及び臨時職員1名の賃金であります。東部4町で共同設置をしておりますから、3町からの負担金を均等割及び人口割に応じて計上いたしております。

84ページであります。

2目認定調査等費、予算額641万9,000円あります。本目は、認定審査会に係る前の作業に要する経費でございます。主に要介護認定を申請されました被保険者の主治医の意見書作成と訪問調査を行う臨時職員の賃金等にかかわる経費であります。

85ページであります。

4項介護運営等協議会費、1目介護保険運営等協議会費、予算額57万4,000円あります。本目は、介護保険事業計画及び高齢者保険福祉計画の推進管理及び時期経計画策定に関しまして、調査及び審議をいただきます。介護保険運営等協議会の委員報酬及び費用弁償等の経費であります。

87ページであります。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費であります。この項に計上しております1目居宅介護サービス給付費から5目居宅介護サービス計画給付費までは、要介護認定におきまして、要介護1から5までの認定されたいわゆる要介護者にかかわる保険給付費であります。

1目居宅介護サービス給付費、予算額4億円あります。これはホームヘルプ、訪問看護、デイサービス、ショートステイ、グループホームなどの12種類の在宅のサービスにかかわる保険給付費を計上してあります。

2目施設介護サービス給付費、予算額6億5,000万円あります。特養・老健・療養型病床群等に入所・入院されております被保険者の介護サービスにかかわる保険給付費であります。

3目居宅介護福祉用具購入費、予算額200万円あります。入浴または排泄の用に供する福祉用具などの購入にかかわる保険給付費を計上してございます。

88ページであります。

4目居宅介護住宅改修費、予算額400万円あります。手摺りの取り付け・段差の解消などの住宅改修にかかわる保険給付費であります。

5目居宅介護サービス計画給付費、予算額3,360万円あります。ケアプランの作成にかかわる保険給付費を計上しております。

2項支援サービス道諸費であります。この項に計上しております1目居宅支援サービス給付費から4目居宅支援サービス計画給付費までは、要介護認定において、要支援に認定されたいわゆる要支援にかかわる保険給付費であります。

1 目居宅支援サービス給付費、予算額3,000万円であります。先ほど、居宅介護サービス給付費のところでご説明申し上げましたが、12種類の居宅サービスにかかわる痴呆対応型共同生活を除いた11種類の介護サービスにかかわる保険給付費を計上してございます。

2 目居宅支援福祉用具購入費、予算額50万円であります。これは福祉用具の購入にかかわる保険給付費を計上してあります。

89ページであります。

3 目居宅支援住宅改修費、予算額120万円であります。住宅改修にかかわる給付であります。

4 目居宅支援サービス計画給付費、予算額986万1,000円であります。ケアプランの作成にかかわる保険給付費を計上してあります。

3 項その他諸費、1 目審査支払手数料、予算額150万円であります。介護報酬の審査とその支払いに関する手数料を計上してあります。

90ページであります。

4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費、予算額700万円であります。利用者の1割の定率負担が著しく高額となった場合に、費用負担に与える影響を考慮し、一定額を上回らないように負担軽減を図るために、要介護者に支給する高額介護サービス費であります。

2 目高額居宅支援サービス、予算額2万円あります。同様であります。

5 項市町村特別給付費、1 目市町村特別給付費、予算額20万円あります。市町村独自の給付費として、入浴補助用具の購入を計上しております。

91ページであります。

3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、1 目財政安定化基金拠出金、予算額107万1,000円あります。財政安定化基金拠出金は、保険料収納率の低下、介護給付費の増加によって赤字となる場合に貸付や交付を行うため、国・都道府県・市町村の負担により、都道府県に設置されたものですが、市町村負担分として、15年度から17年度までの標準給付費の総額の0.1%を3年間分割して拠出するものであります。

92ページであります。

4 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目基金積立金、予算額1,000円あります。介護給付費準備基金から生じます利子等を、基金条例の規定に基づきまして積み立てるものであります。

93ページであります。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第1号被保険者保険料還付金、予算額10万円あります。

2 目償還金、予算額1,000円あります。

以上が歳出の説明でございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

63ページであります。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料、予算額1億8,779万2,000円あります。第1号被保険者5,436名、これは見込みでありますから、徴収する現年度1億8,729万2,000円と滞納分50万円あります。1号被保険者の保険料基準額は、平成15年から17年度までは、2,950円あります。

84ページであります。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目認定審査会負担金、予算額786万3,000円あります。東十勝介護認定審査会にかかわります東部3町からの共同設置負担であります。

65ページであります。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目総務手数料、予算額1,000円あります。介護保険料の情報公開等に要する経費であります。

66ページであります。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、予算額2億2,793万7,000円あります。

国が負担することとされております介護給付費の定率20%を計上したものであります。

67ページであります。

2項国庫補助金、1目調整交付金、予算額6,245万5,000円であります。市町村の介護保険に関する財政力の格差を調整するために、国から交付されます調整交付金を計上しております。

69ページであります。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、予算額3億6,469万9,000円あります。40歳から64歳までのいわゆる第2号被保険者の負担分であります。幕別町の介護給付費の32%が、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

71ページをお開きください。

6款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金、予算額1億4,246万1,000円あります。北海道が負担されます介護給付費の定率12.5%であります。

73ページであります。

7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、予算額1,000円あります。

74ページであります。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算額1億7,765万8,000円あります。1節介護給付費繰入金、1億4,246万円は、介護給付費の定率12.5%の一般会計からの繰入であります。

75ページをお開きください。

2節職員給与費繰入金、1,987万6,000円は、一般管理費に計上しております職員2名分の人件費と東十勝介護認定審査会に計上しております審査会を担当する職員1名分の人件費、972万1,000円から東十勝3町の負担分を控除した額を計上してございます。

3節事務費繰入金、1,054万2,000円は、東十勝介護認定審査会及び認定調査会の事務費であります。

4節その他繰入金、478万円は、その他の一般会計で負担すべき経費であります。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、予算額1,325万2,000円あります。3年間の財源調整のため造成いたしました介護給付費準備基金から、保険給付費へのうち、不足する見込額を取り崩すものであります。

77ページをお開きください。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算額10万1,000円あります。

78ページです。

10款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金、予算額1,000円あります。

2項預金利子、1目預金利子、予算額1,000円あります。

3項雑入、1目滞納処分費、予算額1,000円あります。

79ページであります。

2目第三者納付金、予算額1,000円あります。

3目返納金、予算額1,000円あります。

4目雑入、予算額1,000円あります。

以上で、介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 大きく2点についてお尋ねをいたします。

全般にかかかりますと、ページ数の指定はないのですが、一つは、介護保険の利用料と、それから保険料の問題です。

今年度の予算の中でどんなふうに対応されていくかということ伺いたいのですけれども。

まずは保険料の方なのですが、実は保険料そのものの改定は、今のところされていなくて、一定の料金でここまで来られたと思うのですが、改定はないのですけれども、実は税を基本にして計算され

ているので、税の方の改定が、この間どんどんありまして、特に高齢者にとりましては、高齢者の50万円の基礎の控除がなくなったということもありまして、これまで無税だった人たちが、税がかかるようになって、そういう影響で、保険料も当然5段階の区分の中で、税が無税から上がっていけば保険料も上がっていくという仕組みになっておりまして、保険料そのものが、被さってくる該当者が増えてきていると思うのですよね。

まず、その辺の実態について、お伺いしたいと思います。

それと、同じように、利用料の方なのですが、これも先の一般質問でお尋ねしました。特に今年かわるところは施設の利用者の10月からの分ということになりますから、この辺の手立てということでお伺いしたいのですけれども、先日の一般質問の中で、所得の低い人、80万円以下の人たちについては、負担が減ってくるのだけれども、それを越えた人たちの介護度によって違いますが、介護度4以下の人については、1万5,000円一律に上がっていくようになるということでありました。それから、介護度の高い人については3万円以上の負担になるということでありました。

この介護保険の施設の利用料については、他の福祉施設と違いまして、所得に応じて負担額が決まるというのではなくて、一律なのです。

ここで、これに該当する人たち、毎月毎月これまでの使用料に加算されて、1万5,000円なり3万円なりが上がっていくということになりますから、大変な負担の状況になっていくのだと思うのです。その影響がどのぐらい出てくるのか。

それと、いずれもやはり手立てが必要と思うのですが、これも先ほどの国保とはかわってくるかと思うのですが、それらの手当を今年度の中で考えていく姿勢はあるのかなということ、まず大きく1点です。

それから、2点目の質問は、これも毎回予算決算等で質問させていただいてきたことなのですが、要介護認定を受けた高齢者が障害者控除を申請して、その申請を受ける方たちが広がってきている。十勝管内全体で広がってきているということも、先日、マスコミでも報道されておりました。

ところが幕別では、意外とこれが取り上げられようになってからまるまる3年経つのですけれども、実際の利用の申請をされた方がどのぐらいいたのか、実際に適用になった方は非常に少ないです。

それで、他町村に比べて少ないのはどうしてなのだろうというようなことのやりとりもしてきたのですけれども、私は一つにはこれの周知といいますか、お知らせ広報でお知らせされているのですが、そこでもっとわかっただけ改善の手立てだとか、そういうことにも工夫をしていかなければこの状況は打開できていかないのではないかと思います。それらはどのように今年は取り組まれていくのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） まず、控除の関係でその影響といたしまして、17年度の予算の中にどのような影響が現れているかというご質問でございますけれども、今回におきましては、それは一つひとつを捉えているということではございませんので、ある従来どおりの3年間の計画どおりの中で対応してございますので、例えば、老年者控除の廃止に伴っての影響ですとか、それにかかわる詳細については加味しないと申しませうか、押さえてはいない実態であります。

次に特養の入所の関係でございますけれども、先般も一般質問の中で一つの例として特養の場合、国の方でもこの資料が持ち出されているものですから説明させていただきました。

第3期介護保険事務計画の中で、所得段階を従来の2段階をさらに細分化して、そういう意味では第1段階から第6段階までになるという計画であります。その中で新しい第3段階でしょうか、この層におかれましては、年金が80万円を超え266万円以下の方でしたでしょうか、その方におかれましては、今までが大体4万円負担であったものが5万5,000円、すなわち1万5,000円程度増えるということでありました。

確かに総体的には増える状況にありますけれども、ただ、その所得段階をもって、1割負担を定めたときに、その負担をいただくことによって結果的にその人が生活保護基準に該当するとなるとされる場

合につきましては、その負担をさらに1段階下げられるのですか。それでもなる場合には、また下に下げるといふようなことで、生活保護に陥らないような状況にまで配慮していくという方針も示されております。

そういうようなことの中で、トータルの中でも負担ができないということになれば、やはり、今、言いましたように生活保護の申請ということにもつながっていくのかなというふうに思っております。

それから障害者控除の関係でございます。これは従来も申し上げておりますけれども、障害者に準ずるといふことで控除の対象になるというわけでございますので、東部4町で協議した中でこの「準ずる」と、この言葉の重さを私ども担当の中で論議したところでございます。

結果的には医師の、医師といいましても指定医師の認定、あるいはそれにかかわる専門医師、さらには介護認定審査会の中で、例えば、医師の意見書も添付されますので、その中で知的障害に準ずると認められる場合の表現がありましたら、それは認めていくというようなことの中で、基本的にはかなり医師の診断、あるいは判定のお墨付きをどうしても考慮する方がいいだろうというようなことの中で、今現在に至っているわけでありまして。

なお、今年の2月現在では認定者が5件ございまして、これにつきましては全て特別障害に準ずるといふことになっております。その内訳といたしましては、寝たきりの方が2件、これは直接訪問する、あるいは医師の意見書の中で確認させていただいたと、さらには知的障害の方が3件と、そういうような状況もございまして。

この周知等の改善につきましては、今年も6月に納付書の配布時期がございまして、今後におきましては、介護保険の納付書をもらったときに、そういう制度もあるのだよといふことで、全部の世帯に入れていくというようにやっていたら、従来どおりの広報での周知も従来どおり対応してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 1点目の保険料の税制改定による影響についての詳細の調査はしていらっしゃるということでありました。

私はやはり実態を掴むことから政策というのはいくらも組み立てられていくのだと思うのです。確かに国の制度でありますから、それをそのまま当てはめてれば、保険料というのはいくらも決まっていってしまうといふことになっていくわけですが、やはり一人ひとりの保険者、加入者にかかわってくる一番の入口といふのはやはり保険料。これは介護保険を利用する、利用しないに係わらずにかかわってくるわけですから、その人たちが今回の改定がその人たち自身の収入には変化がない。変化がないというよりはむしろ引き下がっている実態です。いろいろな控除がなくなるわけですから。引き下がっているけれども保険料は上がっていく。これが国の今の制度の仕組みなのです。

ですから、そういうところには当然負担が増えて無理が生じてくるわけですから、そういう実態も保険を運営する町としてはきちっと押さえて、次の3カ年計画を今立てていくわけですから、そういうところに生かしていくということが大事だと思うのです。

ですから、考えていらっしゃるということですが、私はぜひ実態を調査されて次の手を打つということをお求めたいと思っておりますがどうでしょうか。

また、施設のことにつきましては、これも先ほども生保云々ということもありました。しかし、もちろんご承知の上におっしゃられると思うのですが、生保は生保で独自の基準がありますから、簡単にそこに行くということには本人が希望してもなり得ないという実態があります。制限がありますから。生保を受けるための制限がありますから。そうなってくると、やはり救済策というのが必要になってくるのではないのでしょうか。

それから、障害者控除の認定については、今、6月の納付書の発送をされるときに案内といひますか、一緒に入れる考えだということでありまして、私はこれは非常に有効な手立てだといふふうに思います。特にこれは介護保険から関わって介護保険の認定を受けた人ということ、私は申請を受けられるのではないかということ、制度の普及を求めてきたのですけれども、やはり高齢者ですよね。ですから、今

回お知らせの1月号にもお知らせされていたのを私も見たのですけれども、この4分の1の一番上のスペースにこれだけあるのですよね。なかなか見出しも「確定申告用」というところから始まりまして、障害者控除対象者認定の交付ということになっているのですけれども、本当にこれはわかりづらいですよね。

ですから、仕組みとして東部4町でつくってこられて、そこからきちっと実態に合わせながらやっていられるというのは、私は入口としては大事だと思うのです。ただ、それを受け止める町民の側の人たちにそういう体制で幕別はいるよということがわからないと、なかなか町民の方は窓口にも来られないという実態があると思いますので、送付される時に入れられるということは第1歩の前進だと思います。さらに、その広報活動の表現の仕方も含めて、より多くの方たちにきっと状況を知っていただく手立てをとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） まず最初に控除の関係でございます。これにつきましては、私どもも住民税のその課税の段階といいたいまいしょうか、それらが確定するその状況を押さえて言っているわけではございませんので、その辺のその動きがちよっと読めないということもあったものですから、そのことを意識しないでいいまいしょうか、当初の計画どおり、今までの3年間の計画の中ではじき出しているというのが実態でございます。

それから特養の負担の関係でございますけれども、これもそういう意味では先ほども一定の負担を求めることになったときに、その負担を求めたことによって生活保護に該当してしまうという場合については、その1段下の負担を求めるといことになります。それでも駄目な場合についてはもう一段下。もう一段下というのは、生活保護と同じように貰わないということになります。そういう制度があること。

それから障害者控除の周知につきましては、今までもそういうような周知に努めてまいりましたけれども、今いただきました意見を参考にしながら、いずれにいたしましてもせつかく周知するからにはよりわかりやすいような、意味をよくとっていただけるような、表現方法に十分気をつけながら対応をまいりたいというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 一番最初の保険を納める人の実態について、これまでの3年の統計の中でやってきたのだということで、私はこれから3カ年計画などに入っていくときに、そういった税制度が変わることによって、どんどん負担が増えていくような実態も押さえられて、その上できちっと計画を立てていく。それは保険料は、介護保険制度の住民が直接かかわる入口になるということで求めたのです。

すから、今までのことはわかりました。これから、17年度の予算、あるいは3カ年計画を立てていく中で、それらも含めてきちっと調査の上に新しい計画を持っていただきたいと思うわけですが、どうでしょうか。

○委員長（野原恵子） 助役。

○助役（西尾治） おっしゃられる意味合い、十分理解できるのですが、税、所得の問題について非常に厳しい管理をさせていただいておりまして、なかなか現課で全て個人の所得情報が開示できない、職員であっても開示できない状況でございます。

ですから、税、所得状況については担当する税務課の職員の方に照会をして、初めてそこで所得状況あるいは課税状況が知れる実態でございます。

現課の方では、昨年度の収入の関係、あるいは控除の関係についても、今年度の場合ですと3月の申告が終えて、4月の時点である程度、税務として所得が把握した時点で初めて個々の実態がわかるという状況になってきますので、中橋議員が言われるとおりの資料として老年者控除を受ける方がどの程度いるかということは、前年度の控除の数を見れば一定程度わかるのかなという思いではおりますけれども、なかなか個別情報について現課の方であらかじめ、そういうことを想定した調査は極めて難しいのも実態としてご理解をいただければなど。

今、言いますように、今、特に個人情報に関する限り、職員といえども、なかなか他課に渡って全て

の情報が知れるような状況にはならない。全て一定の用件を当てはめて、その課に照会をして初めて実態がわかると。ですから、現課の方としては今年の保険料の賦課についても、当然のことながら、税務課が所得を把握したあとに照会をして初めて実態が知れるというようなことになってくるのだらうと思います。

ですから、制度改正があったときに、それがどのように実態に反映されるのかというのは、おっしゃられるとおり現課として一定の準備をすることも多分必要なのだらうと思いますけども、その辺の手法、これからどんなふうに内部的にやっていけばいいのか、さらに少し研究させていただければなど。なかなか現課の方であらかじめそれを調査するという事は難しい現況にあることもご理解をいただければというふうに思います。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 私は一人ひとりの収入の全体の情報全員を押えて、そういう意味の調査といったのではなくて、保険料を改定の時期にも入ってきますよね。そういう中で全体の動向を押さえられて、もちろん介護保険の策定をなされるときに、課税者が何人で非課税者が何人で、世帯の所得はどうでということ全部出して5段階に分けて提出されてこられましたよね。

それが結局変わってきますよね。当然、税制度が変わると非課税者が課税者になっていくわけですから。そういうものをきちっとトータルで示したうえで、トータルで押さえたうえで、これからの3次計画に入っていくというようなことが基本的なベースのデータとして必要じゃないかというふうに思うのです。

それでないと保険料が高いというふうに単純にいても、きちっと収入があるのだからということになっていきますよね。でも、収入があっても、収入そのものが変わらなくても保険税だけが国の制度が変わることによって上がっていくのだというような流れの中では、やっぱり保険者の実態が変わってくるわけですから、大きくそれを掴んでいく、流れとして掴む必要はあるのだというふうに思うのです。

先ほど、逆に利用料の方では国の試算をベースにされていたというのですが、そういう個人個人がどうではなくて、介護度に応じて、収入に応じてこうなりますよということを示されましたよね。そういう形での押さえというのは、ある程度のところまでは可能ではないのでしょうか。難しいのですか、それも。

○委員長（野原恵子） 助役。

○助役（西尾治） 16年度の賦課の関係を逆算していけば、ある程度、この程度の方々がこの段階でこういう利用料になりますよということの試算は一定程度出るかと思います。

ただ、今回については、例えば老年者控除一つをとりましても、どこの段階でどの程度の収入がある方が課税になってあれるのだということになりますと、今、言いますように、個別ごとにある程度調査していかないと何人の方がどういう対象になるのかということは非常に難しいと。

ただ、想定できるのは、国民年金をいただいている方については、当然現行と変わらないだらうということも想定されますし、厚生年金なり共済年金等をいただいている方については、今、中橋委員おっしゃられるとおり、一定の控除がなくなることによって実態が若干変わってくるだらうと。あらかたの想定はできますが、それをあらかじめどういう段階でどう調整してどう調べていけるのかというのは、極めて昨年の所得を今年初めて確定するという状況の中では難しいものがあるのかなという思いであります。

ただ、当然のことながら、個々の被保険者の方が影響を受けることですから、それらをどういうふうに今後うまくカウントして、ある程度想定していけるような手法があるのかどうなのか、その点については十分研究をさせていただければなと思っております。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） ほかに質疑がないようでございますので、介護保険特別会計予算につきましては、以上を持って終了させていただきます。

この際、16時15分まで休憩をいたします。

16:03 休憩

16:15 再開

○委員長（野原恵子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第5号、平成17年度幕別町簡易水道特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（三井巖） 議案第5号、平成17年度幕別町簡易水道特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

98ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,059万円と定めるものであります。

款項の区分及び、当該区分ごとの金額につきましては、99ページ、100ページの第1表歳入歳出予算のとおりであります。

第2条起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、101ページの第2表地方債のとおりであります。

第3条では、一時借入金の借入の最高額を5,000万円と定めるものであります。

次に101ページをお開きください。

第2表地方債であります。地方債の今年度の借入予定額といたしましては、幕別簡易水道敷設整備事業の8,020万円と配水管布設替事業の1,040万円であります。

なお、起債の方法、利率償還の方法については、ここに記載のとおりであります。

次に111ページをお開きください。

歳出であります。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費。本年度予算額は2億3,049万円であります。本目は、簡易水道施設の給水経費と施設整備にかかる経費であります。2節から4節につきましては、担当職員1名分の人件費であります。

113ページにまいりまして、13節の委託料、細節13番と14番は、本年度より国庫補助事業として実施いたします幕別簡水の明倫地区の新しい取水施設と糠内浄水場と旧明倫簡水配水池をつなぐ配水管路の調査設計業務にかかる委託であります。

114ページ。

15節細節3は、幕別簡水関係で道道幕別大樹線の横断配水管の新設工事。細節4は、幕別簡水糠内浄水場と旧明倫簡水配水地をつなぐ送水管の布設工事。細節5は、明倫地区の新しい取水施設整備工事であります。

116ページにまいりまして、2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算額は10万円であります。

次に、歳入にいきまして104ページをお開きください。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金、本年度予算額は、1,658万2,000円であります。細節2は、道路工事に伴います水道管移設工事の負担金であります。

105ページにまいりまして、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料、予算額4,195万2,000円あります。本目は、駒島ほか3地区の水道の使用料であります。

2項手数料、1目手数料、予算額1,000円で、設計手数料であります。

106ページにまいりまして、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目簡易水道事業費補助金、予算額は、1,742万4,000円あります。本目は、17年度より実施いたします幕別簡易水道施設整備事業に伴います国庫補助金であります。

107ページにまいりまして、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算額6,393万1,000円で、一般会計からの繰入であります。

次ページにいきまして、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては10万円であります。

109ページにまいりまして、6款町債、1項町債、1目水道事業債、予算額9,060万円であります。これは、第2表でご説明申し上げましたとおりの工事に係ります起債であります。

110ページでございますけれども、諸収入につきましては廃款であります。

以上で、簡易水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 質疑がないようでございますので、簡易水道特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

議案第6号、平成17年度幕別町公共下水道特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（三井巖） 議案第6号、平成17年度幕別町公共下水道特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

122ページをお開きください。

第1表では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、16億5,173万4,000円と定めるものであります。

款、項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、123ページ、124ページの第1表歳入歳出予算のとおりであります。

第2条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は125ページの第2表地方債のとおりであります。

第3条では、一時借入金の借入の最高額を7億円と定めるものであります。

125ページをお開きください。

第2表地方債であります。本年度の借入の予定といたしましては、公共下水道建設事業では補助事業として1億5,030万円。単独事業としては1億940万円。合わせまして2億5,970万円であります。流域下水道建設事業としては、建設事業負担分が1,780万円を予定しております。

また、資本費平準化債につきましては、先行投資分に係ります相当額の一部を一定期間後年次に繰り延べする起債であります。本年度は元金分で2億230万円。利息分で8,500万円あります。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、ここに記載のとおりであります。

次に、135ページをお開きください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額は6,907万3,000円あります。本目は、下水道施設の管理経費と複合事務組合などへの各種負担金のほか、水洗化普及に伴います貸付金が主なものであります。

2節から4節につきましては、担当職員1名分の人件費であります。

137ページでございますけれども、21節につきましては、水洗便所の改造資金として貸付するものであります。

138ページ。

2款事業費、1項下水道施設費、1目下水道建設費、本年度予算額は6億1,847万5,000円あります。本目は、下水道事業にかかわります担当職員3名分の人件費と工事費並びに事業に伴います事務費が主なものであります。

139ページにいきまして、13節の細節5は、汚水・雨水管の台帳作成業務で、細節6につきましては、雨水管の整備にかかる調査設計業務委託であります。

140ページにいきまして、15節の細節1は、北栄地区区画整理事業関連ほか2件の汚水枝線の新設工事と4件の汚水サービス管新設工事、さらには札内南大通り関連の雨水管移設工事であります。細節2は、新北町ほか4件の雨水管の新設工事と、道道幕別大樹線の立体交差事業関連の雨水管移設工事を含

め、7本の雨水管の新設工事。細節3は、幕別浄化センターの機器の更新工事で、本年度は中央監視設備の一式を更新するものであります。19節負担金補助及び交付金の細節3は、十勝川流域公共下水道事業建設事業費の負担金であります。22節補償補填及び賠償金は、水道管7件と北電柱が2件、ガス管1件の移設補償費であります。

2項下水道管理費、1目浄化センター管理費、本年度予算額は6,355万円であります。本目は、幕別処理区の浄化センターの維持管理経費であります。年間処理量は62万トンを予定しております。

141ページにまいりまして、2目札内中継ポンプ場管理費、本年度予算額1,498万7,000円です。本目は、札内処理区の汚水を十勝川流域下水道の処理場へ圧送するための中継ポンプ場の維持管理経費であります。年間圧送料につきましては、149万トンを予定しております。

次に142ページ。

3目管渠維持管理費、本年度予算額は、1,100万7,000円です。本目は、すでに制御いたしました汚水管渠12万1,446メートル。マンホール2,244カ所。汚水桝7,614カ所の維持管理経費であります。

次に144ページにいまして、3款公債費、1項公債費、1目元金、予算額は5億3,172万1,000円です。

2目利子、予算額は3億4,282万円です。これは起債償還の利子及び一時借入金利子です。

3目公債諸費、予算額は1,000円です。

145ページにまいりまして、4款予備費、1項予備費、1目予備費、予算額は10万円です。

次に歳入にいまして、128ページをお開きください。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目都市計画負担金、予算額756万7,000円です。これは公共下水道の受益者負担金です。

129ページにいまして、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料、予算額は2億4,257万円です。これは、幕別と札内、両処理区にかかります下水道使用料です。

130ページにまいりまして、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業費補助金、予算額1億7,900万円で、下水道建設事業費に対します国庫補助金です。

131ページにまいりまして、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算額5億779万5,000円です。一般会計からの一般会計繰入金です。

132ページにまいりまして、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算額は10万円です。

133ページにまいりまして、6款諸収入、1項貸付金元利収入、1目水洗化改造等資金貸付金元利収入、予算額1,000万1,000円で、これは水洗化改造等貸付金の元利収入と利子収入です。

2項消費税還付金、1目消費税還付金、予算額500万円で、これは精算による還付金です。

3項雑入、1目雑入、予算額1億3,490万1,000円で、下水道施設の移設補償費です。

134ページにいまして、7款町債、1項町債、1目都市計画事業債と2目の資本費平準化債につきましては、先ほど第2表の地方債でご説明申し上げた起債の関係です。

以上で、公共下水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 129ページ、1目下水道使用料。

この議会に料金の改定の提案がされておりました。ここでこの使用料、新年度予算にあたって使用料の負担を15%の引き上げということでありましたが、その総金額はいくらの中に反映されているのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 水道課長。

○水道課長（前川満博） 今、ご指摘のありました料金改定の15%の反映分ということでもありますけども、

予算の中では2,520万1,000円。この分が料金改定による増える増額分ということで、現年度分の賦課分に入っております。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） ほかに質疑がないようでございますので、公共下水道特別会計予算につきまして以上をもって終了させていただきます。

議案第7号、平成17年度幕別町公共用地取得特別会計予算の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） 151ページをお開き願います。

議案第7号、平成17年度幕別町公共用地取得特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,111万9,000円と定めるものであります。

また、第2項で歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、152ページ及び153ページの第1表歳入歳出予算によるものとするものであります。

それでははじめに、歳出からご説明をいたします。

158ページをご覧くださいと思います。

158ページ、歳出、1款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額1,720万円。23節の起債償還元金で、平成11年度に札内9号南通り街路樹整備事業の用地の取得及び移転補償のために借入をいたしました公共用地先行取得債の起債元金、起債償還元金であります。据え置き期間の5年が経過しまして、本年度から元金の償還が始まるものであります。

2目利子、本年度予算額381万9,000円。利子の償還であります。

159ページ。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、10万円。予備費であります。

次に、歳入であります。156ページをお開きください。

歳入、1款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、2,101万9,000円であります。起債償還元金及び利子に充当するための一般会計からの繰入金であります。

157ページ、2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、10万円。繰越金であります。

以上で、公共用地取得特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 質疑がないようでございますので、公共用地取得特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

議案第8号、平成17年度幕別町個別排水処理特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（三井巖） 議案第8号、平成17年度幕別町個別排水処理特別会計予算について、ご説明申し上げます。

161ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,020万6,000円と定めるものであります。款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、162ページ、163ページの第1表歳入歳出予算のとおりであります。

第2条、起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還方法は164ページの第2表地方債のとおりであります。

第3条では、一時借入金の借入の最高額を1億円と定めるものであります。

164ページをお開きください。

第2表地方債であります。本年度の借入予定といたしましては、個別排水処理施設整備事業として30

基分、7,570万円を予定しております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、ここに記載のとおりであります。

次に173ページ、歳出をお開きください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額は518万4,000円であります。本目は、個別排水処理施設による水洗化の普及に要する経費であります。21節につきましては、水洗便所の改造資金として1件50万円を限度として貸付けるものであります。

174ページにまいりまして、2款事業費、1項排水処理施設費、1目排水処理建設費、予算額は9,896万1,000円であります。本目は、本年度設置を予定しております30基分の建設経費であります。

2項排水処理管理費。

175ページにいきまして、1目排水処理施設管理費、予算額は3,159万3,000円であります。本目は、本年度建設分も含めて、392基分の維持管理経費であります。

176ページにまいりまして、3款公債費、1項公債費、1目元金、予算額949万6,000円で、起債の償還元金であります。

2目利子、予算額は1,487万2,000円で、起債償還利子及び一時借入金の利子であります。

177ページ、4款予備費、1項予備費、1目予備費、予算額は10万円であります。

次に、歳入にまいりますので、167ページをお開きください。

歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目排水処理分担金、予算額は503万2,000円あります。これは30基分の受益者分担金であります。

168ページにまいりまして、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目排水処理施設使用料、予算額は1,462万3,000円あります。これは、本年度支出分を含めました392基分の使用料であります。

169ページにまいりまして、3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算額は5,775万円あります。一般会計からの繰入金であります。

170ページにまいりまして、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算額は10万円あります。

次に171ページ。

5款諸収入、1項貸付金元利収入、1目水洗便所改造等資金貸付金元利収入、予算額は400万1,000円で、貸付金の元金収入と利息収入であります。

2項消費税還付金、1目消費税還付金、予算額は300万円で、前年度分の消費税精算還付金であります。

172ページにまいりまして、6款町債、1項町債、1目排水処理施設整備事業債、予算額は7,570万円で、これは30基分の建設に対します起債であります。

以上で、個別排水処理特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 質疑がないようでございますので、個別排水処理特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

議案第9号、平成17年度幕別町水道事業会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（三井巖） 議案第9号、平成17年度幕別町水道事業会計予算について、ご説明をいたします。

179ページをお開きください。

はじめに、業務の予定量でございますが、給水戸数7,900戸。年間総給水量241万トン。1日平均給水量6,602トンであります。

主要な建設改良事業は、配水管布設整備事業と第3次拡張事業であります。

次に、第3条予算の収益的収入及び支出の予定額であります。収入の第1款事業収益は4億9,393

万2,000円であります。

支出の第1款事業費は、5億9,067万5,000円であります。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。

収入の第1款資本的収入は7億4,354万円であります。

180ページになりますが、支出の第1款資本的支出は、9億1,581万3,000円であります。

179ページ戻りまして、第4条資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1億7,227万3,000円は、当年度損益勘定留保資金1億7,227万3,000円で補填するものであります。

180ページにいきまして、第5条の企業債であります。起債の目的及び限度額につきましては、配水管整備事業にあつては8,790万円。第3次拡張事業は1億9,910万円であります。

次に、第6条の一時借入金であります。限度額を4億円と定めるものであります。

次に、第7条の議会で議決を経なければ流用することができない経費であります。職員給与費4,916万8,000円あります。

次に、第8条のたな卸資産の購入限度額は、568万8,000円と定めるものであります。

次に、209ページをお開きください。

平成16年度幕別町水道事業の決算見込みにおける損益計算書であります。営業収益がマイナス8,206万3,000円。営業外利益がマイナス7,304万6,000円となり、当年度純損失は1億5,510万9,000円となり、前年度繰り越し欠損金3億3,219万8,000円を加え、当年度未処理欠損は4億8,730万7,000円となる見込みでございます。

次に205ページをお開きください。

平成17年度幕別町水道事業会計の予定貸借対照表であります。206ページの5、剰余金(3)欠損金の繰越欠損金は、4億8,730万7,000円で、平成17年度の欠損金の見込みは1億827万4,000円となり、欠損金の累計額は5億9,558万1,000円となる見込みであります。

17年度において、1億827万4,000円の純損失と生じることになります。主な要因でございますけれども、国の高料金対策繰出基準が毎年改定されておまして、現時点では該当するかどうかは不透明でありますことから一般会計からの繰入れを計上しないことと、さらには十勝中部広域水道企業団責任水量の拡大に伴います受水費の増と帯広市への譲渡代金の支払いによるものであります。

次に、183ページをお開きください。

収益的支出であります。1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、本年度予算額は2億1,726万2,000円で、本目は職員1名分の人件費と浄水場の維持管理経費並びに企業団からの受水経費等が主な経費であります。

185ページをお開きください。

28節負担金でありますけれども、細節2施設利用拡大負担金につきましては、帯広市より譲り受けました責任水量4,000トンに対します帯広市への現金精算に要する費用でございます。

29節受水費は、十勝中部広域水道企業団からの受水費用で、基本料金につきましては1トン当たり1万2,000円で、責任水量1万300トン分。重量料金につきましては、本年度は従来の42円から7円減額した1トン当たり35円となりまして、1日1,900トンの365日分であります。

186ページをお開きください。

2目排水及び給水費、本年度予算額は2,280万3,000円で、本目は、職員1名分の人件費と排水及び給水にかかる経費であります。

187ページにまいりまして、13節委託料は、水道台帳修正業務と16節修繕費は、配水管漏水修理が主なものであります。

188ページにまいりまして、5目総係費、本年度予算額は3,378万4,000円で、本目は職員3名分の人件費と事務管理経費であります。

191ページにまいりまして、6目減価償却費、本年度予算額は2億2,072万5,000円あります。本目は有形無形の減価償却費に係る経費であります。

7目資産減耗費、本年度予算額は1,128万円であります。本目は、構築物と機械及び装置にかかる除却費であります。

2項営業外費用、1目支払利息及び配当金、本年度予算額は8,462万1,000円であります。本目は、企業債利息及び一時借入金利息であります。

192ページにいきまして、3目消費税、本年度予算額はゼロ円であります。本年度は消費税の預かり分よりも負担分の方が多くなりますことから、支払いが発生しないものであります。

5目雑支出予定額は10万円であります。

4項予備費、1目予備費、本年度予算額は10万円であります。

次に、前に戻りまして181ページ。

収益的収入であります。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、本年度予算額は4億5,650万2,000円で、本目は、給水戸数7,900戸分にかかる水道使用料であります。

3目その他営業収益、888万7,000円は、新設用の量水器売却収益及び加入者負担金などであります。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金。予定額は1万円で預金利息であります。

182ページにまいりまして、5目消費税還付金で、本年度予算額は1,000万円であります。

7目雑収益、本年度予算額は1,853万3,000円で、下水道会計からの収納及び管理業務にかかります受託収入であります。

次に195ページ。

資本的支出であります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費、本年度予算額は1億4,970万5,000円あります。本目は、職員1名分の人件費のほか、配水管布設等にかかります委託料及び工事請負費が主なものであります。

196ページにいきまして、26節の工事請負費では、北栄地区区画道路及び緑町団地道路、札内鉄道南沿線通りの配水管布設と道道幕別帯広芽室線整備事業に伴います布設替工事であります。

また、水道管の移設工事につきましては、下水道関連工事の6件であります。28節負担金は、土木現業所関係の関連工事の猿別橋の架け替えに伴う工事負担分であります。

2目営業設備費、本年度予算額は4,944万6,000円あります。本目は、限定満了量水器取替等に係る費用であります。

197ページにいきまして、20目第3次拡張事業費、本年度予算額は6億492万6,000円あります。本目は、十勝中部広域水道企業団からの全量受水に伴う関連施設の整備に係る費用で、職員1名分の人件費と、198ページにいきまして、13節の委託料は、配水管の調査設計業務と監視制御施設調査設計業務であります。26節工事請負費は、札内配水池の増設工事と、札内系配水管3.2キロメートルの布設が主なものであります。

次に、4項企業債償還金、1目企業債償還金、予定額は1億1,174万円あります。企業債に係り元金償還金であります。

次に、193ページにまいりまして、資本的収入であります。

1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、本年度予算額は2億8,700万円でありまして、配水管布設と第3次拡張事業に伴う企業債であります。

3項出資金、1目負担区分に基づく出資金、本年度予算額は、1億9,917万6,000円あります。第3次拡張事業分として、一般会計からの出資金であります。

4項補助金、1目国庫補助金、本年度予算額は1億9,917万6,000円で、同じく第3次拡張事業の国庫補助金であります。

6項負担金、1目負担金、今年度予算額は5,818万8,000円あります。

194ページにいきまして、56節の工事負担金は、下水道工事等に伴います水道管移設工事負担金であります。

以上で、水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○2番（中橋友子） この内容一つひとつではないのですが、徴収業務にかかわりまして、一つだけ改善といいますか、そういうもの求めて質問したいのですけれども。

今、この水道料金徴収に当たっては、メーター検針通知書というのが、メーターを検針されて出されて、同時に金融機関で自動振替などを行っている場合には、その結果報告、領収しましたというのと一緒に出されていますね。

これが、検針の方が多分全部やってまわられて、ポストに入れられていると思うのですが、その口座振替済みという案内におきまして、その詳細、口座の個人名から銀行の名前から口座番号から全部入ったものが、毎月毎月ポストに投函されているのですよね。

これ、今、いろんな犯罪がある中で、こういう形態を続けていくということ自体に、私は危険性を感じると思いますか、これによって何かがあったということは、別に聞いてはいないのですが、今の状況において、そこまでポストの中に簡単に入れてしまうようなやり方というのは改めていかなければならないのではないかなと思ひまして、今年の取り組みに当たって、どんなふうを考えてられるのか、伺います。

○委員長（野原恵子） 水道課長。

○水道課長（前川満博） 口座振替済みの通知書、これは検針時に、前々月の口座の領収という形で、その月の検針の数字と合わせて、各家庭に入れさせていただいております。

この方法というのは、これは全くうちの水道事業としてのあれで、できるだけ経費を、郵送料をかけず、検針員が検針するときにお渡しするのが事業としての経費節約につながるものというような考えで、今までやっておりました。

幸いに、今までそういう形で個人情報漏れたとか、そういう苦情というのはきてはいないのですけども、今、ご指摘のとおり、確かにこういう時代です。誰が留守中に、ポストの中を誰かが見て、それを利用するという恐れもないとは言いきれません。そのようなことも考え合わせまして、現在、今年予算の中では、それを改めるというような形では、今現在予算の中ではそこら辺反映はしておりませんが、ここら辺も含めて、水道課あるいはまた関係するような課もありますので、それらも併せて検討はしていきたいというふうに思っています。

ただ、口座番号、これについては、その通知の中には入っていないということで、ご了承いただきたいと思ひます。

○2番（中橋友子） わざわざ別にはがきを出すとか、そういうふうになると、別な予算かかっていきますから、そこまで私は求めるのではなくて、今、毎月毎月のことで、本人は自分がそのどこの口座で引き落とすというのはわかるわけですよね。

ですから、単なる金融機関の名前だとか口座の名義人の名前だとか、そういうのを入れなくても、きちっと領収しましたよと、口座振替を終わりましたよという通知、ここだけでいいと思うのです。

ですから、この下を伏せて、そして金額と口座支払済というのですか、それだけがわかればいいことではないかと思うのですよね。

それがあえてそこまで書いてしまうと、犯罪の危険性になるということですから、そこを消すだけであれば、お金かかるようなことはありますか。

それは、お金かからなくても改善できるのではないかと思うのですけど、どうでしょうか。

○委員長（野原恵子） 水道課長。

○水道課長（前川満博） 中橋委員、おっしゃるとおりの話なのですが、ただ、今現在、これをすぐ変えるということには、システムの変更という形が出てまいりますので、今、電算システム、これから変えるということもあります。

そこら辺も含めまして、十分、中で検討させていただきまして、よりよい方向に改善させていただきたいというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） ほかに質疑がないようでございますので、水道事業会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

以上をもって、全会計の質疑を終了させていただきます。

採決に移ります。

[採決]

○委員長（野原恵子） お諮りいたします。

議案第1号、平成17年度、幕別町一般会計歳入歳出予算は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（野原恵子） 異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○委員長（野原恵子） 起立、多数であります。

したがって、平成17年度幕別町一般会計歳入歳出予算は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮り致します。

議案第2号、平成17年度、幕別町国民健康保険特別会計歳入歳出予算は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（野原恵子） 異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○委員長（野原恵子） 起立、多数であります。

したがって、平成17年度幕別町国民健康保険特別会計歳入歳出予算は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第3号、平成17年度幕別町老人保健特別会計歳入歳出予算は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮り致します。

議案第4号、平成17年度幕別町介護保険特別会計歳入歳出予算は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（野原恵子） 異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○委員長（野原恵子） 起立、多数であります。

したがって、平成17年度幕別町介護保険特別会計歳入歳出予算は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第5号、平成17年度幕別町簡易水道特別会計歳入歳出予算は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第6号、平成17年度幕別町公共下水道特別会計歳入歳出予算は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長(野原恵子) 起立、多数であります。

したがって、平成17年度幕別町公共下水道特別会計歳入歳出予算は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第7号、平成17年度幕別町公共用地取得特別会計歳入歳出予算は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第8号、平成17年度幕別町個別排水処理特別会計歳入歳出予算は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第9号、平成17年度幕別町水道事業会計歳入歳出予算は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本特別委員会に付託されました、平成17年度幕別町各会計予算、議案第1号から議案第9号までの9議件の審査をすべて終了いたしました。

終了に先立ちまして、一言お礼を申し上げます。

本委員会が設置され、本日まで、各委員におかれましては、終始熱心にご審議いただき、心からお礼を申し上げます。

また、理事者におかれましては、審査の円滑な運営にご協力をいただき、併せてお礼を申し上げる次第でございます。

不慣れな委員長でありましたが、皆様のお陰をもちまして、無事終了することができました。

委員長としても、心から感謝を申し上げる次第でございます。

誠にありがとうございました。

これで委員会を閉会いたします。